

那賀町第 7 期障がい福祉計画及び
第 3 期障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月 改定

那 賀 町

【「障害」の表記について】

本計画においては、「障害者」などの「害」の字表記について、可能な限りひらがなで表記しました。

ただし、国の法令や地方自治体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、「害」の字を使っています。

このため、本計画では「がい」と「害」が混在する表現になっています。

目 次

第1部 総 論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	2
1. 計画策定の背景.....	2
2. 計画の性格・位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の推進.....	5
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	9
1. 那賀町の概況.....	9
2. 障がいのある人等の現状.....	11
3. 障がいのある人の現状（アンケート調査結果）.....	16
第3章 計画の理念と基本目標.....	51
1. 法令・制度改正の動向.....	51
2. 各種政策等の動向.....	52
3. 基本理念.....	55
4. 基本目標.....	55
第2部 障害福祉サービス等の提供体制確保の方策	
（那賀町 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）.....	57
第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の背景.....	58
1. 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正.....	58
2. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本指針の改正.....	59
3. 計画の体系.....	61
4. 計画の方向性.....	62
第2章 成果目標.....	64
1. 令和8年度までに重点的に取り組む目標.....	64
第3章 必要なサービスの見込み量の設定.....	68
1. 障害福祉サービスの利用動向と見込み量.....	68
2. 地域生活支援事業の実施状況と目標.....	78
3. 任意事業の実施状況と目標.....	89
4. 障がい児福祉サービスの利用動向と見込み量.....	90
第4章 サービス利用における利用者負担と軽減措置.....	94
1. 利用者負担の軽減.....	94
2. 利用者負担の上限額について.....	94
資料編.....	97

第 1 部 総 論

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月に、障がい者への差別禁止や障がい者の尊厳と権利を保障することを義務付けた国際条約である「障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）」が国連総会にて採択されたことにより、障害者権利条約の批准に向け、国内法の整備が進められてきました。

平成 23 年 8 月、「障害者基本法」（昭和 45 年法律第 84 号）が改正され、障がい者の定義の見直しや障がいを理由とする差別の禁止が明記されたほか、同年 6 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号）が制定されました。

また、平成 24 年には「障害者自立支援法」の改正法となる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）が制定され、障がいのある人への支援の拡充などが行われました。法律の改正による新たな制度として同法の改正により、令和 6 年 4 月からは障がい者等の地域生活の支援体制の充実や、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害がい雇用の質の向上の推進など、新たな支援も実施していきます。

さらに、平成 25 年には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）や、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止を定めた「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 46 号）が制定されました。

平成 26 年 1 月に障害者権利条約が批准された後も、平成 28 年 6 月には障害者総合支援法の施行 3 年後の見直し、同年 8 月には「発達障害者支援法」（平成 16 年法律第 167 号）の一部改正など、さまざまな法改正が行われました。

この「那賀町障がい福祉・障がい児福祉計画」は、前述の「障害者総合支援法」、「児童福祉法」により市町村に策定が義務付けられたもので、もっとも住民の皆さまに身近な行政単位である「町」から発信する障がい者施策に関する基本計画です。

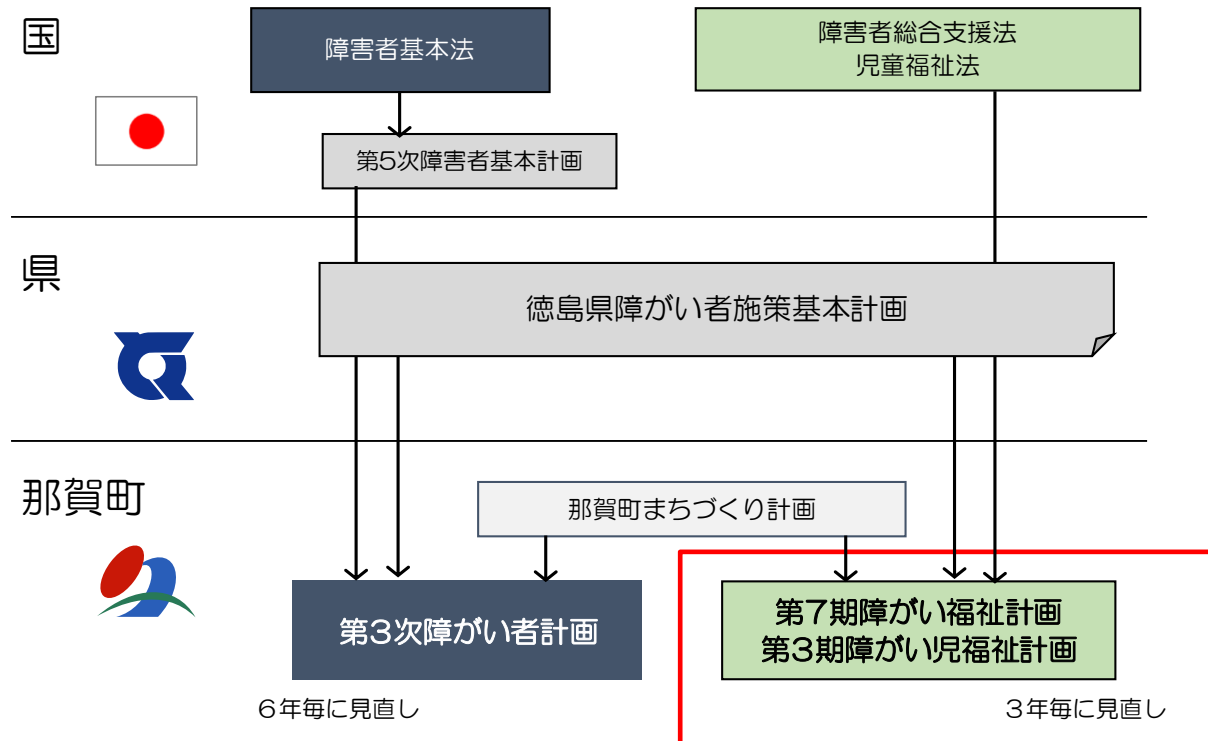
2. 計画の性格・位置づけ

市町村は、「障害者基本法」に基づく障がい者のための施策に関する基本的な中長期計画である「障がい者計画」と、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」に基づく障害福祉サービス等の生活支援の実施を計画的に確保するための「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」の策定が定められています。本計画では「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を一体的にとりまとめ、策定するものです。

「障がい者計画」は、障害者基本法第11条に基づき策定を義務付けられた法定計画であり、「那賀町まちづくり計画」の中の個別計画と位置づけられ、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めたものです。「障がい（児）福祉計画」は、障がい者計画の生活支援部分に関する実施計画として位置付けられてきました。このため、両計画の推進にあたっては、相互の調和を保ち、一体的に取り組んできたところです。

計画の策定にあたっては、国の計画策定に向けて基本指針や徳島県の「障がい者施策基本計画」を参照するとともに、「那賀町まちづくり計画」との整合を図りながら、障がい者（児）の生活支援等についての実施計画として数値目標を掲げて策定します。

図表 1-1 計画の位置づけ



3. 計画の期間

法の定めるところにより、「第3次障がい者計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とし、「第7期障がい福祉計画」と「第3期障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

図表 1-2 計画期間



4. 計画の推進

(1) 計画の推進に向けた基本的考え方

①障がいのある人のニーズの把握

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がいのある人などとの意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

②サービスを利用しやすい環境づくり

福祉サービスが多様化する中で、利用者自身が福祉サービスを選択することができる体制整備をすることが重要になってきています。このため、効果的な情報提供が行えるよう、さまざまなサービスなどの情報を分かりやすく整理し、広報誌などを通じて、利用者が必要な情報を入手しやすい環境づくりを進めます。

また、各相談窓口の周知を図り、認知度を高めるとともに、身近な地域の中で、気軽に相談をすることができ、相談内容によっては各専門機関など、最適な相談機関へスムーズにつなげられるよう、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

さらに、必要なサービスが適正に利用できるよう、調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図りつつ、障がいの状態や程度、所得状況などを適正に把握し、正確・公平な認定と、計画相談支援により障がい者のニーズに応じた支給を決定します。

③地域社会の理解促進

地域住民や事業所などに対して、障がいに関する正しい知識の普及・啓発に努め、障がい者理解の促進を図り、共生社会の実現を目指して地域の力を活用します。

さらに、社会福祉協議会とも連携し、町民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

また、庁内においても、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ、各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

（２）計画の進行管理及び・評価結果の反映

那賀町障がい者基本計画は、中長期的な障がい者福祉施策に関する基本計画であり、計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等のさまざまな分野にわたっています。

このため、保健医療福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障がいのある人などの連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図る必要があります。庁内の推進体制としては、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し（Action）」のPDCAサイクルを確立し、施策の充実や事業実施の見直しについての協議を継続的に行うことにより、本計画の円滑な推進を図ります。

また、那賀町障がい（児）福祉計画に係るサービス見込み量や事業の実施状況、施設から地域や一般就労への移行状況などについて、年度ごとに点検・評価するとともに、必要に応じ、事業の見直しを行います。

図表 1-3 計画の進行管理（PDCAサイクル）



(3) 計画の策定体制

計画の策定にあたり、幅広く市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、下記に掲げる方法などにより、策定委員会での協議検討、郵送による調査の実施、パブリックコメントの実施等、さまざまな形で町民の皆さまの参加を図るよう努めます。

1) 障がい者の現状を把握するための実態調査の実施

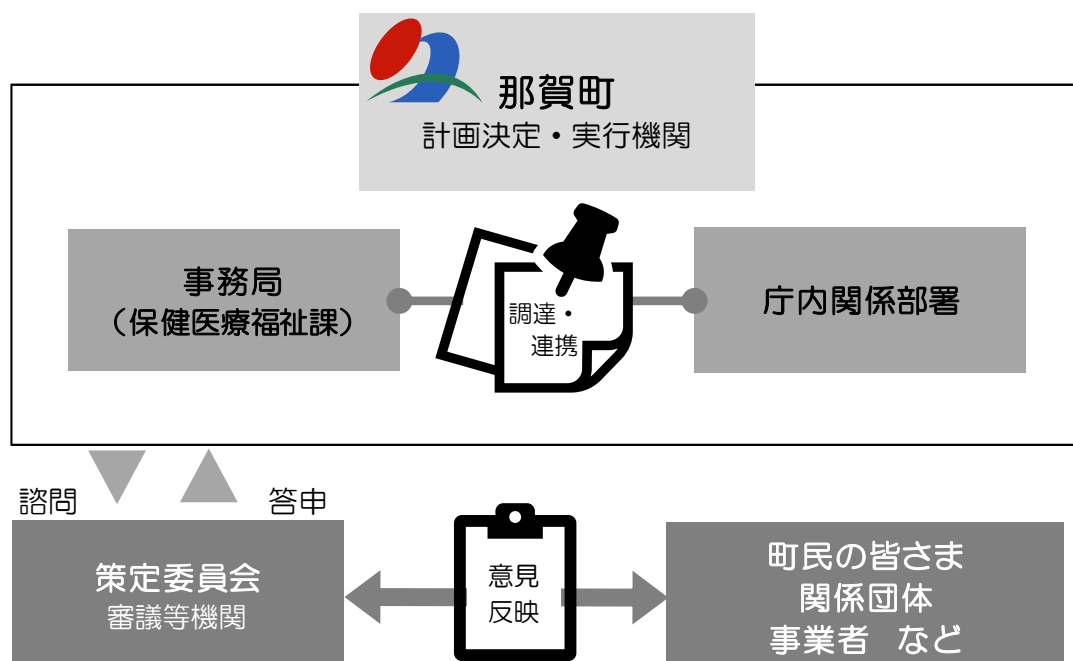
障がいのある人の地域移行や就労の促進などに向け、障がい者ニーズを把握するため、当事者やその介助者、障がい者団体や事業所に対して各種調査を行いました。

2) 那賀町障がい者計画等策定委員会の開催

社会全体で障がい福祉に対する取組を行っていく必要があるため、本計画の策定にあたっては、行政機関内部だけでなく医療・福祉関係者や障がい者団体等で構成された「那賀町障がい者計画等策定委員会」において審議され、その提言を計画に反映させています。

3) パブリックコメントの実施

地域住民の参加は、今後ますます重要となっていくことから、広く町民の皆さまの意見を聴取し、計画に反映するよう、パブリックコメントを実施しました。



（４）関係機関・団体との連携

①町民や関係機関・団体との連携

障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画を推進し、障がいのある人のニーズにあった施策を展開するためには、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、社会福祉協議会など多くの地域関係団体の協力が不可欠です。

また、障がいのある人の地域生活を支えるサービスにおいても、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービス提供が必要となります。そのため、これら関係機関・団体と相互に連携を図り、すべての地域において町民に支えられた本計画の着実な推進に向けて取り組みます。

②国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視しつつ、密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1. 那賀町の概況

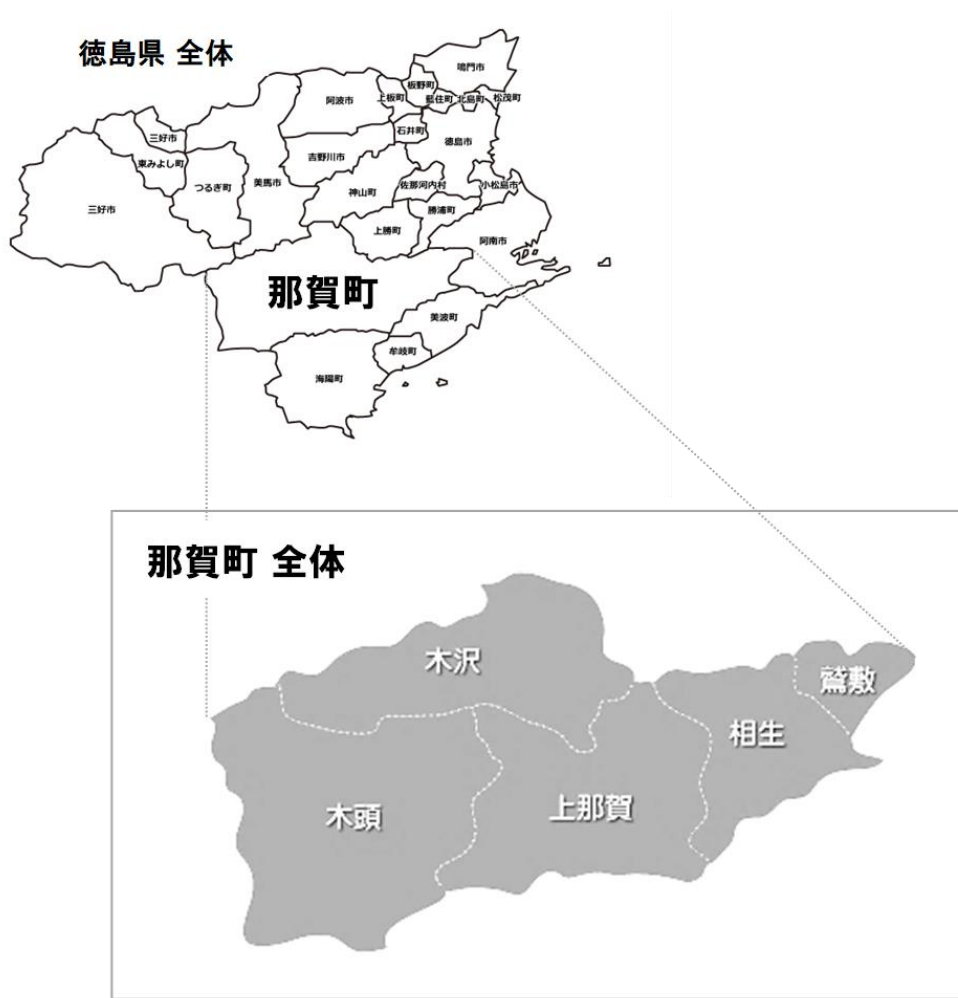
(1) 地勢等

那賀町（以下、「本町」という。）は徳島県の南部に位置し、東は阿南市、西は高知県、南は海部郡、北は勝浦郡、神山町、美馬市、三好市に隣接しています。

地域の北西部には四国山地、南部には海部山脈などを配しており、標高 1,000 メートル以上の山々に囲まれ、地域の9割以上が森林の中山間地域です。地域内には那賀川及び坂州木頭川が流れ、両河川は旧上那賀町内で合流して地域のほぼ中央を西から東に貫流しています。

平成 17 年 3 月 1 日、鷲敷町・相生町・上那賀町・木沢村・木頭村の丹生谷（にゅうだに）5 町村が合併し、那賀町が誕生しました。

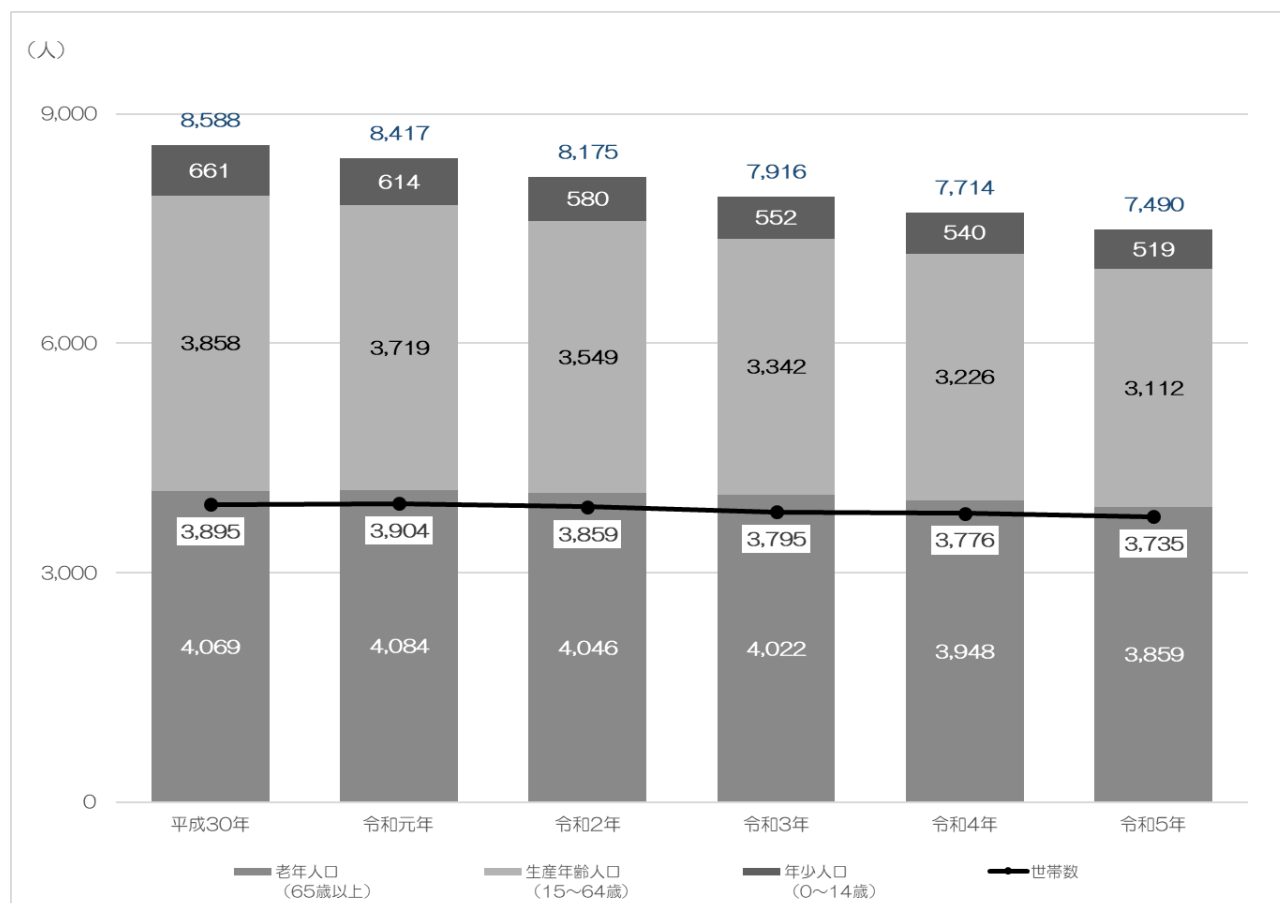
図表 2-1 那賀町



(2) 人口等

住民基本台帳による令和5年1月1日現在の本町の人口は、7,490人です。年少人口（15歳未満）は519人、生産年齢人口（15～64歳）は3,112人、老年人口（65歳以上）は3,859人となっています。人口の推移については、平成17年の町村合併以降より減少が続いており、今後も減少することが推計されています。

図表 2-2 人口の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

2. 障がいのある人等の現状

(1) 身体障害者手帳を持っている人

身体障害者手帳の所持者は、令和5年3月31日時点で439人となっています。そのうち18歳未満は3人です。平成30年度からの推移をみると、5年間で186人減少し、減少傾向にあります。

図表 2-3 身体障害者手帳所持数の推移

単位：人	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総 数	553	523	487	467	439
18歳未満	3	3	2	3	3
18歳以上	550	520	485	464	436

各年度末現在

等級の段階別にみると、それぞれの割合は、ほぼ変わりません。

令和5年3月31日現在、もっとも多い等級は「1級」で132人です。次いで「4級」が115人、「2級」が78人となっています。

図表 2-4 等級別所持者数の推移

単位：人	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総 数	553	523	487	467	439
1 級	168	156	144	133	132
2 級	100	91	88	80	78
3 級	57	56	52	54	44
4 級	127	130	125	124	115
5 級	44	38	32	30	27
6 級	57	52	46	46	43

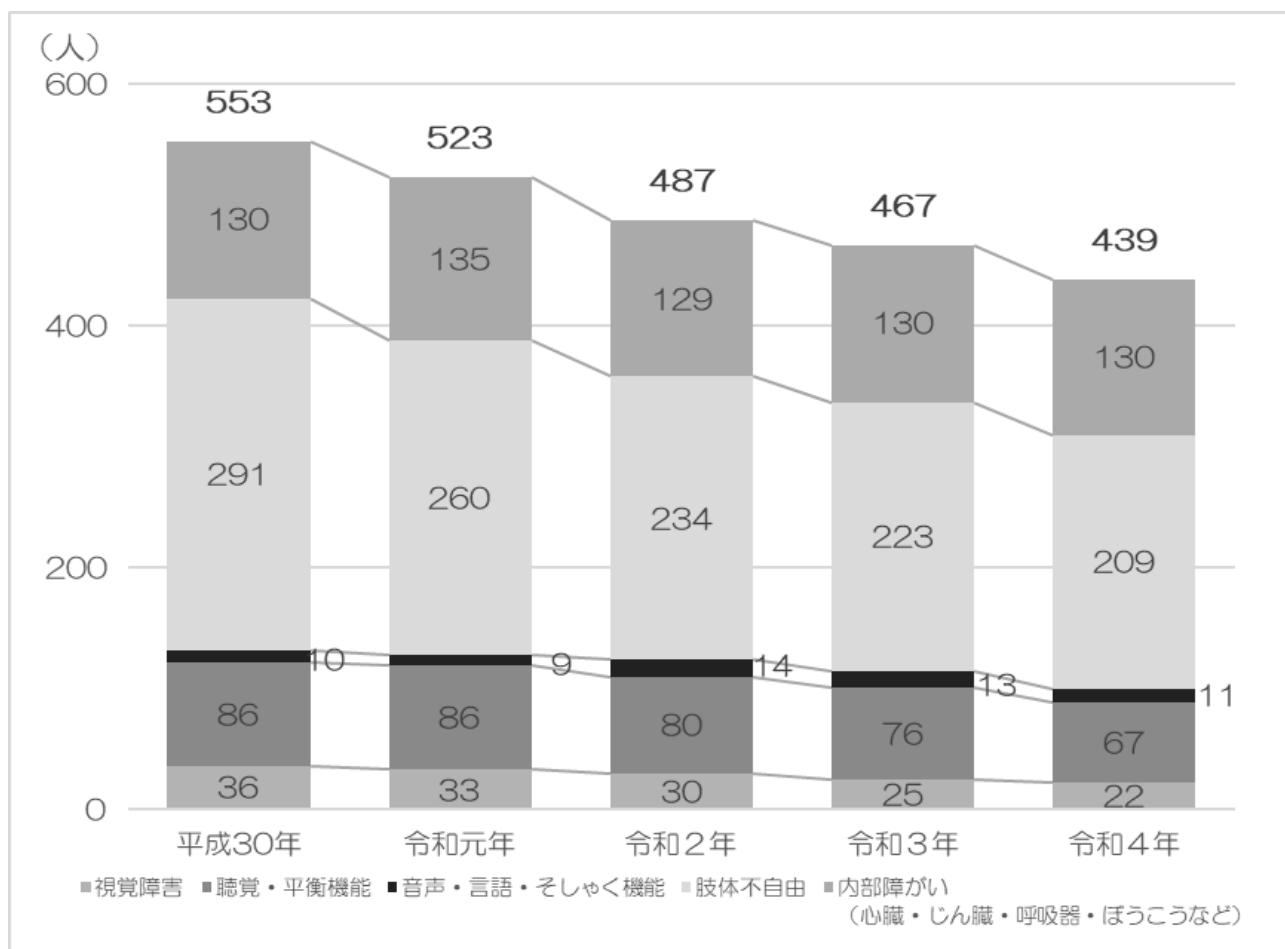
各年度末現在

障がい種別でみると、平成 27 年度以降、「肢体不自由」が減少傾向にあります。そのほかの種別はわずかな増減はありますが、ほぼ一定割合で推移しています。障がい種別の内訳としては、「肢体不自由」がもっとも多く、次いで「内部障害」となっています。「内部障害」の割合が、近年増加傾向にあります。

図表 2-5 障がい種別所持者数の推移

単位：人	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
総 数	553	523	487	467	439
視覚障害	36	33	30	25	22
聴覚・平衡機能	86	86	80	76	67
音声・言語・そしゃく機能	10	9	14	13	11
肢体不自由	291	260	234	223	209
内部障がい (心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうなど)	130	135	129	130	130

各年度末現在



(2) 療育手帳を持っている人

療育手帳の所持者は、令和5年3月31日時点で81人となっています。そのうち18歳未満は10人です。平成30年度からの推移をみると、5年間で16人減少し、わずかな増減がみられますが、大きな変化はありません。

図表 2-6 療育手帳所持数の推移

単位：人	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総 数	97	92	84	80	81
18歳未満	14	11	9	7	10
18歳以上	83	81	75	73	71

各年度末現在

等級別にみると、A（重度）、B（中度・軽度）ともに、ほぼ横ばい状態です。令和5年3月31日現在、A（重度）は36人、B（中度・軽度）は45人となっています。

図表 2-7 等級別所持者数の推移

単位：人	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総 数	97	92	84	80	81
A（重度）	45	45	39	37	36
B（中度・軽度）	52	47	45	43	45

各年度末現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳を持っている人

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和5年3月31日時点で67人となっています。そのうち18歳未満は1人です。平成30年度からの推移では、5年間で4人増加し、わずかに増加していますが、大きな変化はありません。

図表 2-8 精神障害者保健福祉手帳所持数の推移

単位：人	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	63	64	68	66	67
18歳未満	0	1	1	2	1
18歳以上	63	63	67	64	66

各年度末現在

等級の段階別でみると、平成27年度以降、「3級」の大きな増加がみられましたが、平成30年度以降、増減は少なく横ばい状態です。令和5年3月31日現在、「2級」が36人ともっとも多く、次いで「3級」が20人、「1級」が11人となっています。

図表 2-9 等級別所持者数の推移

単位：人	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	63	64	68	66	67
1級	12	10	11	11	11
2級	32	34	34	33	36
3級	19	20	23	22	20

各年度末現在

(4) 自立支援医療（精神通院）申請受付者数

自立支援医療（精神通院）の申請受付者数は、令和5年3月31日時点で88人となっています。新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策により、令和2年3月1日から令和3年2月末日までに有効期限を満了する受給者を対象に有効期限の延長措置が実施されました。令和2年度の受付者が大幅に減少する以外は、大きな変化はありません。

図表 2-10 自立支援医療（精神通院）申請受付者数の推移

単位：人	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	88	90	67	92	88

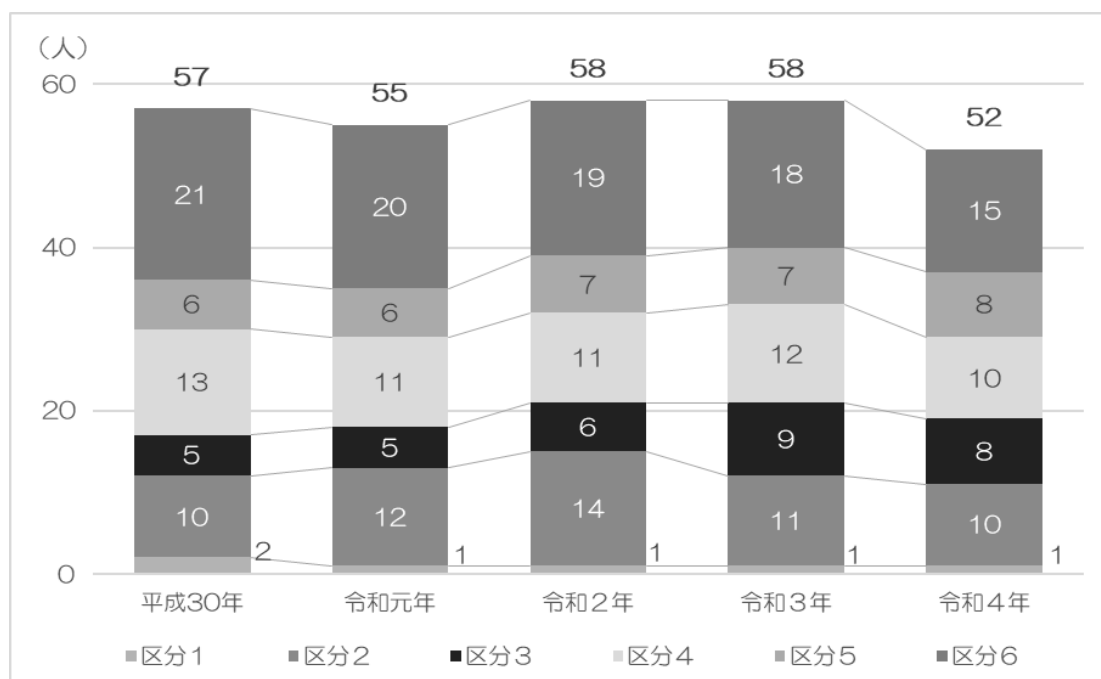
各年度末現在

(5) 障害支援区分認定者数について

障害支援区分認定者数は、令和5年3月31日時点で52人となっています。平成30年度からの推移をみると、5年間で5人減少していますが、横ばい状態です。

区分別にみると、支援の度合いがもっとも高いとされる「区分6」がもっとも多く、次いで、「区分2」「区分4」となっています。

図表 2-11 障害支援区分認定者数の推移



単位：件 下段：町内在住者	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	57	55	58	59	52
区分1	2 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
区分2	10 (7)	12 (9)	14 (10)	11 (8)	10 (8)
区分3	5 (2)	5 (2)	6 (1)	9 (4)	8 (4)
区分4	13 (2)	11 (1)	11 (2)	12 (2)	10 (0)
区分5	6 (0)	6 (2)	7 (2)	7 (2)	8 (1)
区分6	21 (2)	20 (2)	19 (2)	18 (3)	15 (3)

() は町内在住者

各年度末現在

3. 障がいのある人の現状（アンケート調査結果）

（1）アンケート調査の実施概要

本町では今回、福祉計画の改定にあたり、障がいを持つ当事者やご家族等へアンケートを実施しました。概要は、以下のとおりです。

① 調査の目的

「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の改定にあたり、障がいのある方の実情や福祉ニーズを把握し、計画を策定する上での基礎資料として活用するとともに今後の障がい者施策に反映させていくために実施しました。

② 調査の対象・配布数・回収率

対象Ⅰ	町内にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方及び自立支援医療（精神通院医療）受給者、難病患者の 70 歳以下の方		
		配布数：190 人（無作為抽出）	回 答 数：71 票 回 答 率：37.4%
		有効回答数：70 票 有効回答率：36.9%	
対象Ⅱ	町内にお住まいの児童発達支援等受給者証または障害者手帳をお持ちの 18 歳未満の方々の保護者		
		配布数：13 人（無作為抽出）	回 答 数：4 票 回 答 率：30.8%
		有効回答数：4 票 有効回答率：30.8%	

③ 調査方法

郵送による配布、郵送による回答（無記名）

④ 調査期間

令和5年7月24日から令和5年8月18日まで

⑤ 調査結果の見方

図表内の「n」は、その設問への回答者の総数を表します。

(2) 主なアンケート調査結果（対象Ⅰ）

アンケート調査結果の概要は以下のとおりです。

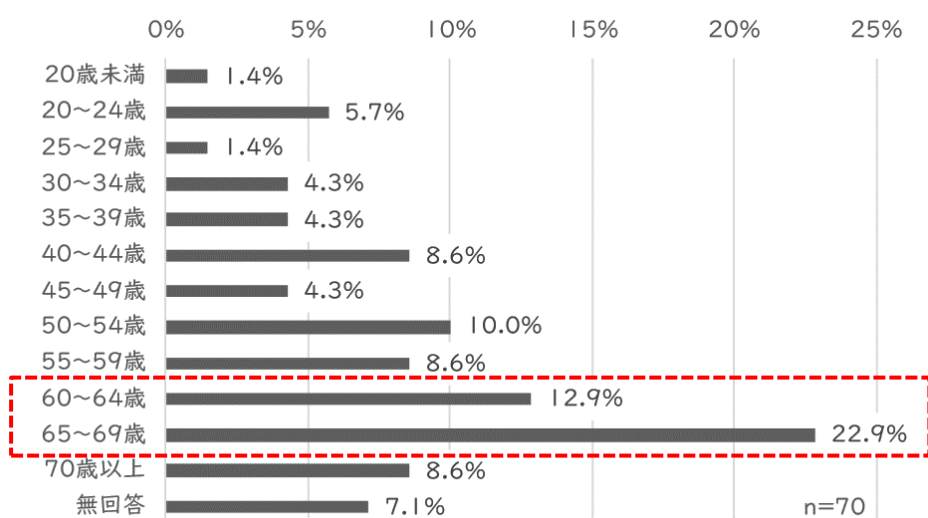
【回答者について】

回答者は「ご本人」が 58.6%と最も多く、「ご本人が回答してご家族や介助する方の記入」が 10.0%でした。

	%	回答数
あて名のご本人	58.6	41
ご本人が回答してご家族や介助する方が記入	10.0	7
ご家族や介助する方と相談しながらご本人が回答	0.0	0
ご本人の意見を確認することが難しいので、 ご家族や介助する方が回答	10.0	7
無回答	21.4	15
総 計	100.0	70

【年齢別構成について】

「65～69 歳」がもっとも多く 22.9%、次いで「60～64 歳」が 12.9%となっています。



【性別について】

「男性」が 60.0%、「女性」が 34.3%の割合で、男性から多く回答いただきました。

	%	回答数
男性	60.0	42
女性	34.3	24
無回答	5.7	4
総 数	100.0	70

【住まいについて】

住まいは「自宅」が 64.3%と多く、「施設・グループホーム入所」の方が 22.9%いました。

	%	回答数
自宅	64.3	45
施設・グループホームなど	22.9	16
その他	4.3	3
無回答	8.6	6
総 数	100.0	70

【自宅の場所について】

自宅の場所（所在する地区）は以下のとおりです。

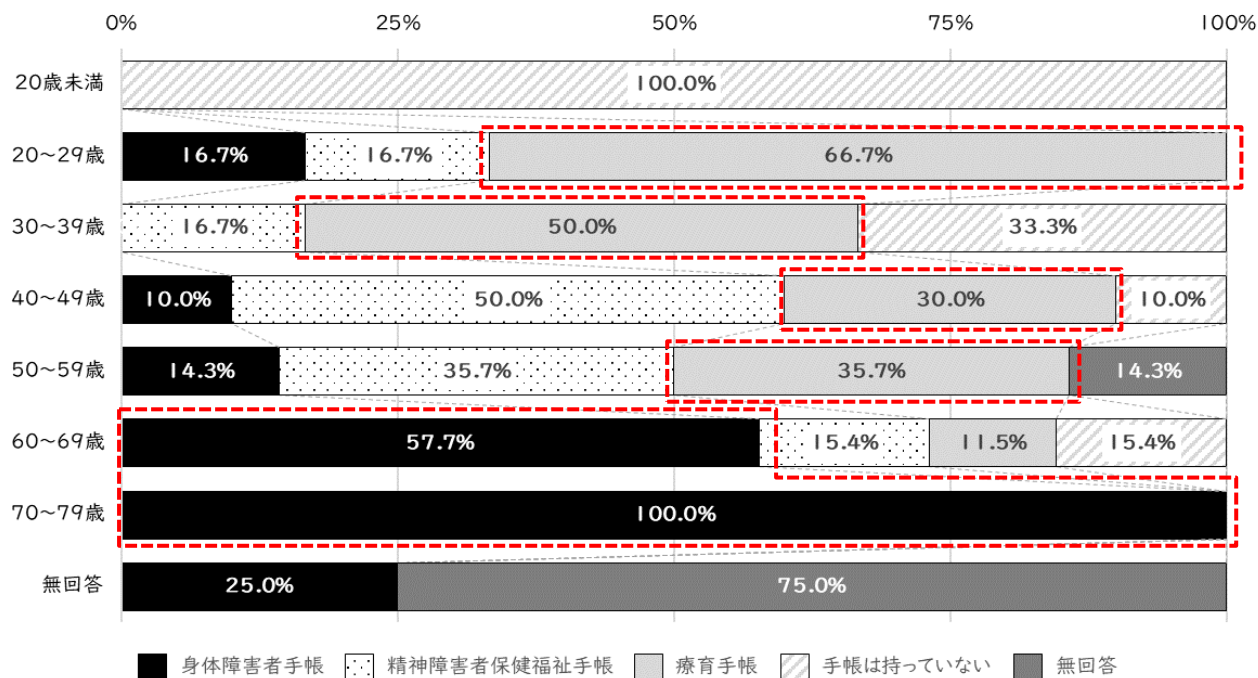
	%	回答数
鷺敷地区	37.7	17
相生地区	28.9	13
上那賀地区	20.0	9
木沢地区	6.7	3
木頭地区	6.7	3
総 数	100.0	45

【保有する手帳の種類について】

手帳の種類については、「身体障害者手帳」が 37.1%と最も多く、「療育手帳」が 25.7%、「精神障害者保健福祉手帳」が 22.9%となっています。

(複数回答)	%	回答数
身体障害者手帳	37.1	26
精神障害者保健福祉手帳	22.9	16
療育手帳	25.7	18
手帳は持っていない	11.4	8
無回答	8.1	26

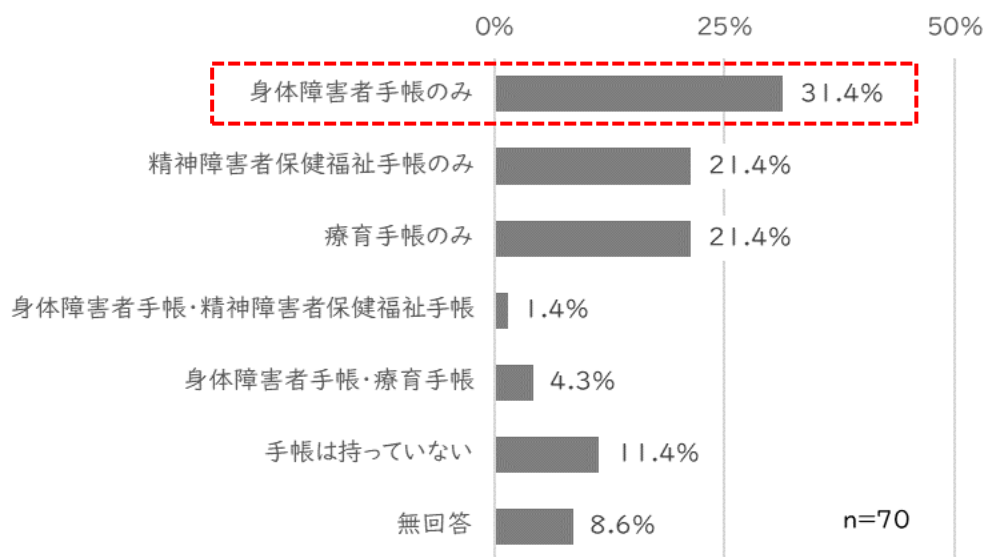
障害者手帳を年齢別にみると、「身体障害者手帳」は「60 歳代」と「70 歳代」といわゆる高齢者世代の所持が多い状況です。「精神障害者保健福祉手帳」は「40 歳代」、「50 歳代」と中間年齢層の所持が多い状況です。「療育手帳」は「20 歳代」から「50 歳代」の比較的若い世代の方が多く所持しています。



【手帳の保有状況について】

手帳の保有状況は、「身体障害者手帳のみ」が31.4%、「精神障害者保健福祉手帳のみ」「療育手帳のみ」が21.4%となっています。また、「身体障害者手帳・療育手帳」等の複数の手帳を所持する方が5.7%となっています。

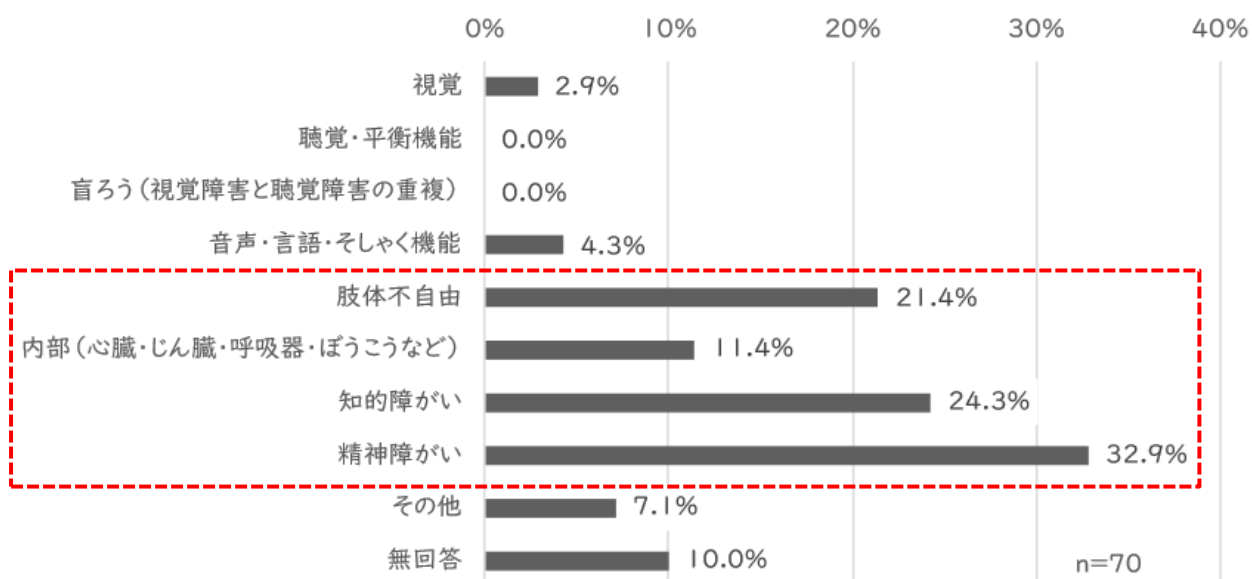
手帳の保有状況



【障がいの種類について】

障がいの種類は、「精神障がい」が 32.9%、「知的障がい」が 24.3%、「肢体不自由」が 21.4%、「内部障がい」が 11.4%となっています。

(複数回答)	%	回答数
視覚	2.9	2
聴覚・平衡機能	0.0	0
盲ろう（視覚障害と聴覚障害の重複）	0.0	0
音声・言語・そしゃく機能	4.3	3
肢体不自由	21.4	15
内部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうなど）	11.4	8
知的障がい	24.3	17
精神障がい	32.9	23
その他	7.1	5
無回答	10.0	7



【強度行動障害の有無について】

強度行動障害の有無については、「ある」と言われたことがある方は 2.9%となっています。

	%	回答数
ある	2.9	2
ない	87.1	61
無回答	10.0	7
総 数	100.0	70

【障がいの程度について】

各手帳所有者における等級の種類別割合・人数は以下のとおりです。

身体障害者手帳所持者は「2級」がもっとも多く、療育手帳所持者は「A」が多くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者は「1級」の所持者数がもっとも少ない状況で、「2級」と「3級」の差はありません。

身体障害者手帳

	%	回答数
1 級	23.1	6
2 級	26.9	7
3 級	11.5	3
4 級	19.2	5
5 級	7.7	2
6 級	11.5	3
無回答	0.0	0
総 数	100.0	26

療育手帳

	%	回答数
A	55.6	10
B	38.9	7
無回答	5.6	1
総 数	100.0	18

精神障害者保健福祉手帳

	%	回答数
1 級	12.5	2
2 級	50.0	8
3 級	37.5	6
無回答	0.0	0
総 数	100.0	16

【介護保険の認定状況について】

介護保険の認定状況は、「受けていない」と答えた方がほとんどでした。

	%	回答数
受けている	4.3	3
受けていない	65.7	46
申請中	0.0	0
無回答	30.0	21

【入院の経験について】

「入院経験がある」と答えた方は、68.6%でした。

	%	回答数
入院したことがある	68.6	48
入院したことはない	25.7	18
無回答	5.7	4

【診察の状況について】

現在の診察（通院等）の有無は、「通院している」が70.0%と最も多く、入院・往診を含めて、医療を受けている方の合計は77.1%になっています。

	%	回答数
入院している	1.4	1
通院している	70.0	49
往診を受けている	5.7	4
診察など受けていない	11.4	8
無回答	11.4	8

【医療福祉サービスの利用について】

医療福祉サービスの利用の有無は、「受けている」が45.7%となっています。

	%	回答数
受けている	45.7	32
受けていない	40.0	28
無回答	14.3	10

【同居人について】

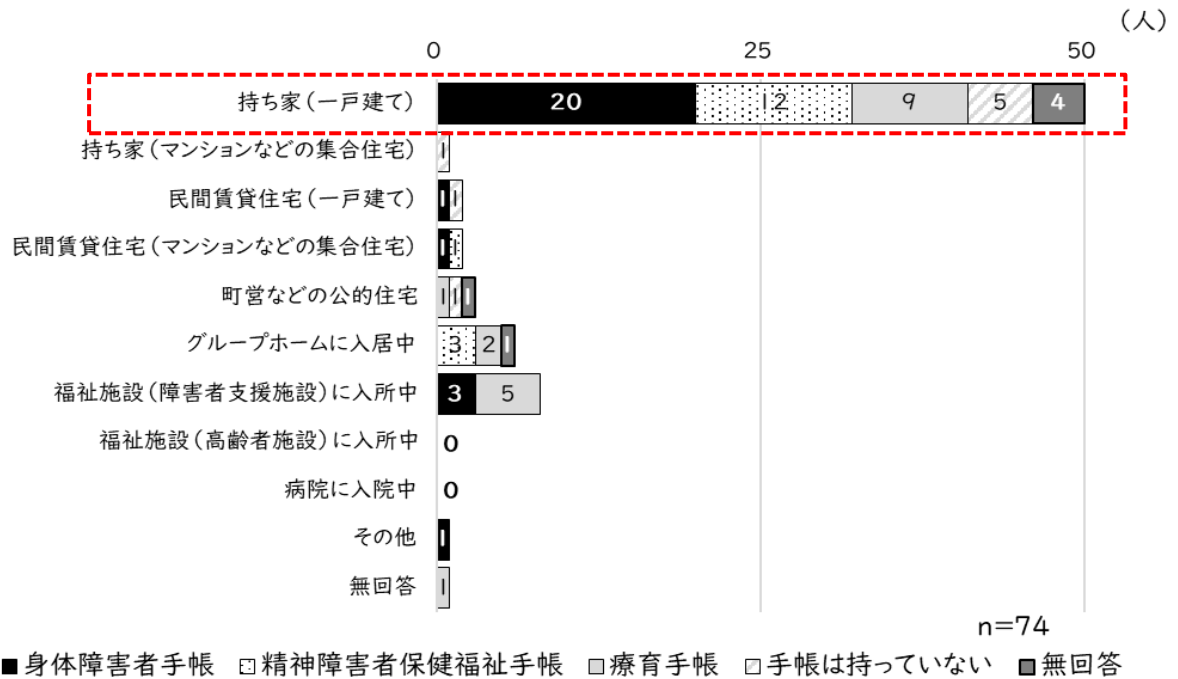
同居している人の状況として、「親」の割合が39.2%で最も多く、次いで「配偶者・パートナー」が25.7%となっています。「入所中」の方は17.6%、「ひとり暮らし」は12.2%です。

手帳種別ごとにみると、「精神障害者保健福祉手帳」と「療育手帳」を所持する方は、「親」が最も多く、「身体障害者手帳」を所有する方は「配偶者・パートナー」が最も多い状況となっています。

（複数回答）	ひとり暮らし	親	配偶者・パートナー	兄弟・姉妹	子ども	グループホームに入居中	施設に入所中	その他	無回答
全体	12.2%	39.2%	25.7%	6.8%	9.5%	5.4%	12.2%	4.1%	5.4%
身体障害者手帳	15.4%	23.1%	53.8%	0.0%	15.4%	0.0%	11.5%	0.0%	3.8%
精神障害者保健福祉手帳	18.8%	37.5%	18.8%	18.8%	6.3%	12.5%	6.3%	18.8%	0.0%
療育手帳	5.6%	50.0%	0.0%	11.1%	0.0%	5.6%	27.8%	0.0%	11.1%
手帳は持っていない	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%
無回答	16.7%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%

住居形態は、ほぼが「持ち家（一戸建て）」となっています。近年、保護者は『親なき後』のことを心配ごととして挙げるが多くなっていますが、地域との関わり合いや、成年後見制度の利用など、保護者が早い段階から取り組めるような、気軽な相談体制等の整備の推進が求められます。

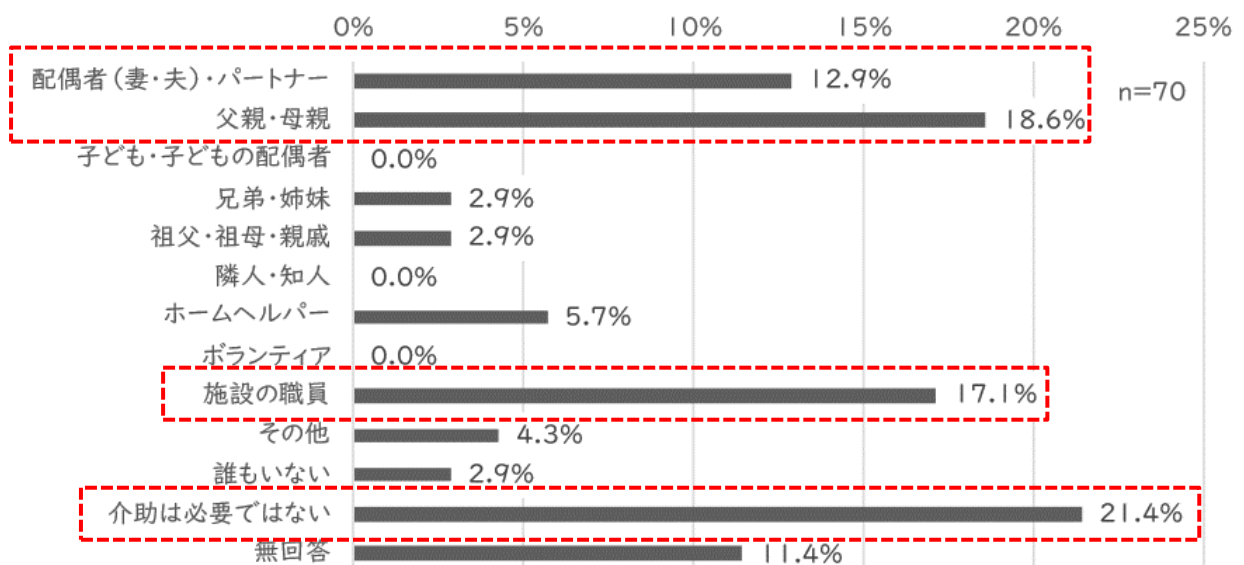
障害者手帳別の住居形態



【介助者について】

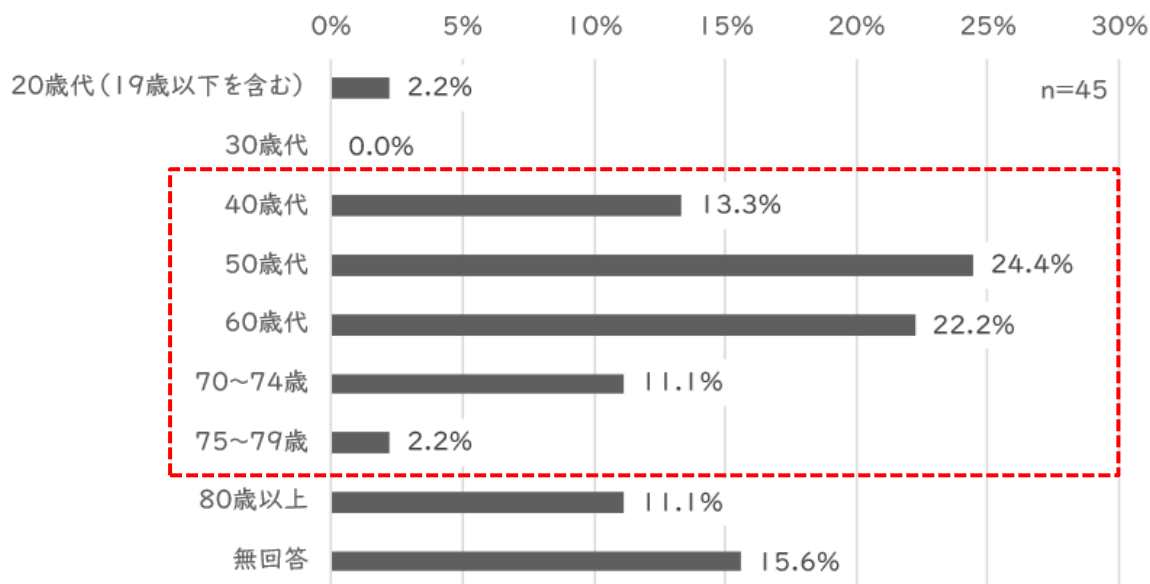
選択肢の中では、「介助は必要でない」と答えられた方が21.4%でもっとも多い状況です。

主な家族介助者は、「父親・母親」がもっとも多く18.6%、「配偶者(妻・夫)・パートナー」が12.9%となっています。また、家族以外の介助者では、「施設の職員」が17.1%を占めています。



【介助者の年齢について】

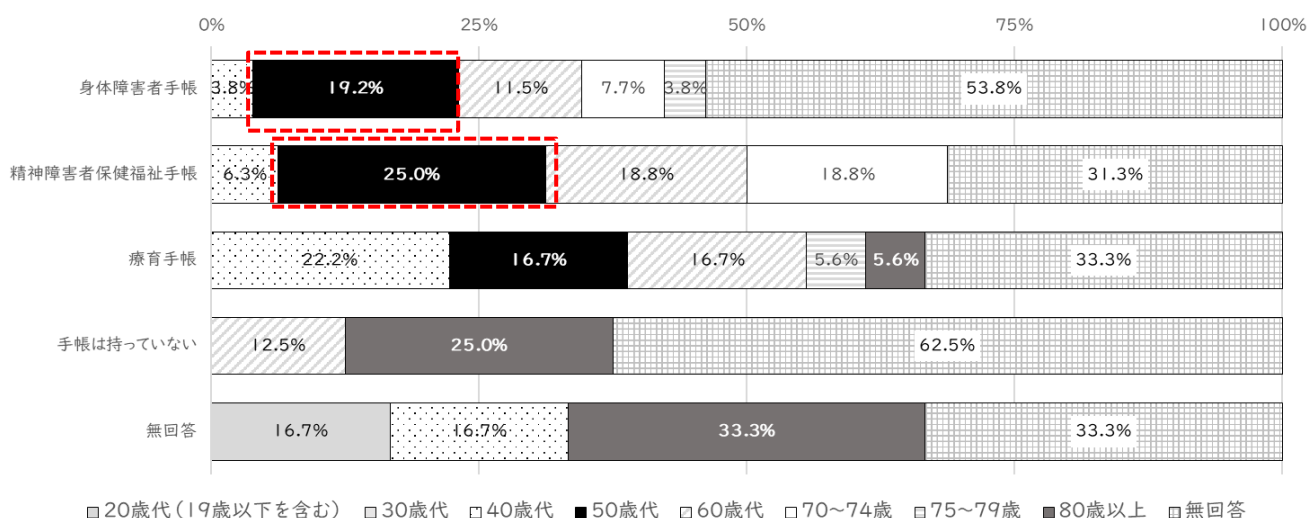
介助者の年齢は、「50 歳代」が 24.4%と最も多く、「60 歳代」が 22.2%、「40 歳代」「70 歳代」が 13.3%の順となっています。



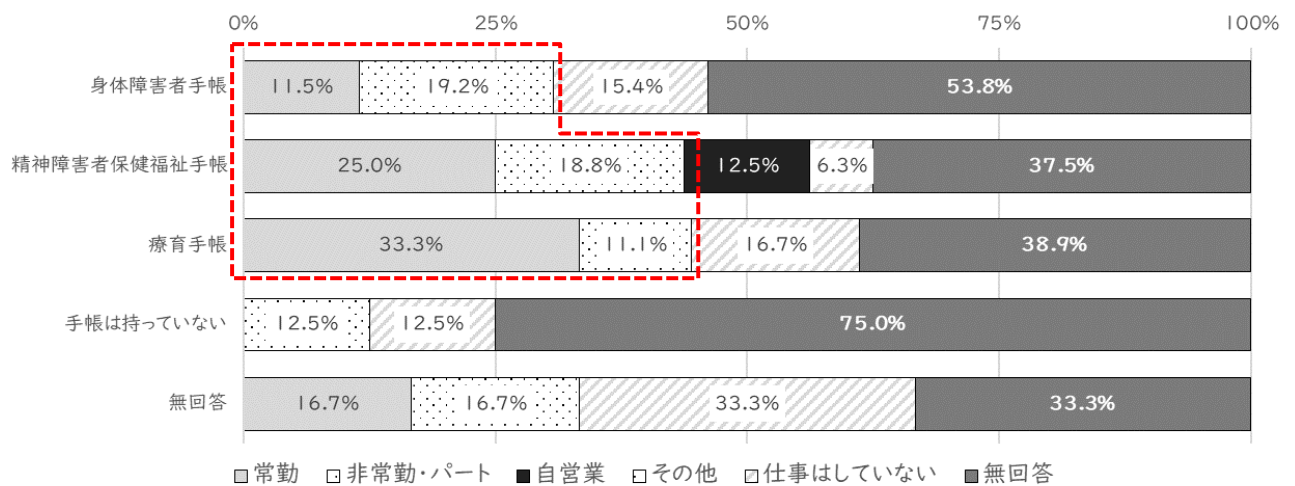
介助者の年齢と就労状況を手帳種別ごとにみると、「身体障害者手帳」と「精神障害者保健福祉手帳」を持つ方の介助者は「50 歳代」の方が多い状況です。また、「精神障害者保健福祉手帳」を持つ方の介助者は、仕事をしている方（常勤、非常勤・パート）は 43.8%、「療育手帳」を持つ方の介助者では 44.4%と就労者が 4 割をこえています。

これからも長く住み慣れた地域で暮らしていくために、地域住民の理解と協力、事業所やサービスなどの充実を図る必要があります。

障害者手帳別の介助者の年齢



障害者手帳別の介助者の就業状況



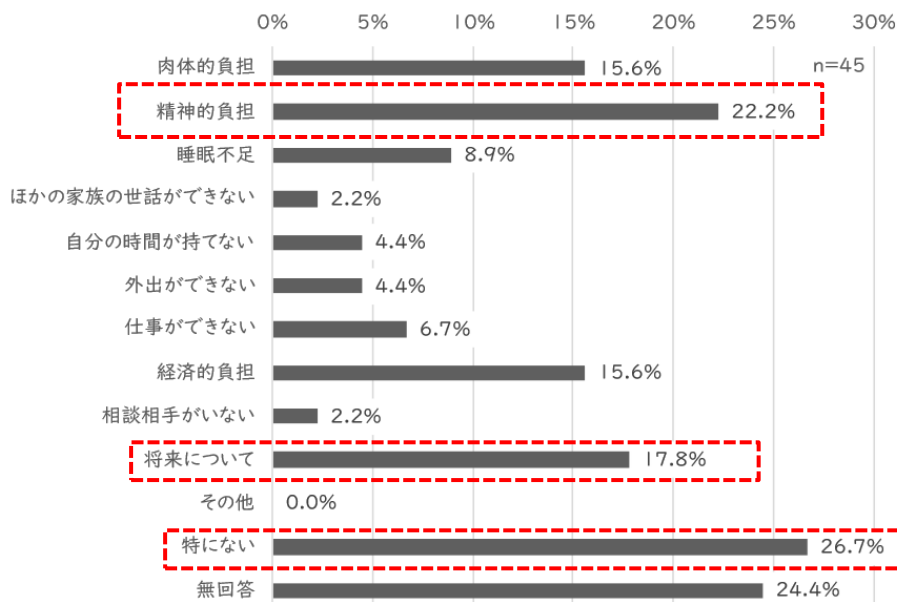
【介助者の健康状態について】

主たる介助者の健康状態は、「健康である」「どちらかといえば健康である」と合わせると66.6%が健康と回答し、「どちらかといえば健康ではない」と「健康ではない」では合わせて11.1%となっています。

	%	回答数
健康である	33.3	15
どちらかといえば健康である	33.3	15
どちらかといえば健康ではない	6.7	3
健康ではない	4.4	2
無回答	22.4	11

【介助者の困っていることについて】

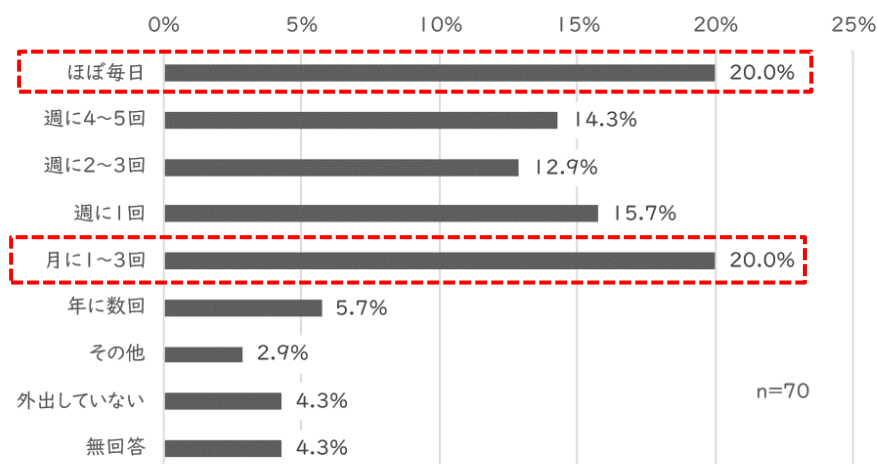
介助者の困っていることは、「特にない」が26.7%でもっとも多い状況です。困っていることとしては、「精神的負担」が22.2%ともっとも多く、「将来について」が17.8%、「肉体的負担」「経済的負担」が15.6%となっています。



(複数回答)	肉体的負担	精神的負担	睡眠不足	ほかの家族の世話ができない	自分の時間が持てない	外出ができない	仕事ができない	経済的負担	相談相手がない	将来について	その他	特にない	無回答
全体	15.6%	22.2%	8.9%	2.2%	4.4%	4.4%	6.7%	15.6%	2.2%	17.8%	0.0%	26.7%	24.4%
身体障害者手帳	4.3%	13.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	8.7%	0.0%	4.3%	0.0%	17.4%	8.7%
精神障害者保健福祉手帳	8.3%	16.7%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%	50.0%	16.7%
療育手帳	18.2%	18.2%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	9.1%	18.2%	0.0%	9.1%	0.0%	9.1%	27.3%
身体障害者手帳・精神障害者手帳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
身体障害者手帳・療育手帳	33.3%	66.7%	66.7%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%
手帳は持っていない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%
無回答	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	40.0%	0.0%	0.0%	40.0%

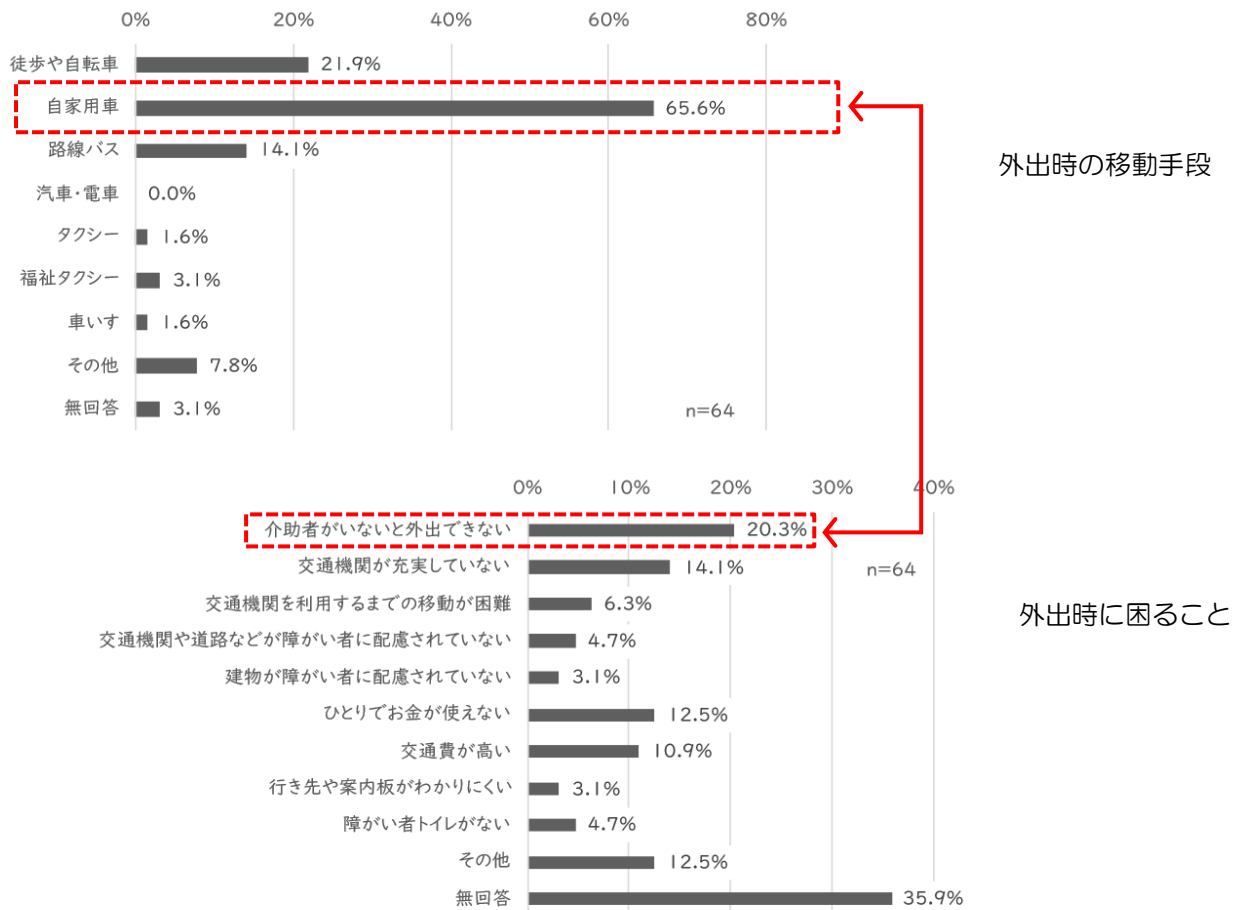
【外出について】

外出の頻度は、「ほぼ毎日」と「月に1～3回」が20.0%でもっとも多く、「週に1回」が15.7%、「週に4～5回」が14.3%でほとんどを占めました。また、「外出していない」という回答も4.3%ありました。



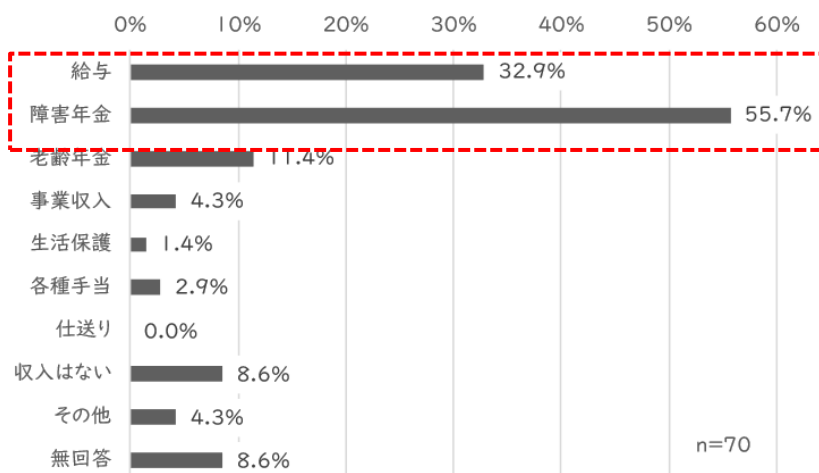
【外出時の移動手段について】

外出時の移動手段として、もっとも利用されているのは「自家用車」となっています。一方で、外出時に困ることについては、「介護者がいないと外出できない」がもっとも多い状況です。今後は、介護者の高齢化等で運転が困難になるような場合には、外出頻度が極端に減少する可能性もあります。今後、身近で気軽に利用できる移動手段の確保を検討していく必要があります。



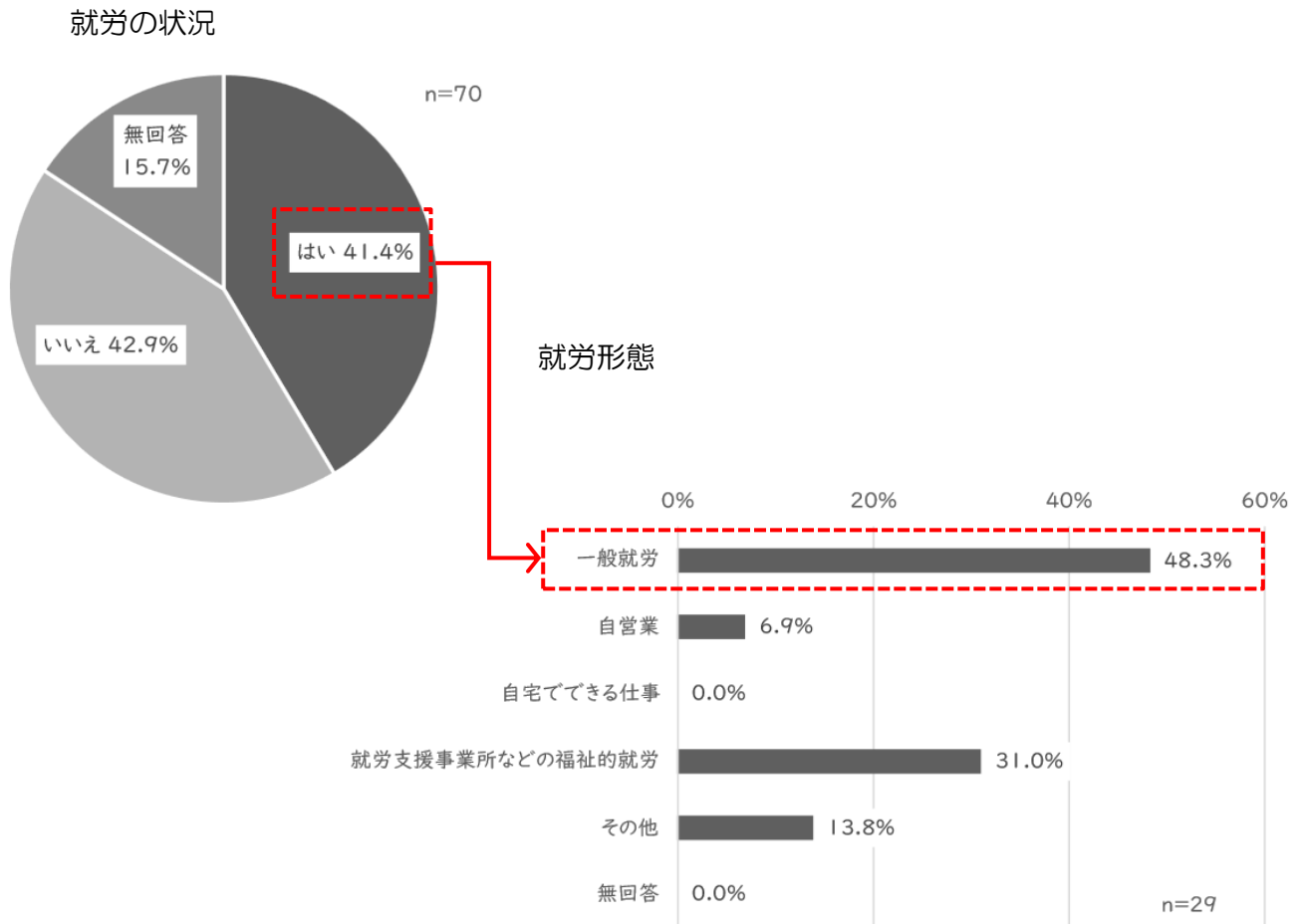
【収入について】

収入源は「障害年金」の割合が55.7%でもっとも多く、次いで、「給与」が32.9%、「老齢年金」が11.4%となっています。「収入はない」と答えられた方は8.6%となっています。



【就労について】

現在、「就労している人」は41.4%となっています。勤務形態は「一般就労」が48.3%と最も多く、次いで、「就労支援事業所などの福祉的就労」が31.0%となっています。



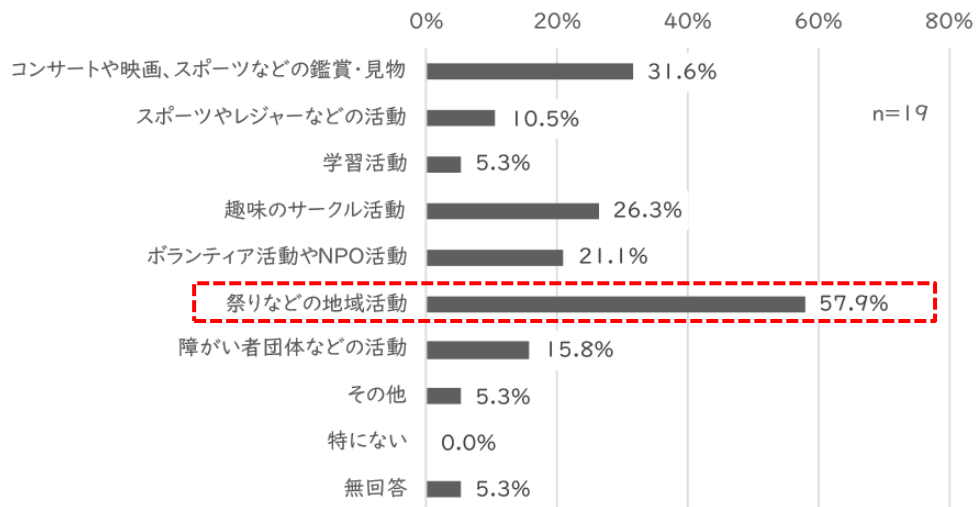
【働くために重要なことについて】

障害者手帳所持者ごとの働くためにもっとも重要視していることは、身体障害者手帳所持者は「障がい特性に配慮した職場環境」、障害者保健福祉手帳所持者は「給料が充実していること」「就職先の紹介等の支援」「企業、上司、同僚の理解」「安全な通勤手段が確保されること」、療育手帳所持者は「給料が充実していること」「障がい特性に配慮した職場環境」となっています。

(複数回答)	就職に向けた障がい者(家族)の意識啓発	就職に向けた相談	給料が充実していること	就職先の紹介等の支援	就職に必要な知識・技術等の取得	就労に必要なコミュニケーション技術等の習得	健康管理等の支援	就労に向けた面接、実習などの支援	就労初期段階での支援	就職後の相談・支援	就労に向けた訓練施設の充実	企業、上司、同僚の理解	障がい特性に配慮した職場環境の整備	安全な通勤手段が確保されること
全体	5.7%	11.4%	22.9%	18.6%	17.1%	11.4%	17.1%	7.1%	10.0%	18.6%	7.1%	22.9%	27.1%	20.0%
身体障害者手帳	7.7%	7.7%	15.4%	15.4%	11.5%	7.7%	3.8%	0.0%	7.7%	15.4%	11.5%	15.4%	30.8%	11.5%
精神障害者保健福祉手帳	6.7%	26.7%	40.0%	40.0%	33.3%	20.0%	33.3%	13.3%	13.3%	33.3%	6.7%	40.0%	33.3%	40.0%
療育手帳	6.7%	6.7%	26.7%	13.3%	13.3%	6.7%	13.3%	6.7%	13.3%	6.7%	0.0%	13.3%	26.7%	20.0%
手帳は持っていない	0.0%	12.5%	25.0%	12.5%	25.0%	25.0%	37.5%	25.0%	12.5%	37.5%	12.5%	37.5%	25.0%	25.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%

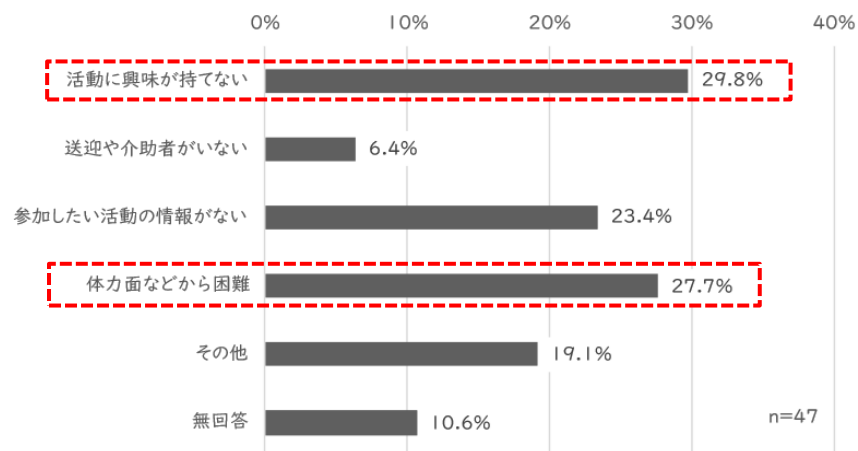
【地域活動などについて】

この1年間で行った活動は、「祭りなどの地域活動」が57.9%と最も多く、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見物」が31.6%「趣味のサークル活動」が26.3%となっています。



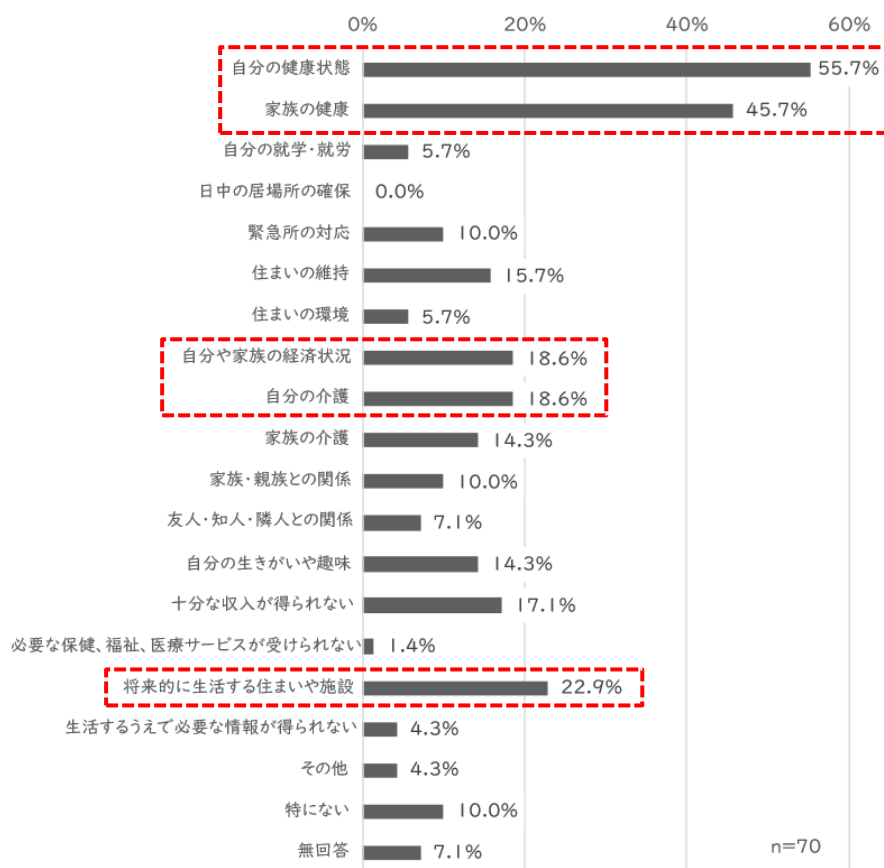
【活動を行わない理由について】

活動を行わない理由は、「活動に興味がない」が29.8%で最も多く、「体力面などから困難」が27.7%、「参加したい活動の情報がない」が23.4%となっています。



【現在の悩みごとや心配ごとについて】

現在の悩みごとや心配ごとについては、「自分の健康状態」が 55.7%と最も多く、「家族の健康」が 45.7%と健康についての回答が多くなっています。また、「将来に生活する住まいや施設」が 22.9%、「自分や家族の経済状況」が 18.6%「十分な収入が得られない」が 17.1%で生活基盤となる住まいや経済面についての回答が多くなっています。



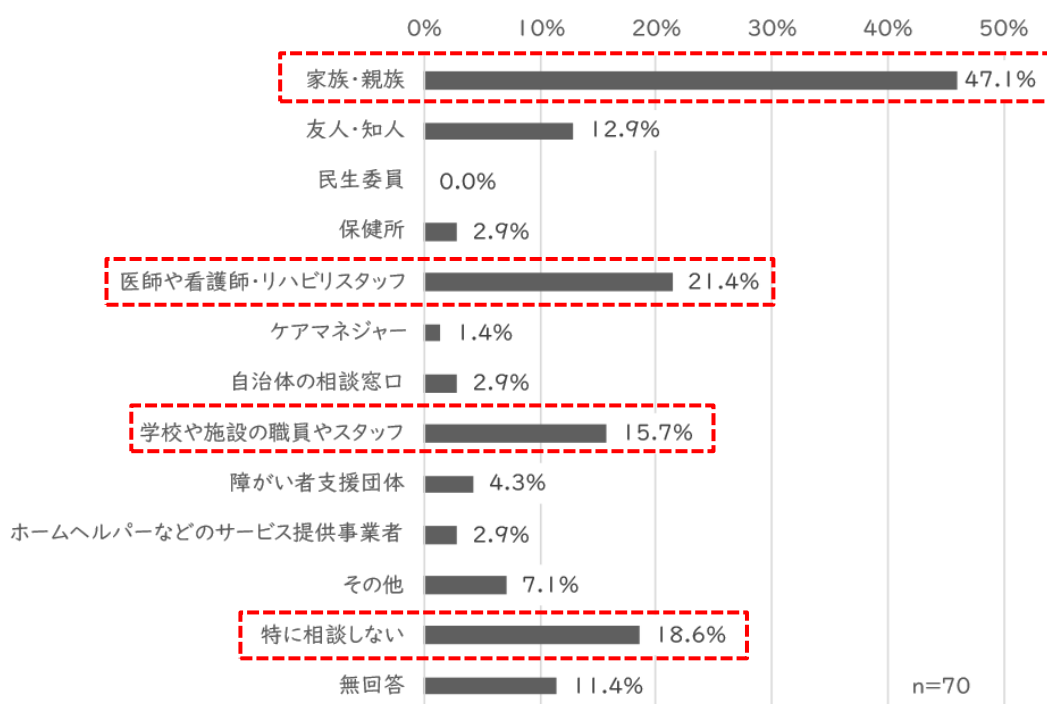
	自分の健康状態	家族の健康	自分の就学・就労	日中の居場所の確保	緊急所の対応	住まいの維持	住まいの環境	自分や家族の経済状況	自分の介護	家族の介護
全体	55.7%	45.7%	5.7%	0.0%	10.0%	15.7%	5.7%	18.6%	18.6%	14.3%
身体障害者手帳	53.8%	42.3%	0.0%	0.0%	11.5%	7.7%	0.0%	19.2%	11.5%	7.7%
精神障害者保健福祉手帳	80.0%	40.0%	13.3%	0.0%	0.0%	20.0%	13.3%	6.7%	20.0%	13.3%
療育手帳	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	13.3%	20.0%	13.3%	13.3%	20.0%	26.7%
手帳は持っていない	50.0%	37.5%	25.0%	0.0%	12.5%	25.0%	0.0%	37.5%	25.0%	12.5%
無回答	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	0.0%	33.3%	33.3%	16.7%

	家族・親族との関係	友人・知人・隣人との関係	自分の生きがいや趣味	十分な収入が得られない	必要な保健、福祉、医療サービスが受けられない	将来的に生活する住まいや施設	生活するうえで必要な情報が得られない	その他	特になし	無回答
全体	10.0%	7.1%	14.3%	17.1%	1.4%	22.9%	4.3%	4.3%	10.0%	7.1%
身体障害者手帳	3.8%	0.0%	7.7%	15.4%	3.8%	15.4%	3.8%	3.8%	11.5%	15.4%
精神障害者保健福祉手帳	26.7%	6.7%	26.7%	13.3%	0.0%	33.3%	0.0%	13.3%	6.7%	0.0%
療育手帳	6.7%	6.7%	0.0%	6.7%	0.0%	26.7%	6.7%	0.0%	13.3%	0.0%
手帳は持っていない	12.5%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%
無回答	0.0%	16.7%	33.3%	50.0%	0.0%	33.3%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%

【悩みの相談相手について】

悩みごとや心配ごとの相談先は、「家族」が47.1%と最も多く、次いで、「医師や看護師・リハビリスタッフ」が21.4%、「学校や施設の職員やスタッフ」が15.7%となっています。保健所や医師といった専門職を合わせると24.3%となります。ただし、「特に相談しない」という回答が18.6%ありました。

所持する手帳ごとにみると、家族以外の相談相手として、身体障害者手帳所持者は「友人・知人」、精神障害者保健福祉手帳所持者と療育手帳所持者は「医師や看護師・リハビリスタッフ」「学校や職場の職員やスタッフ」が多くなっています。それぞれ身近な相談先が異なります。相談を受けた先が適切な関係機関へ繋げるなど、連携体制が整備された環境づくりを推進していく必要があります。

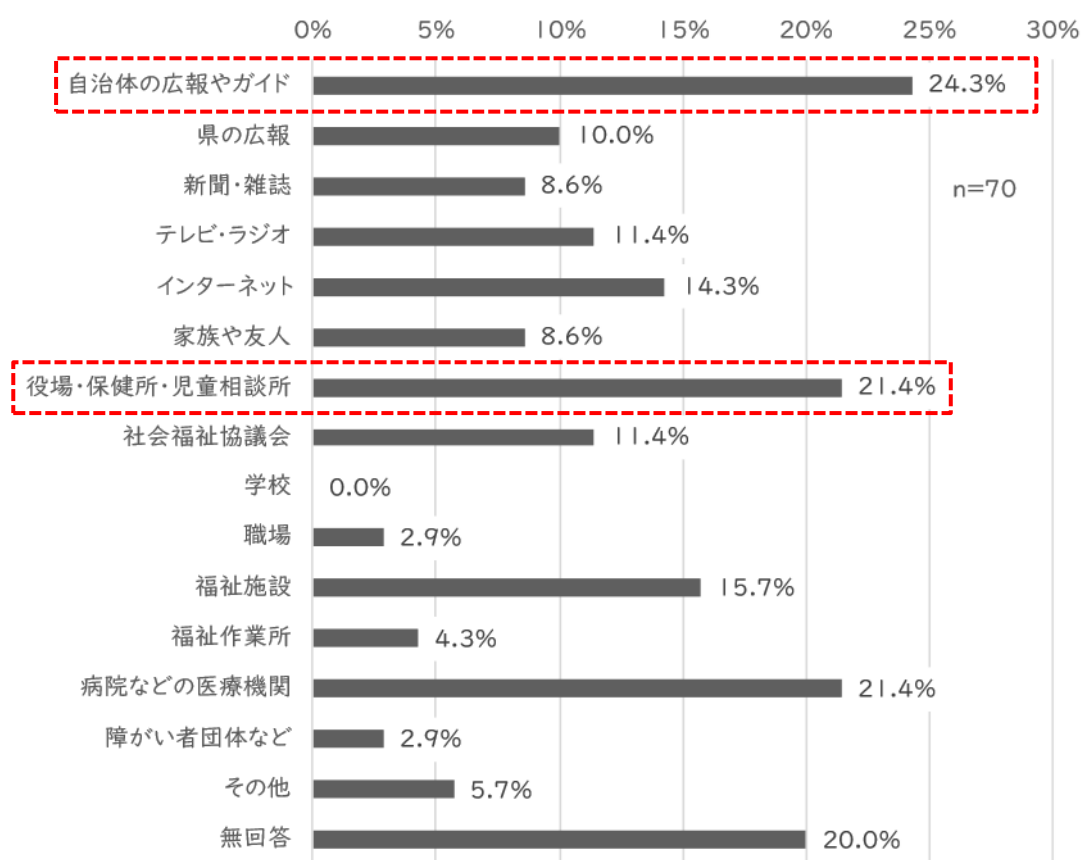


(複数回答)	家族・親族	友人・知人	民生委員	保健所	医師や看護師・リハビリスタッフ	ケアマネジャー	自治体の相談窓口	学校や施設の職員やスタッフ	障がい者支援団体	サービス提供事業者	その他	特に相談しない	無回答
全体	47.1%	12.9%	0.0%	2.9%	21.4%	1.4%	2.9%	15.7%	4.3%	2.9%	7.1%	18.6%	11.4%
身体障害者手帳	40.9%	13.6%	0.0%	0.0%	9.1%	4.5%	0.0%	4.5%	0.0%	4.5%	9.1%	27.3%	13.6%
精神障害者保健福祉手帳	66.7%	20.0%	0.0%	6.7%	26.7%	0.0%	6.7%	26.7%	13.3%	6.7%	6.7%	13.3%	0.0%
療育手帳	26.7%	6.7%	0.0%	0.0%	13.3%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	6.7%	26.7%	6.7%
身体障害者手帳・精神障害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
身体障害者手帳と療育手帳	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%
手帳は持っていない	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%
無回答	50.0%	0.0%	0.0%	16.7%	66.7%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%

【福祉サービス関係情報の収集経路について】

福祉サービス関係の情報を収集する経路は、全体では、「自治体の広報やガイド」が24.3%と最も多い回答でした。年齢別にみると、30歳代以下は「インターネット」、40歳代は「役場・保健所・児童相談所」「社会福祉協議会」、50歳代は「福祉施設」「病院などの医療機関」、60歳代は「自治体の広報やガイド」「病院などの医療機関」、70歳代は「役場・保健所・児童相談所」「自治体の広報やガイド」が多くなっています。

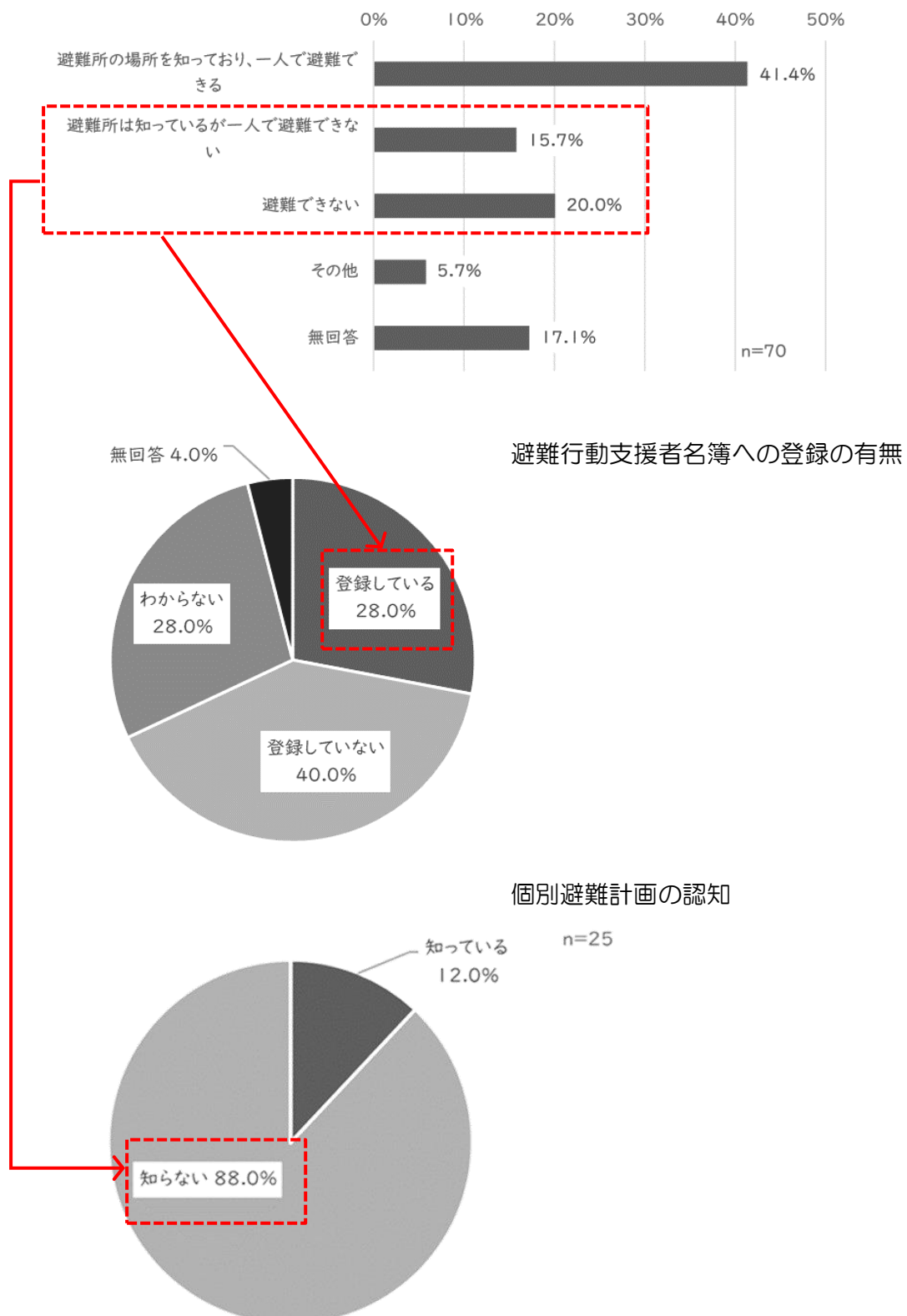
年齢層によって情報の収集経路が異なることから、今後も福祉サービス利用者のニーズを把握し、多様な情報発信手段の展開を検討していくことが重要になります。



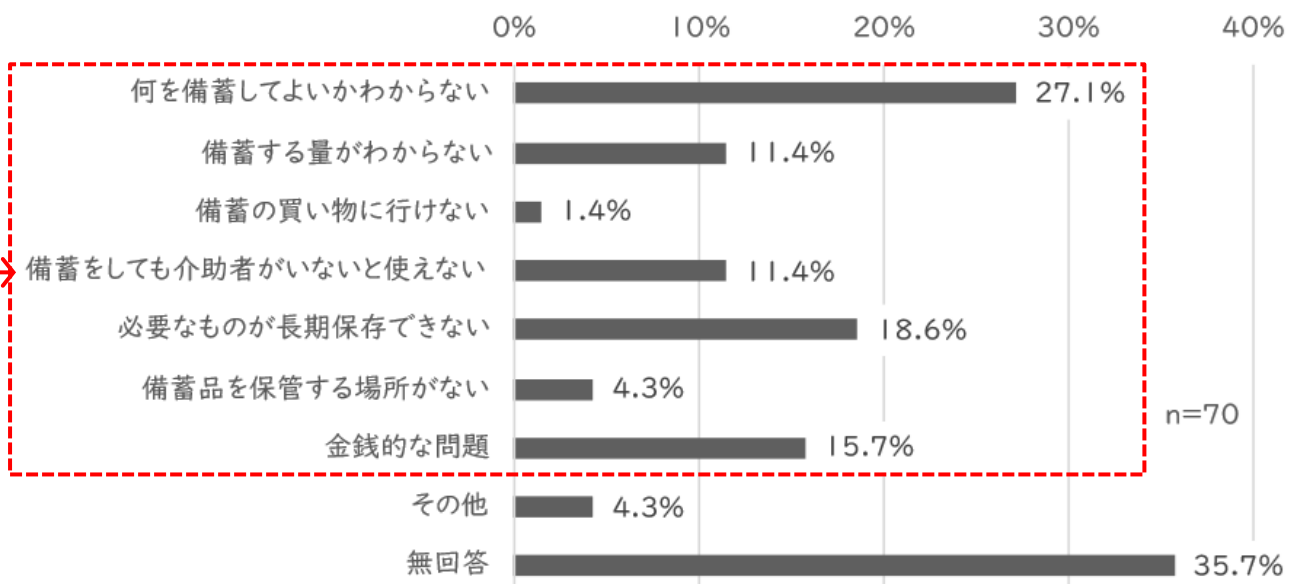
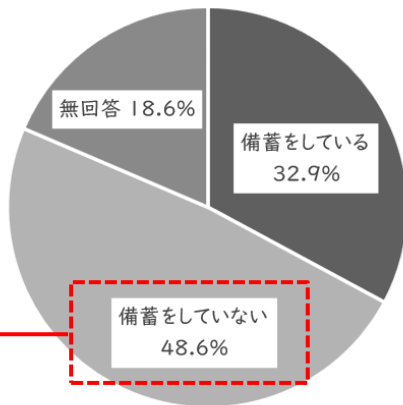
	自治体の 広報やガ イド	県の広報	新聞・雑 誌	テレビ・ ラジオ	インター ネット	家族や友 人	役場・保 健所・児 童相談所	社会福祉 協議会	学校	職場	福祉施設	福祉作業 所	病院など の医療機 関	障がい者 団体など
全体	24.3%	10.0%	8.6%	11.4%	14.3%	8.6%	21.4%	11.4%	0.0%	2.9%	15.7%	4.3%	21.4%	2.9%
29歳以下	33.3%	33.3%	16.7%	16.7%	66.7%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	16.7%
30～39歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%
40～49歳	11.1%	11.1%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	11.1%	11.1%
50～59歳	7.7%	7.7%	7.7%	23.1%	15.4%	15.4%	23.1%	0.0%	0.0%	7.7%	38.5%	0.0%	30.8%	0.0%
60～69歳	36.0%	12.0%	8.0%	12.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	0.0%	4.0%	16.0%	4.0%	20.0%	0.0%
70歳以上	50.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%
無回答	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%	0.0%

【災害対応について】

発災時、「一人で避難できる」と答えられた方は約半数ですが、避難ができると答えられた方でも、何らかの支援が必要となります。地域住民の方々との日頃からの交流が非常に重要になり、地域での生活が可能な体制づくりが今後、ますます必要になります。

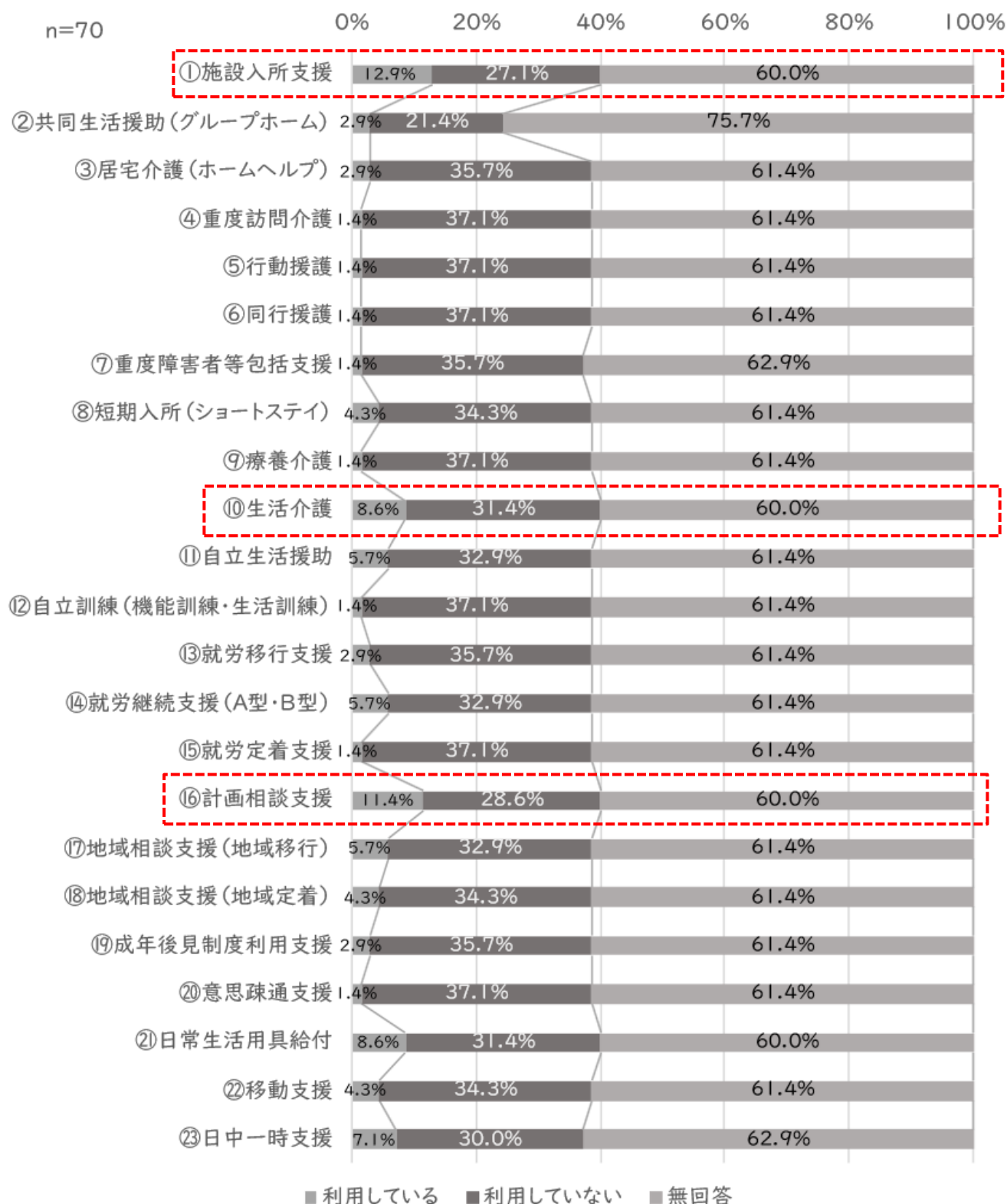


備蓄の状況



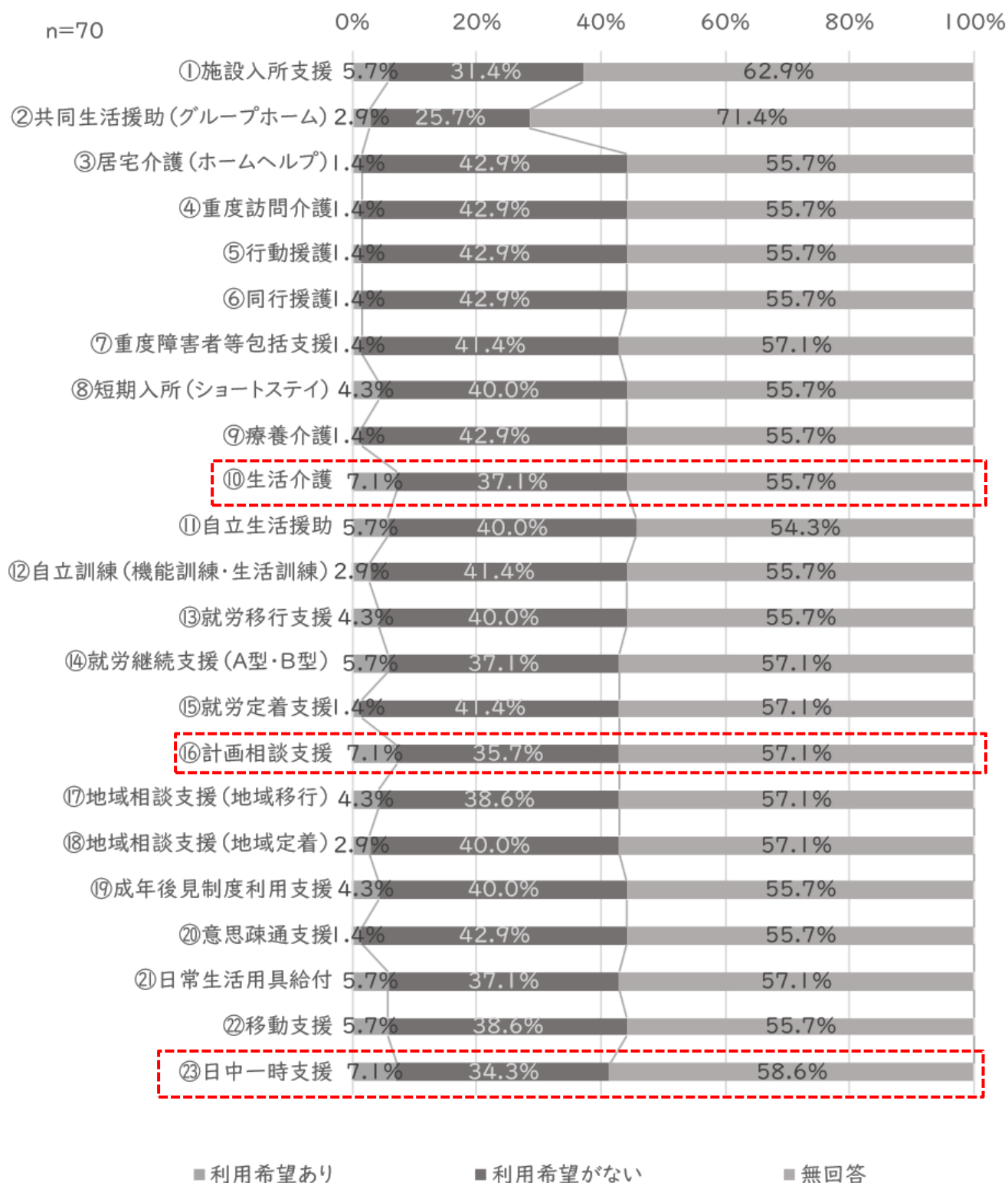
【現在利用している福祉サービスについて】

現在、多く利用されているサービスは「施設入所支援」、「計画相談支援」、「生活介護」、となっています。一方、利用や認知がないサービスは「重度訪問介護」、「行動援護」等でした。



【今後利用したい福祉サービスについて】

今後も利用したい、利用してみたいサービスについては、現在利用しているサービスと同様に「計画相談支援」、「施設入所支援」、「生活介護」が多く挙げられています。また、「施設入所支援」「自立生活援助」、「就労支援（A型・B型）」、「日常生活用具給付」「日常生活用具給付」、「移動支援」等の利用意向が高まっています。



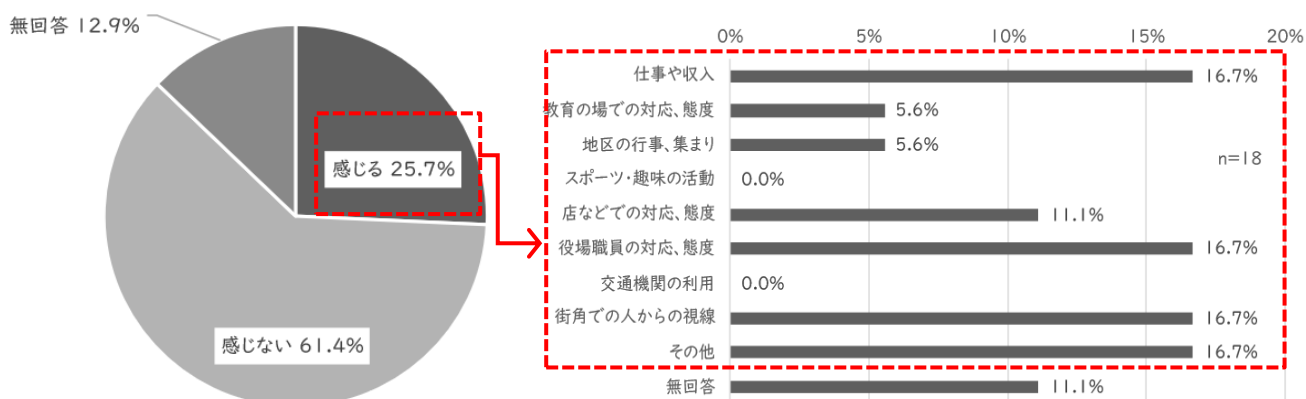
【日常生活で差別や偏見、疎外感を感じること・感じるときについて】

日常生活で「差別や偏見、疎外感を感じることもある」と回答した人は25.7%でした。また、そういったことを感じる時は「仕事や収入」、「役場職員の対応、態度」、「街角での人からの視線」が16.7%と答えられ、偏見や差別を感じる場面が多岐にわたっています。

所持する手帳別にみると、「街角での人からの視線」以外で多い回答は、身体障害者手帳所持者では「役場職員の対応、態度」が多く、精神障害者保健福祉手帳所持者は「仕事や収入」が多い状況です。日ごろ多く利用されている場所では人と関わる機会も増えるため、高い割合になりやすいことが考えられますが、障がい者の方々が健常者と変わらない社会生活を送ることができるように役場職員と住民の意識啓発を引き続き図っていくことが求められます。

日常生活で差別や偏見、疎外感を感じるかどうか

差別や偏見、疎外感を感じたとき



障害者手帳別の差別や偏見、疎外感を感じたとき（複数回答）

	仕事や収入	教育の場での対応、態度	地区の行事、集まり	スポーツ・趣味の活動	店などでの対応、態度	役場職員の対応、態度	交通機関の利用	街角での人からの視線	その他	無回答
全体	16.7%	5.6%	5.6%	0.0%	11.1%	16.7%	0.0%	16.7%	16.7%	11.1%
身体障害者手帳	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%
精神障害者保健福祉手帳	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%	0.0%
療育手帳	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
手帳は持っていない	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%
無回答	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%

(3) 主なアンケート調査結果（対象Ⅱ）

【回答者について】

回答者は全員「父親・母親」でした。

カテゴリー名	n	%
父親・母親	4	100.0
親以外の家族	0	0.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0
全 体	4	100.0

【お子さまの年齢について】

対象者の平均年齢は 7.25 歳、最年少が 4 歳、最年長が 15 歳です。

合計	29.00
平均	7.25
分散(n-1)	20.69
標準偏差	4.55
最大値	15.00
最小値	4.00
無回答	0
全 体	4

【発達障がいについて】

「発達障がいと診断された」方は全体の 75.0%となっています。

カテゴリー名	n	%
診断された	3	75.0
診断されていない	1	25.0
無回答	0	0.0
全 体	6	100.0

【発達に関して気になること】

気になることについては、すべての対象者より「発育・発達に関すること」「意思を伝えることが苦手なこと」が挙げられています。

カテゴリー名	n	%
病気、身体障がいに関する不安	1	25.0
発育・発達 (小食・偏食、身辺自立、歩行や発語が遅いなど)に関すること	4	100.0
じっとしていることが苦手なこと	2	50.0
手先が不器用なこと	0	0.0
こだわって、あることだけに熱中すること	0	0.0
意思を伝えることが苦手なこと	4	100.0
簡単なことでもよく間違えること	0	0.0
人の気持ちを理解することが苦手なこと	2	50.0
文字や文章を書くことが苦手なこと	1	25.0
その他	1	25.0
無回答	0	0.0
全 体	4	100.0

【気になった年齢について】

発達等について初めて気になった年齢は、平均年齢は 1.75 歳、最小年齢は 0 歳、最高年齢は、3 歳となっています。

合計	7.00
平均	1.75
分散(n-1)	1.19
標準偏差	1.09
最大値	3.00
最小値	0.00
無回答	0
全 体	4

【介助者について】

主たる介助者は「母親」がもっとも多くなっています。

カテゴリー名	n	%
父親	0	0.0
母親	2	50.0
祖父・祖母	0	0.0
兄弟・姉妹	0	0.0
その他の親戚	0	0.0
施設の職員	0	0.0
ホームヘルパー	0	0.0
ボランティア	0	0.0
その他	0	0.0
誰もいない	0	0.0
介助は必要ではない	2	50.0
無回答	0	0.0
全 体	4	100.0

【健康状況や入院について】

健康状況は良好でした。入院状況は、現在の健康状況は良好ですが、過去に「入院したことがある」お子さまが半数でした。

【通院の状況について】

通院状況は、ほとんどのお子さまが通院もしくは往診を受けており、頻度は「年に数回」がもっとも多くなっています。

カテゴリー名	n	%
入院している	0	0.0
通院している	1	25.0
往診を受けている	2	50.0
診察などは受けていない	1	25.0
無回答	0	0.0
全 体	4	100.0

カテゴリー名	n	%
週2回以上	0	0.0
週1回以上	0	0.0
2週間に1回程度	0	0.0
月に1回程度	1	25.0
不定期	1	25.0
年に数回	2	50.0
その他	0	0.0
無回答	0	0.0
全 体	4	100.0

【医療等で困っていることについて】

医療等で困っていることは、「診療所や病院が遠い」がもっとも多くなっています。

カテゴリー名	n	%
通院時に付き添いをしてくれる人がいない	0	0.0
専門的な治療を行ってくれる医療機関が近くにない	1	25.0
診療所や病院が遠い	4	100.0
往診や訪問介護をしてもらえない	0	0.0
医師に病気のことや薬のことを聞けない	0	0.0
待ち時間が長い	2	50.0
お金がかかる	0	0.0
その他	0	0.0
特に不満や困ったことはない	0	0.0
無回答	0	0.0
全 体	4	100.0

【公的医療費補助サービスについて】

公的医療費補助サービスは、「受けていない」がもっとも多くなっています。

カテゴリー名	n	%
受けている	1	25.0
受けていない	3	75.0
無回答	0	0.0
全 体	4	100.0

【地域活動について】

地域活動は、ほとんどの方が「している」状態で、活動を行わない理由は、「参加したい活動の情報がない」「体力面から困難」「その他」となっています。

カテゴリー名	n	%
している	3	75.0
していない	1	25.0
無回答	0	0.0
全 体	4	100.0

カテゴリー名	n	%
活動に興味を持てない	0	0.0
送迎や介助者がいない	0	0.0
参加したい活動の情報がない	1	100.0
体力面などから困難	1	100.0
その他	1	100.0
わからない	0	0.0
無回答	0	0.0
全 体	1	100.0

【将来の就労について】

将来、望まれる働き方については、具体的な方向性はわからない状況です。

カテゴリー名	n	%
自営業を営む	0	0.0
正規社員として働く	0	0.0
臨時社員（パート、アルバイト）で自分の生活に合わせた働き方をする	0	0.0
自宅でできる仕事をする	0	0.0
障がい者施設で働く	0	0.0
その他	1	25.0
わからない	3	75.0
無回答	0	0.0
全 体	4	100.0

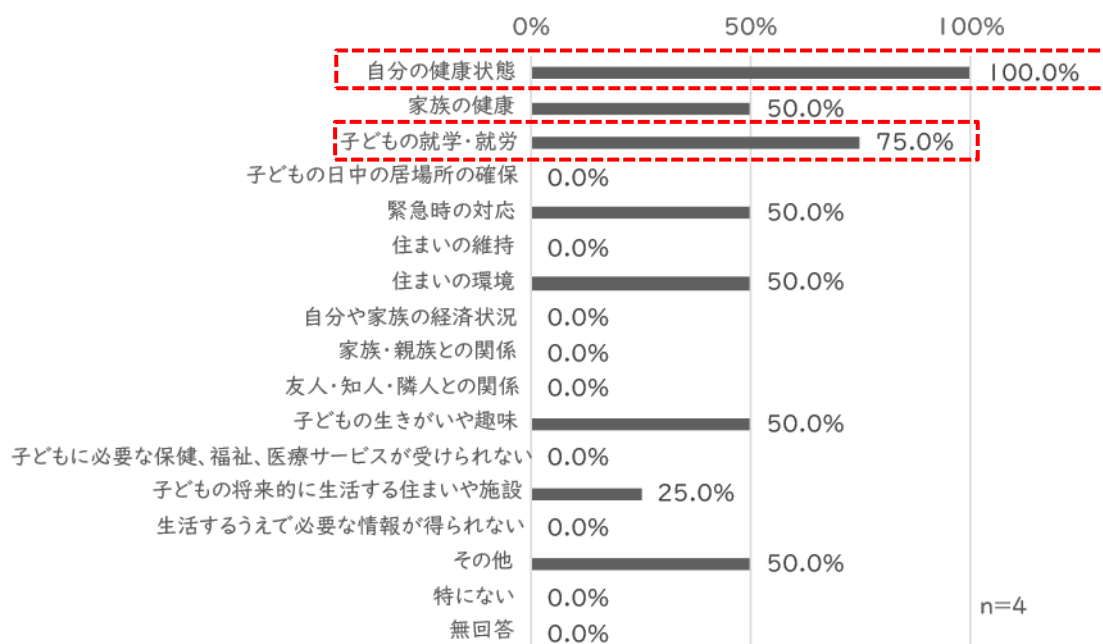
【働くために重要なことについて】

働くために重要なことについて、全ての保護者が「就職に向けた相談」「給料が充実していること」「就職先の紹介等の支援」「就職後の相談」、「障がい特性に配慮した職場環境の整備」と答われています。

就職に向けた障がいのある人や家族の意識啓発	3	75.0
就職に向けた相談	4	100.0
給料が充実していること	4	100.0
就職先の紹介等の支援	4	100.0
就職に必要な知識・技術等の習得	2	50.0
就労に必要なコミュニケーション技術等の習得	2	50.0
健康管理等の支援	2	50.0
就労に向けた面接、実習などの支援	2	50.0
就労初期段階での支援	2	50.0
就職後の相談・支援	4	100.0
就労に向けた訓練施設の充実	2	50.0
企業、上司、同僚の理解	2	50.0
障がい特性に配慮した職場環境の整備	4	100.0
安全な通勤手段が確保されること	3	75.0
その他	0	0.0
特になし	0	0.0
無回答	0	0.0
全 体	4	100.0

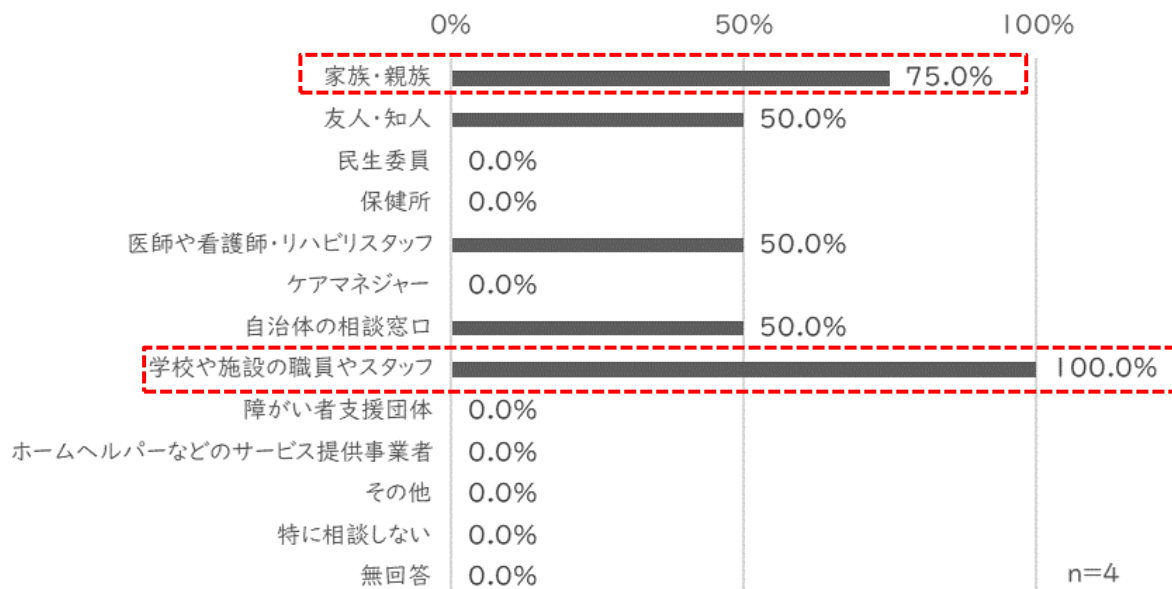
【悩みごとや心配ごとについて】

悩みごとや心配ごとについては、「自分の健康状態」がもっとも多く、次いで、「子どもの就学・就労」についてとなっています。



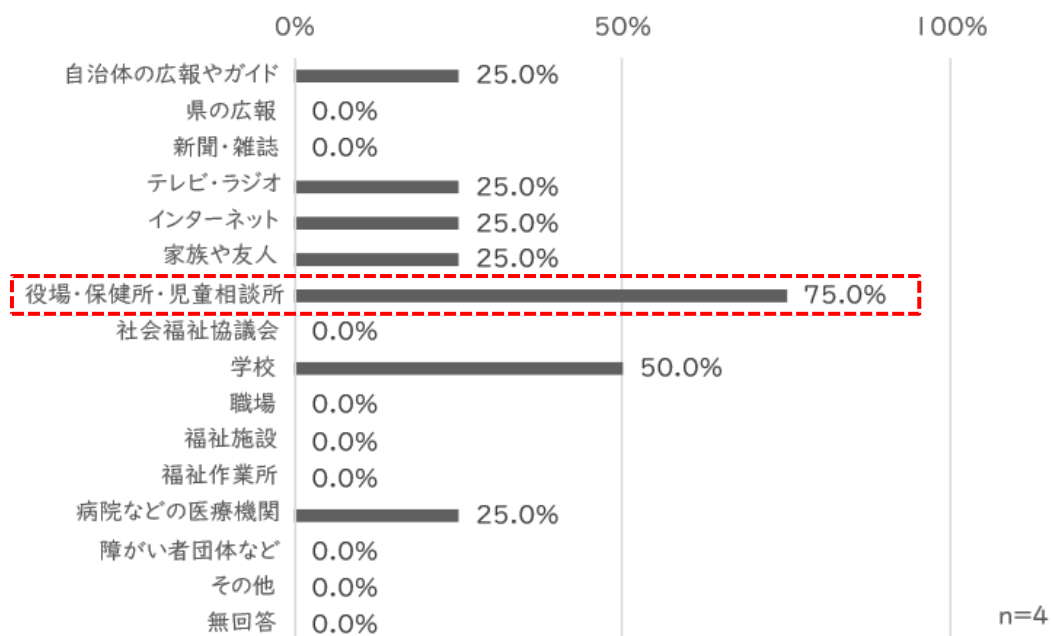
【悩みの相談相手について】

悩みごとや心配ごとの相談先は、「学校や施設の職員やスタッフ」がもっとも多く、次いで、「家族・親族」と続きました。



【福祉サービス関係情報の収集経路について】

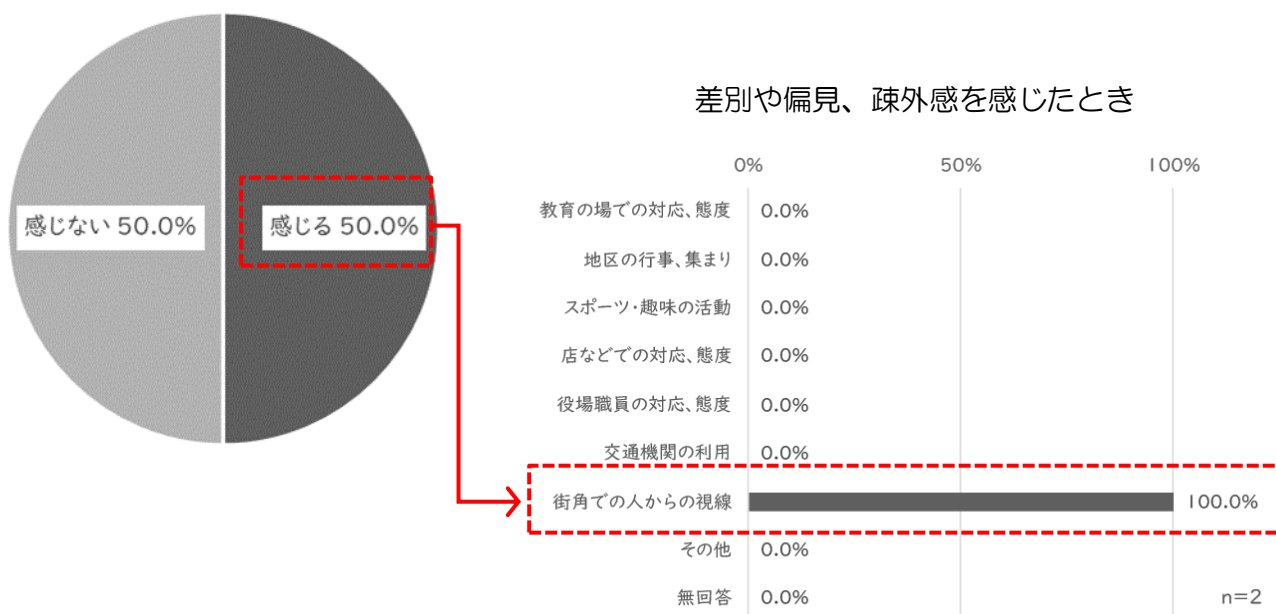
福祉サービス関係の情報を収集する経路は、「役場・保健所・児童相談所」がもっとも多くなっています。



【日常生活で差別や偏見、疎外感を感じること・感じるときについて】

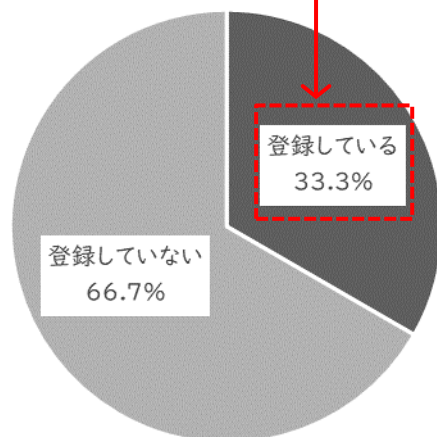
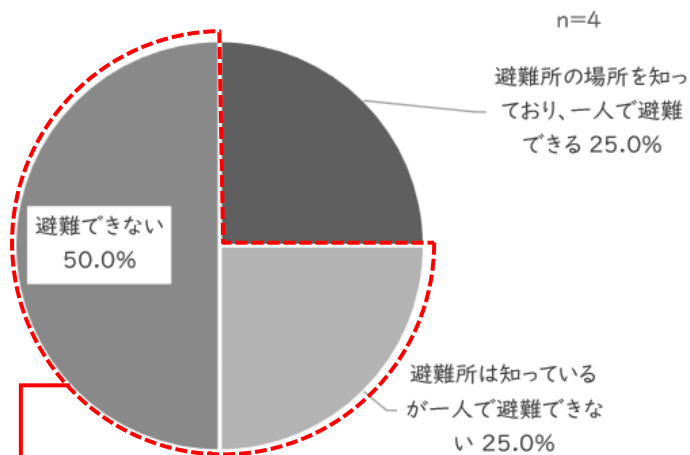
日常生活で差別や偏見や疎外感を「感じることもある」と回答した人が半数となっています。また、そういったことを感じる時は「街角での人からの視線」となっています。

日常生活で差別や偏見、疎外感を感じるかどうか

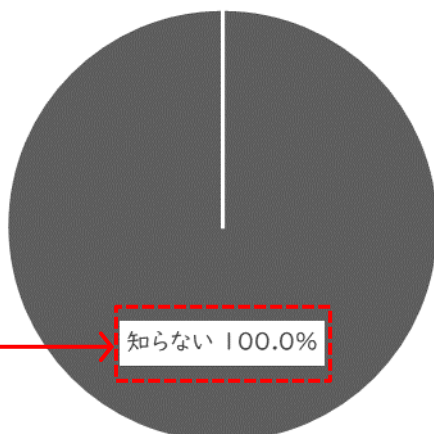


【災害対応について】

発災時、「避難できない」と答えられた方が75.0%となっています。地域住民の方々との日頃からの交流が非常に重要になり、地域での生活が可能な体制づくりがますます必要になります。

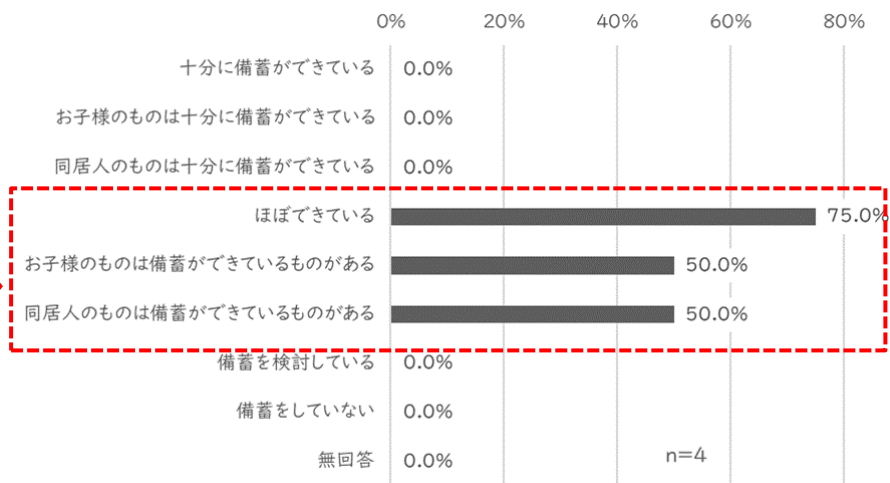
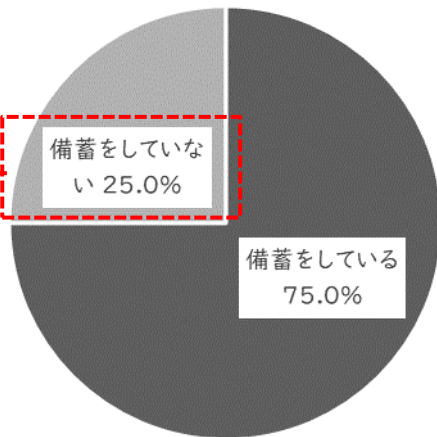


避難行動支援者名簿への登録の有無



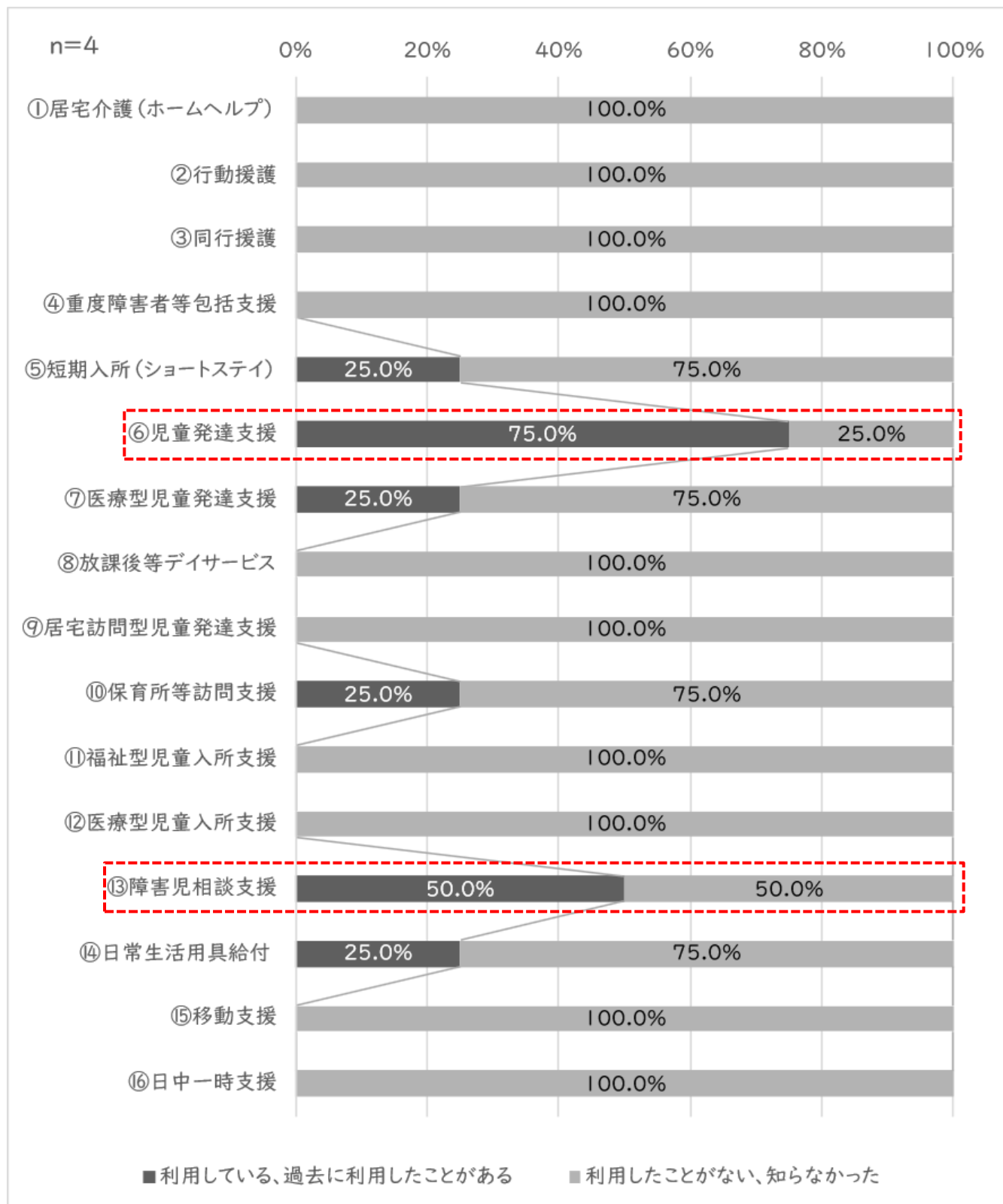
個別避難計画の認知

備蓄の状況



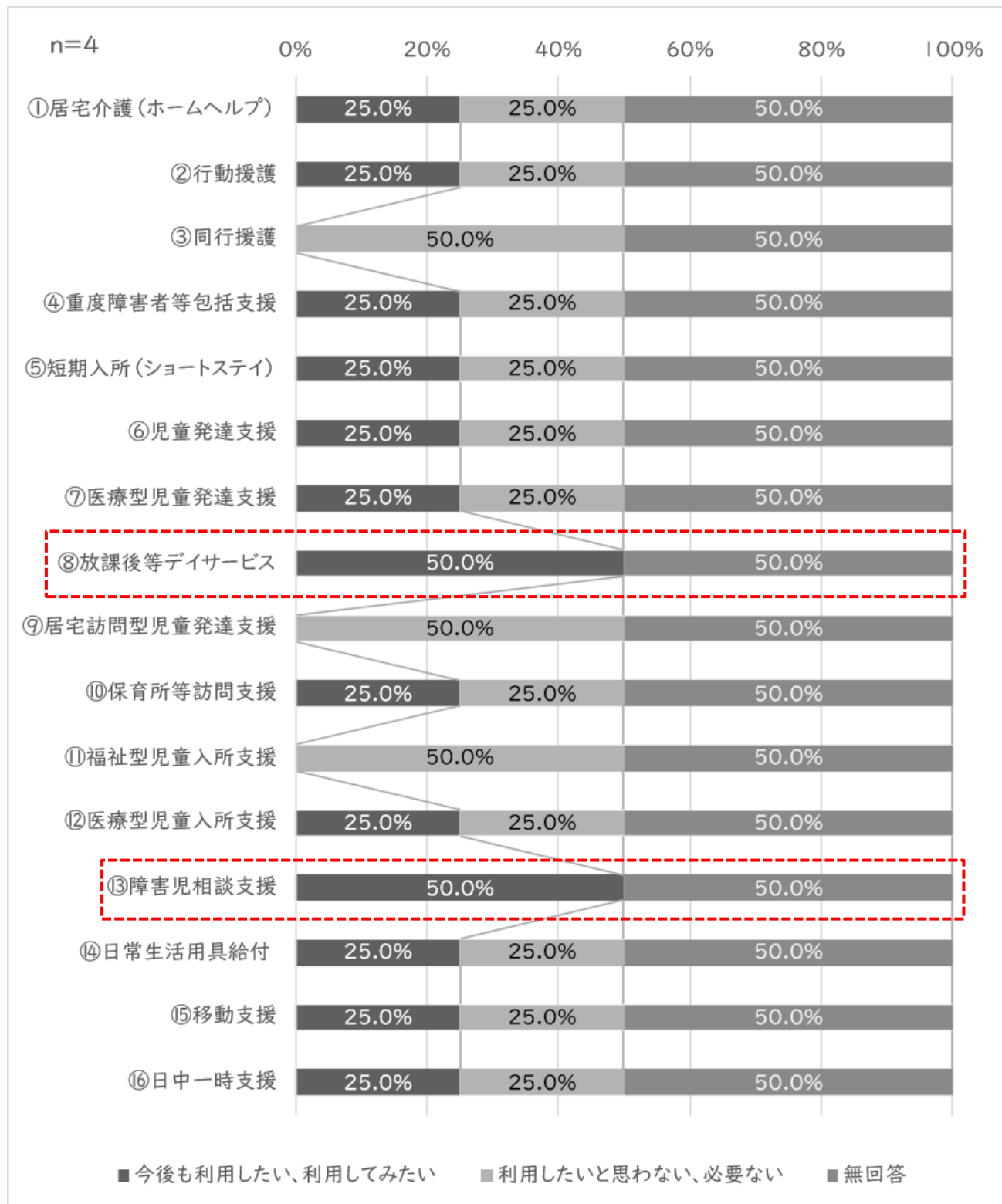
【現在利用している福祉サービスについて】

現在、多く利用されているサービスは「児童発達支援」「障害児相談支援」でした。



【今後利用したい福祉サービスについて】

今後も利用したい、利用してみたいサービスについては、「放課後デイサービス」、「障害児相談支援」が多く挙げられています。「移動支援」、「居宅介護」、「医療型児童入所支援」等の利用意向が高まっています。



(4) ヒアリング調査の概要

那賀町障がい者基本計画等を策定するにあたり、関連機関及び障害福祉サービス事業者へのヒアリング調査を実施しました。

調査対象	・那賀町保健センター ・あすなろ作業所
調査期間	令和 5 年 9 月 15 日（金）
調査内容	現状の課題、今後の要望など

調査結果	
対象機関名	那賀町保健センター
調査時間	10：00～11：30
主な取組について	○臨床心理士による未就学児への発達に関する相談、検査の実施。 ○法定健診以外にも2歳児健診や4歳児・5歳児巡回相談を実施。さらに、4・5歳児健診で発達・就学等の不安があった子どもに対して、特別支援教育士が保健師・保育士・教育委員会と連携し、月2回特別療育を実施。 ○個別完全予約制の巡回相談を月2回行い、特別支援教育士による発達検査を実施し、必要に応じて療育機関・医療機関等へ繋げている。 ○「那賀町子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠期から子育て期の悩みや相談に応じています。 ○出産子育て応援給付金の給付を実施しています。 ・出産応援ギフト：妊婦 1 人あたり 5 万円 ・子育て応援ギフト：子ども 1 人あたり 5 万円
主な課題	●児童発達支援センターをはじめとした通える施設が不足している。 ●町外の施設利用を目的とした移動手段への支援が不足している。
強み	◎発達児童への町独自の健診、健診後フォローが充実している。 ◎町外の医療機関との連携体制がある。 ◎町内のこども園と日頃から連携が取れており、気になる子どもの経過観察も行われている。

対象事業所名	あすなろ作業所
調査時間	16:00~17:00
主な取組について	○運営と職員の状況 ・現在法人化はしていない。平成 28 年度から町の指定管理となる。 ・作業所運営について EM ボカシ、無農薬野菜づくり、あすなろ木曜市の開催、あすなろカフェ等 ・年間収支はおおむね均衡 ・平成 10 年から続く「あすなろさくらまつり」を今後は子どもたちの発表の場として文化祭の開催へ変更予定 ・職員 4 名 ・経験年数：3~5 年未満 1 名、5~10 年未満 1 名、10 年以上 2 名 ・職員の定着率のための取組：給与面での改善、福利厚生面の改善 ・意見や苦情処理への対応：電話で受付等 ○新型コロナウイルスの感染症の流行により、地域と繋がりにくくなっている。
主な課題	●これ以上規模を拡大することは困難 ●ボランティアの協力で維持できている部分が多い ●人員不足と後継者育成（ボランティア）
強み	◎利用者の賃金や交通費支給が他事業所と比べて充実している ◎地域住民が協力的である ◎地域の憩いの場、交流の場となっている ◎利用者の定着率が高い ◎3 障がいの受け入れ、町外からの希望者にも対応している ◎県内他事業所との交流がある

第3章 計画の理念と基本目標

1. 法令・制度改正の動向

近年の障がい者（児）の福祉をめぐる主な制度等の変遷は以下のとおりです。

●「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」の施行●

- 障がい者に対する虐待を発見した人の通報義務
- 虐待に関する相談窓口の整備を自治体に義務づけ（平成28年10月1日施行）

●「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行●

- 障がいを理由とする差別的取扱いの禁止
- 合理的配慮の提供が義務化（令和6年4月1日より 事業者の義務化）

●「障害者雇用促進法」の一部改正●

- 雇用の分野で障がい者に対する差別の禁止
- 合理的配慮の提供が義務づけ（平成28年4月施行）
- 精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える（平成30年4月施行）
- 法定雇用率の段階的引き上げ（令和6年4月以降）

●「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行●

- 市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定
- 成年後見制度の利用の促進に関して審議等を行う合議制の機関の設置（平成28年5月13日施行）

●「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定●

- 障がい者、難病患者、がん患者等の活躍支援
- 地域共生社会の実現（平成28年6月2日閣議決定）

●「発達障害者支援法」の一部改正●

- 発達障害者支援地域協議会の設置（都道府県）
- 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮（都道府県）（平成28年8月1日施行）

●「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部改正（平成 30 年 4 月施行）●

- 自立生活援助の創設（円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス）
- 就労定着支援の創設（就業に伴う生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス）
- 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用
- 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
- 医療的ケアを要する障がい児に対する支援（H28.6.3 施行）

●「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」の制定・施行●

すべての県民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、国において制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）とあわせ、障がいのある人の権利擁護や社会参加しやすい環境づくりなどに取り組むための条例を制定しました。

（平成 27 年 12 月制定、平成 28 年 4 月施行）

2. 各種政策等の動向

（1）那賀町まちづくり計画

「那賀町まちづくり計画」は、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づく「市町村建設計画」として策定したものです。合併に際し、住民に対して新町の将来に関するビジョンを示すとともに、マスタープランとしての役割を果たすものであることから、合併後の新町の総合計画策定においてもこの計画が尊重され、その趣旨・内容等を活かした形で審議されることを想定しているものです。計画期間は平成 17 年度から令和 6 年度までの 20 年間とし、令和 2 年 3 月に最終変更がされています。

この中で、まちづくりの主要施策の一つとして「すべての人にやさしい福祉のまちづくり」を掲げています。これは、子どもから高齢者、障がいのある人など、すべての人が安心していきいきと暮らすことができる、人にやさしいまちの実現をめざすものです。

地域の総合的な保健・医療・福祉体制の充実を図るとともに、すべての人の健康の維持・増進につながる健康管理施策の充実に努めます。また、だれもがいつまでも健康で生きがいの持てるまちづくりを進めるとともに、地域全体で共に支え合う仕組みや体制を整備し、安心して生活できる地域社会の構築をめざし、さらには、高齢者や障がいのある人等へのソフト面・ハード面でのバリアフリー社会の形成を図るとともに、人権が尊重される社会の実現に向けた支援体制の充実を推進します。

（２）国「第５次障害者基本計画」の策定

国の「第５次障害者基本計画」では、「基本理念」、「施策の基本的方針」として、以下の考え方が示されています。

基本理念	共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的な障壁を除去するため、基本的な方向を定める。
基本原則	●地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調
各分野に共通する横断的視点	○条約の理念の尊重及び整合性の確保 ○共生社会の実現に資する取組の推進 ○当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 ○障害特性等に配慮したきめ細かい支援 ○障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進 ○PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

（３）徳島県障がい者施策基本計画

徳島県の「徳島県障がい者施策基本計画」では、「基本理念」、「計画の重点項目」として、以下の考え方が示されています。

基本理念	障がいの有無に関わらず、全ての県民が互いに人格や個性を尊重し、活躍できる徳島づくり
計画の重点項目	１．地域社会における「心のバリアフリー」の促進 障がいについての理解を深めるとともに、障がい者に対する差別や偏見を取り除くため、県民一人ひとりの「心のバリアフリー」を促進し、障がいの有無に関わらず、全ての県民が互いに人格や個性を尊重する徳島づくりを目指します。 ２．地域で安心して暮らせる環境づくり 障がい者が活躍できる徳島づくりのためには、障がい者が安全・安心に暮らせる生活環境が不可欠であることから、地域における環境整備や防災・防犯対策に取り組みます。 ３．障がい者の自立と社会参加の促進 障がい者の就労支援や、文化芸術・スポーツなどを通じた交流を推進し、障がい者が地域の一員として生き活きと活躍できる徳島づくりを目指します。 ４．障害福祉サービス等の支援体制の充実 障がい者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むために、障がい者（児）それぞれに対応するきめ細かな相談支援提供体制の確保や、障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

(4) 国「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現

現状の公的福祉サービスは、「高齢者」「障がい者」「子ども」といった対象者ごとに提供・運用されている状況にあり、サービスのニーズの多様化や複雑化への対応や、サービスに関する人材確保等が今後、大きな課題となることが想定されます。

これらの課題に対応していくため、国では平成 28 年に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を設置し、「支え手側」と「受け手側」に分かれたこれまでの考え方を転換し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、公的な福祉サービスと協働して助け合っていく「地域共生社会」をめざすべき姿として示しています。

「地域共生社会」の実現のためには、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民に「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みづくりや、公的福祉サービスへ繋ぐ方法等、総合相談支援体制の整備等が必要となります。本計画においても、こうした考え方を踏まえて計画の改定を行います。

(5) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が平成 29 年 2 月にとりまとめた、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」では、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」の構築をめざすことが挙げられています。また、国は、措置入院患者等に対する退院後の医療等の支援を継続的に行う仕組みの整備を進めています。

本町では、令和元年度より南部Ⅰ障害者自立支援協議会内において保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に至りました。今後、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んでいきます。

3. 基本理念

本計画では、国の「第5次障害者基本計画」、徳島県の「徳島県障がい者施策基本計画」や「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」、那賀町まちづくり計画に示されている基本理念や考え方を踏まえ、以下の基本理念を掲げ、施策を進めてきました。

基本理念は、国の「障害者基本計画」の基本理念である共生社会の実現をめざし、現行の「那賀町第3次障がい者計画」は継続していることから、基本理念は現行どおりとします。

基本理念

「互いに手を取りあい、思いやりの心で創る那賀町」

障がい者（児）福祉は、ノーマライゼーションの考えのもと、障がいのある人が社会の中で孤立せずに、本人の「自己選択」と「自己決定」が最大限に尊重され、能力や個性を最大限に発揮できる場や芸術活動やスポーツ活動の参加など、生きがいを創造できる社会環境づくりが求められています。

地域でともに暮らし、世代を超えてみんなが手を取り、支えながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちとなるよう、障がいへの理解と支え合いの町民意識を醸成し、支援体制や生活環境の充実をめざします。

4. 基本目標

障害者総合支援法による制度改革の趣旨やアンケート調査結果から、本計画の基本目標を次のとおり設定します。

基本目標1 相談体制や権利擁護の支援体制の充実

障がいのある人に必要な支援は、障がいの種類や程度、生活状況などによって異なります。一人ひとりが必要なサービスを的確に利用できるよう、福祉、保健、医療、教育をはじめとしたさまざまな情報を集約し、さまざまな相談に対応できる体制が必要であると考えられます。

そのためには、障がいの種別に関わらず、身近な場所で相談できるよう、町や県の関係機関、障がい者施設や福祉事業者との連携強化を図る必要があります。

また、権利擁護をはじめ、生活全般の相談・援助ができるよう、総合的な支援体制づくりが必要となります。

基本目標2 地域で自立して生活するためのサービスの推進

障がいのある人が住み慣れた地域で自立して暮らすためには、利用者である障がいのある人の視点に立って、必要なサービスが利用できるよう、保健、福祉、医療サービスの質・量の拡充やコミュニケーション手段の確保を保障する必要があります。そのためにもグループホームなどの住まいの場と就労を含めて日中に活動できる場の双方を確保する必要があります。

基本目標3 就労支援の強化

収入源としては、年金、手当を受給している人が多い傾向になっていますが、障がいのある人にとって働くということは、経済的な基盤づくりであるとともに、労働を通じて喜びや生きがいなどを見い出したり、社会参加、社会貢献などの自己実現を図ったりするなど、経済的、社会的な自立を支える重要な柱です。

また、障がいのある子どもの卒業後の進路については、ニーズが多様化しているため、希望進路の選択に向けて福祉、教育、労働等の各分野の連携をより一層強化する必要があります。

このため、日中活動系サービス（就労支援）等に基づき、能力と適正に応じて可能な限り就労し、継続できるようサービスの充実に努めるとともに、障がいのある人の一般就労を支援促進するため、行政の関係部署はもとより、ハローワーク（公共職業安定所）や産業団体（商工会）、一般事業所、さらにはシルバー人材センター等とのネットワークづくりに取り組む必要があります。

基本目標4 緊急時・災害時の安全と安心の確保

大規模な災害が起きたときの心配として、避難所での生活、病院の通院ができないことが大きな要因となっているほか、助けを求めるのが難しいこと、障がいに対して理解してもらうことが難しいことがあげられています。自力で避難することに支障が生じる恐れのある高齢者や障がいのある人など、いわゆる「要援護者」の安全を確保するためにも、障がいに対する認識を高め、地域で守るために、災害時における要援護者の支援体制づくりに取り組む必要があります。

基本目標5 地域共生での暮らしやすさの確保

障がいのある人が地域で暮らすことでの不安として、外出時の手段が少ないこと、道路の段差、専用トイレが少ないことがあげられており、障がいのある人が地域で自立して暮らすためには、誰でも利用できる移動手段となるよう、公共交通機関や民間の移動支援事業者を含め障がいのある人の多様な移動支援の体制づくりに取り組む必要があります。

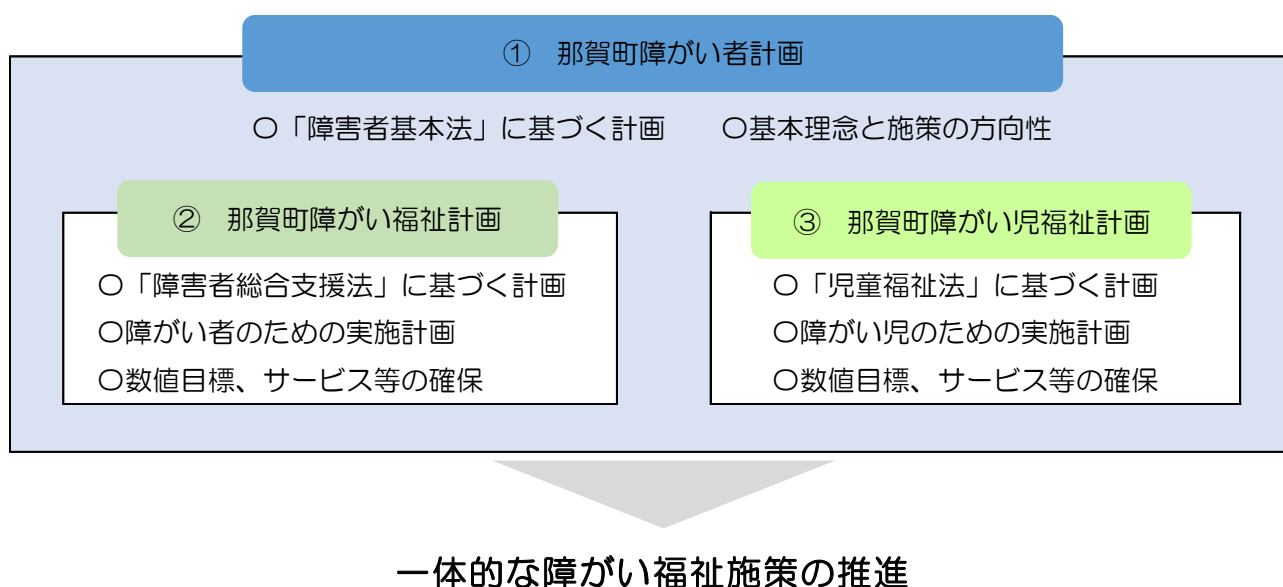
また、環境やまちの生活基盤について行政、民間事業者とともに暮らしやすい環境づくりに努めるほか、町民一体となって「地域の暮らしにくさ」を見直す必要があります。

第2部 障害福祉サービス等の提供体制確保の方策
（那賀町 第7期障がい福祉計画
・第3期障がい児福祉計画）

第 1 章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の背景

1. 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部が改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上のための環境整備等を行うこととなりました。



2. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本指針の改正

国において、第7期障害福祉計画および第3期障害児福祉計画策定に向けて、「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」では、以下のようなポイントで見直しが行われました。



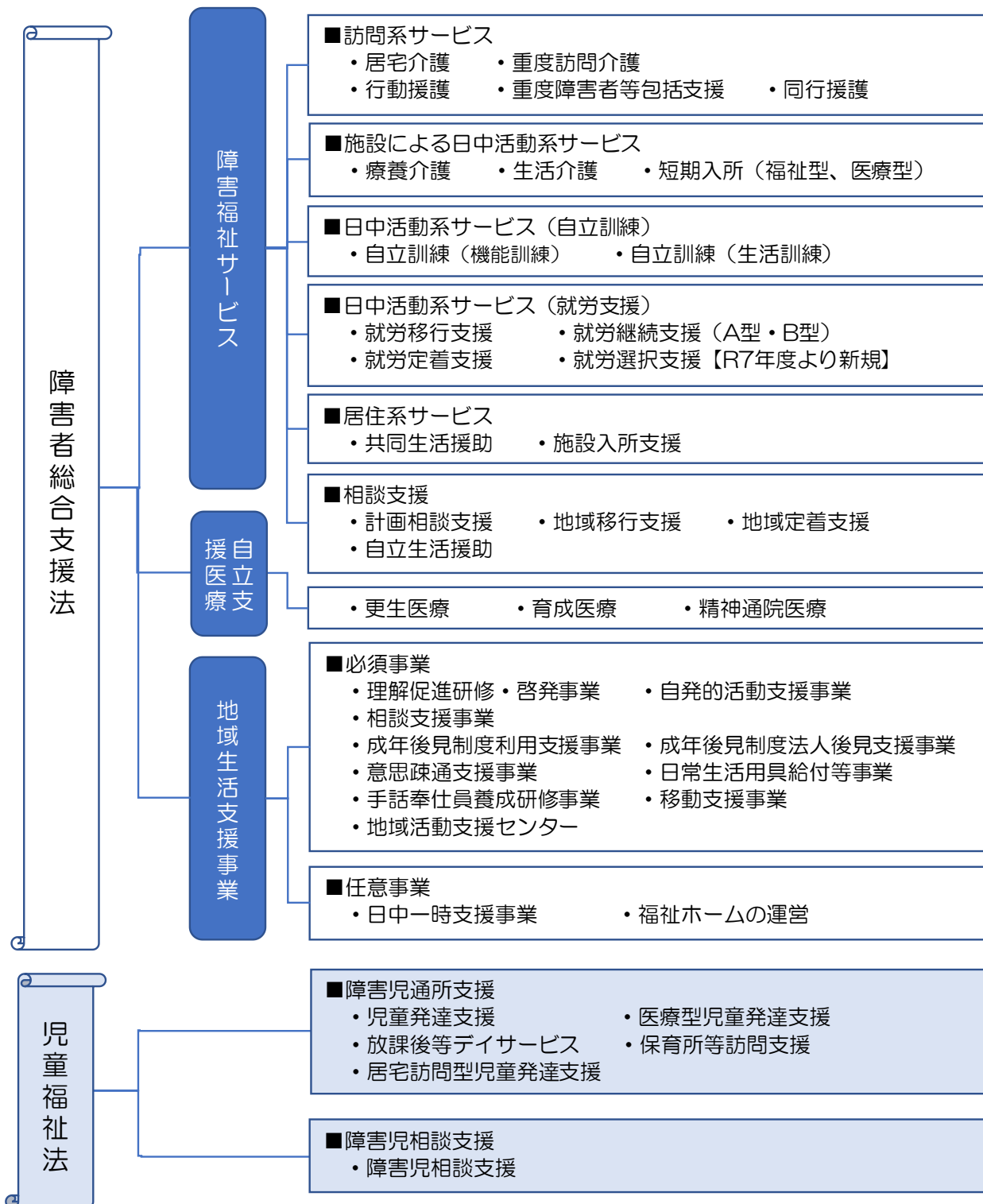
基本指針見直しのポイント

- ① **入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援**
 - ・重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応
 - ・強度行動障がいを有する者への支援体制の充実
 - ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
 - ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
 - ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
- ② **精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築**
 - ・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針の本文に追記
 - ・都道府県は、医療計画との整合性に留意して計画を策定することを基本指針の本文に追記
- ③ **福祉施設から一般就労への移行等**
 - ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等
 - ・就労選択支援の創設への対応
 - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
 - ・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
- ④ **障がい児のサービス提供体制の計画的な構築**
 - ・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
 - ・地域におけるインクルージョンの推進
 - ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組の推進
 - ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置
 - ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
 - ・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進
- ⑤ **発達障がい者等支援の一層の充実**
 - ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進
- ・発達障がい者地域支援マネージャーの地域支援機能の強化、強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
- ⑥ **地域における相談支援体制の充実強化**
 - ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
 - ・「地域づくり」に向けた協議会の活性化
- ⑦ **障がい者等に対する虐待の防止**
 - ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
- ⑧ **「地域共生社会」の実現に向けた取組**
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進
- ⑨ **障害福祉サービスの質の確保**
 - ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実・都道府県による相談支援専門員、主任相談支援専門員及びサービス管理責任者等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
- ⑩ **障がい福祉人材の確保・定着**
 - ICTやロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進
- ⑪ **よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定**
 - ・データに基づいた、地域における障がい福祉の状況を正確に把握し、障がい児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズを把握
- ⑫ **障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進**
 - ・障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進
- ⑬ **障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化**
- ⑭ **その他：地方分権提案に対する対応**

3. 計画の体系

障がい者・障がい児者を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法の福祉サービス体系は以下のとおりです。



4. 計画の方向性

那賀町障がい者計画における基本理念である「互いに手を取りあい、思いやりの心で創る那賀町」を踏まえ、この計画においては次の6項目を基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障がいのある人もない人も、ともに普通に暮らせる地域をつくる」という考えのもとに、障がいの種別や程度を問わず、障がいのある人が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

2) 町を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がいに関わる制度の一元化への対応として、障がいのある人がその種別に関わらず、必要な障害福祉サービスを利用することができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

3) 町内どこでも必要な訪問系サービスを保障

居宅介護、重度訪問介護などの訪問系サービスの充実を図ります。

4) 入所施設から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立と社会参加を支援する観点から、入院・入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、グループホーム（共同生活援助）等をはじめ、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

5) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域に暮らすすべての住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、“地域”“暮らし”“生きがい”をともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民による主体性をもった地域づくりへの取組や、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保への取組、医療を要する状態にある障がい児に対する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を各関連分野が共通の理解に基づいて協働する包括的な支援体制の構築について、計画的に推進します。

6) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、本人にとって最善と思われる育成支援が必要であることから、本人とその家族に対して、早い段階から身近な地域で支援ができるように、質の高い専門的な発達支援が行える障害児通所支援や障害児相談支援などの充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援体制の構築を推進します。また、障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無に関わらずすべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包含（インクルージョン）を推進します。

①障がい児ニーズの把握

障がい福祉計画等の改訂に合わせて、障がい児の生活実態や施策・サービスへの要望等を把握し、課題や福祉ニーズを明確化するとともに、その解決へ向けて現行サービスの改善のほか、新規サービスの創設等のための基礎資料とするためのニーズ調査を実施します。

②療育体制の整備

障がい児に対する療育体制を整備するために、保健・医療・福祉・教育等の連携の強化を図ります。また、障がい児の地域生活を支えるため、医療との連携した支援が乳幼児期から行えるよう、支援の仕組みを検討します。

③特別支援教育の推進

学習障害（LD）・注意欠陥／多動性障害（ADHD）・高機能自閉症等、教育や療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援に努めます。

④サービス提供事業者の確保

障がい児通所サービスを利用したいという希望に対応できるように、近隣市町とも情報交換を行いながら、サービス提供事業所の確保に努めます。

これらの方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して次の計画期間（令和 6～8 年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込み量等）を定めます。

第2章 成果目標

1. 令和8年度までに重点的に取り組む目標

1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ・令和4年度末施設入所者数の6%以上を令和8年度末までに地域生活に移行
- ・令和4年度末時点の施設入所者数を令和8年度末までに5%以上削減

【成果目標】

事 項	目 標	備 考
令和4年度末の施設入所者数（A）	24 人	令和4年度末の施設入所者数
令和8年度末施設入所者数（B）	22 人	令和8年度末時点の利用人数
【目標値】 削減見込（A－B）	2 人	
【目標値】 地域生活移行者数	2 人	

2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- ・保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、地方公共団体が、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進

事 項	目 標	備 考
【目標値】 保健、医療、福祉関係による協議の場の開催回数	1 回	
【目標値】 保健、医療、福祉関係による協議の場への関係者の参加者数	20 人	延べ人数
【目標値】 保健、医療、福祉関係による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	目標回数

3) 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- ・障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等を令和8年度末までに1か所整備
- ・コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め年1回以上の運用状況の検証及び検討実施

【成果目標】

事 項	目 標	備 考
【目標値】 地域生活支援拠点数	1 か所	設置に向けて今後検討を行う。
【目標値】 コーディネーターの配置人数	1 人	
【目標値】 運用状況の検討回数	年 1 回	目標回数
【目標値】 強度行動障害を有する人への支援体制の整備	検討	整備に向けた検討を行う。

4) 福祉施設から一般就労への移行等

■福祉施設の一般就労への移行実績（就労移行支援事業等）

【国の基本指針】

- ・一般就労への移行者数：令和 8 年度中に令和 3 年度実績の 1.28 倍以上が福祉施設から移行

【成果目標】

事 項	目 標	備 考
令和 3 年度中一般就労移行者数	2 人	令和 3 年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 一般就労移行者数	3 人	令和 8 年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数

■一般就労への移行実績（就労移行支援）

【国の基本指針】

- ・就労移行支援事業利用者：令和 3 年度の 1.31 倍以上増加

事 項	目 標	備 考
令和 3 年度末の 就労移行支援事業所利用者数	2 人	令和 3 年度末における 就労移行支援事業所の利用者数
【目標値】 就労移行支援事業所の利用者数	3 人	令和 8 年度末における 就労移行支援事業所の利用者数

■一般就労への移行実績（就労継続支援）

【国の基本指針】

- ・就労継続支援事業（A 型）：令和 3 年度の 1.29 倍以上増加
- ・就労継続支援事業（B 型）：令和 3 年度の 1.28 倍以上増加

【成果目標】

事 項	目 標	備 考
【目標値】 令和 8 年度の年間一般就労者数	3 人	令和 8 年度において就労継続支援事業（A 型）を利用し、一般就労する人の数
【目標値】 令和 8 年度の年間一般就労者数	16 人	令和 8 年度において就労継続支援事業（B 型）を利用し、一般就労する人の数

■就労移行支援事業終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所

【国の基本指針】

- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする

【成果目標】

事 項	目 標	備 考
【目標値】 就労移行支援事業終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所	0事業所	

■就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所

【国の基本指針】

- ・令和8年度において、町内就労移行支援事業所のうち、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）が80%以上の事業所を全体の7割以上となる事業所の割合を2割5分以上とする

【成果目標】

事 項	目 標	備 考
【目標値】 令和8年度末の就労定着率が80%の事業所が全体の70%以上の事業所数	0事業所	

5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、基幹相談支援センター設置する

【成果目標】

事 項	目 標	備 考
令和5年度末の地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	0か所	
【目標値】 令和8年度末の地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	無	令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置
【目標値】 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員配置の見込み	無	令和8年度末
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	有	
討実施回数（頻度）、参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定	有	

6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

- ・市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

【成果目標】

事 項	目 標	備 考
【目標値】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	有	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加 都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無

7) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
- ・令和8年度末までに、全ての市区町村において障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保
- ・令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

【成果目標】

事 項	目 標	備 考
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1か所	設置に向けて今後検討を行う。
障害児の地域社会への参加・インクルージョンを推進する体制の構築	有	構築に向けて今後検討を行う。
児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	設置に向けて今後検討を行う。
医療ケア児の協議の場を設置、コーディネーター配置数	5人	現状維持
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援体制	有	設置に向けて今後検討を行う。
【目標値】プログラムの受講者数	1人	
【目標値】プログラムの実施者数	2人	

第3章 必要なサービスの見込み量の設定

1. 障害福祉サービスの利用動向と見込み量

前計画の利用実績の推移を踏まえるとともに、サービスの再編やニーズ調査などを総合的に勘案して、第7期障がい福祉計画における障害福祉サービスの見込み量を定めました。

(1) 訪問系サービス

サービスの概要

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより自己判断能力に制限を受けている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

サービスの実績と見込み量

- ・訪問系サービスは居宅介護（ホームヘルプ）の利用のみとなっています。
 - 居宅介護：利用者数は、見込みを上回りましたが、利用量は見込みを下回っています。
 - 重度訪問介護：利用見込み・実績ともにありません。
 - 行動援護：利用見込み・実績ともにありません。
 - 重度障害者等包括支援：利用見込み・実績ともにありません。
 - 同行援護：利用見込み・実績ともにありません。
- ・令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに、次のとおり見込みます。令和6年度より、訪問系サービスの見込みは、サービス毎に見込むこととなりました。
- ・実績値の上段は見込み値、中段は実績値、下段は見込み値との差を表します。ただし、実績値0の場合は表記を省略します。

サービス名	単位	実績（R5 は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	（利用人数） 人日／月	10 16 (+6)	11 12 (+1)	11 12 (+1)	10	10	10
	（利用量） 時間分／月	120 131 (+11)	130 128 (-2)	130 125 (-5)	125	125	125
重度訪問介護	（利用人数） 人日／月	0	0	0	0	0	0
	（利用量） 時間分／月	0	0	0	0	0	0
行動援護	（利用人数） 人日／月	0	0	0	0	0	0
	（利用量） 時間分／月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	（利用人数） 人日／月	0	0	0	0	0	0
	（利用量） 時間分／月	0	0	0	0	0	0
同行援護	（利用人数） 人日／月	0	0	0	0	0	0
	（利用量） 時間分／月	0	0	0	0	0	0

見込み量確保のための方策

- ・精神障がい者や重度障がい者に対するサービス提供事業所の確保に努めます。
- ・巡回相談支援「やまびこ相談」で適切なサービスの情報を図ります。
- ・同行援護及び行動援護に従事する専門的人材の確保に努めます。
- ・現在介助を必要としていない方の高齢化や介助者の状況により、今後は利用の増加が見込まれます。必要なときに必要なサービス提供が可能となるよう体制づくりに努めます。

(2) 日中活動系サービス

①施設による日中活動サービス

サービスの概要

サービス名	内 容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所 (福祉型、医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間(夜間を含む)、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービスの実績と見込み量

- 日中活動系サービスの利用人数は毎年並行する傾向にあります。
 - 療養介護：令和3年から令和5年度には人数の増減はありません。
 - 生活介護：利用人数は、26～30人、利用量は550～559人日分となっています。いずれの年も見込値を下回っています。
令和6年度より生活介護利用者のうち重度障がい者、高次脳機能障がい者を有する方、医療的ケアが必要な方を見込むこととなりました。
 - 短期入所：福祉型・医療型を合わせた利用者数は、大幅に見込みを上回りましたが、1月当たりの利用日数は見込みを下回りました。
令和6年度より、短期入所利用者のうち、強度行動障がい、高次脳機能障がい者を有する方を見込むこととなりました。
- 令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに、次のとおり見込みます。
- 実績値の上段は見込み値、中段は実績値、下段は見込み値との差を表します。ただし、実績値0の場合は表記を省略します。

サービス名	単位	実績(R5は見込み)			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
療養介護	(利用人数) 人/月	4 3 (-1)	4 3 (-1)	4 3 (-1)	3	3	3
生活介護	(利用人数) 人/月	30 26 (-4)	31 30 (-1)	31 27 (-4)	30	30	30
	(利用人数) 人日分/月	610 545 (-65)	630 559 (-71)	630 550 (-80)	610	610	610
うち重度障がい者	(利用人数) 人/月	— 13 —	— 13 —	— 14 —	14	14	14
	(利用人数) 人日/月	— 271 —	— 260 —	— 270 —	270	270	270

サービス名	単位	実績（R5 は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
うち高次脳機能障がい を有する方	(利用人数) 人／月	— 0 —	— 0 —	— 0 —	0	0	0
	(利用人数) 人日／月	— 0 —	— 0 —	— 0 —	0	0	0
うち医療的ケアが必要 な方	(利用人数) 人／月	— 0 —	— 0 —	— 0 —	0	0	0
	(利用人数) 人日／月	— 0 —	— 0 —	— 0 —	0	0	0
短期入所 (福祉型、医療型)	(利用人数) 人／月	9 20 (+11)	9 20 (+11)	10 17 (+7)	8	8	8
	(利用人数) 人日／月	31 35 (+4)	31 19 (-12)	33 4 (-29)	21	21	21
うち強度行動障がい を有する方	(利用人数) 人／月	— 0 —	— 0 —	— 0 —	0	0	0
うち高次脳機能障がい を有する方	(利用人数) 人／月	— 0 —	— 0 —	— 0 —	0	0	0

見込み量確保のための方策

- ・ 社会福祉協議会、福祉施設や事業所等と連携強化し、サービスの実施主体の確保に努めます。
- ・ 短期入所の利用を希望する知的障がい者が多いことから、緊急時の利用や医療援助等のニーズにも対応したサービス提供体制を整備していきます。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

サービスの概要

サービス名	内 容
自立訓練（機能訓練）	対象：身体障がい者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	対象：知的障がい者・精神障がい者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。

サービスの実績と見込み量

- 自立訓練事業の利用は少ない状況が続いています。
 - 自立訓練（機能訓練）（生活訓練）：令和4年度までは利用者が1人いましたが、令和5年度では利用実績はありません。
令和6年度より、自立訓練利用者のうち精神障がい者を有する方を見込むこととなりました。
- 令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに、障がい者のニーズや地域生活への移行利用等を勘案し、次のとおり見込みます。
- 実績値の上段は見込み値、中段は実績値、下段は見込み値との差を表します。ただし、実績値0の場合は表記を省略します。

サービス名	単位	実績（R5は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自立訓練（機能訓練）	（利用人数） 人／月	0	0	0	0	0	0
	（利用人数） 人日分／月	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	（利用人数） 人／月	0 1 (+1)	0 1 (+1)	1 0 (-1)	0	0	0
	（利用人数） 人日分／月	0 19 (+19)	0 11 (+11)	22 0 (-22)	0	0	0
うち精神障がい者を有する方	（利用人数） 人／月	— 1 —	— 1 —	— 0 —	0	0	0
	（利用人数） 人日／月	— 19 —	— 11 —	— 0 —	0	0	0

見込み量確保のための方策

- 社会福祉協議会、福祉施設や事業所等と連携を強化し、サービスの実施主体の確保に努めます。
- 利用期限が定められているサービスもあるため、早期に更新案内を送付するなど、途切れることなく支援ができるような体制の構築に努めます。

③就労支援（就労移行支援・就労継続支援）

サービスの概要

サービス名	内 容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した障がい者に対し、企業や自宅等への訪問等により、就労に伴う生活面の課題解決に向けた支援を行います。
就労選択支援 【R7年度より】	就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にする支援です。

サービスの実績と見込み量

- 就労支援サービスの利用は、今後も増加すると見込んでいます。
 - 就労移行支援：令和3年度は見込みを上回りましたが、令和5年度は見込みどおりとなっています。
 - 就労継続支援：就労継続支援A型は、令和3～5年度にかけて利用者は5人へ増加しています。就労継続支援B型は、令和4年度までは見込みを上回り、令和5年度は見込みどおりとなっています。
 - 就労定着支援：見込み、実績ともにありません。
 - 就労選択支援：令和7年度よりサービスが開始されます。
- 令和5年度までの各サービス利用実績等をもとに、障がい者のニーズや地域生活への移行利用等を勘案し、次のとおり見込みます。
- 実績値の上段は見込み値、中段は実績値、下段は見込み値との差を表します。ただし、実績値0の場合は表記を省略します。

サービス名	単位	実績（R5は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
就労移行支援	（利用人数） 人／月	1 2 (+1)	1 1 (±0)	1 1 (±0)	1	1	1
	（利用人数） 人日分／月	22 36 (+14)	22 21 (-1)	22 22 (±0)	22	22	22
就労継続支援A型	（利用人数） 人／月	2 2 (±0)	2 4 (+2)	2 5 (+3)	5	5	5
	（利用人数） 人日分／月	40 50 (+10)	40 56 (+14)	40 58 (+18)	60	60	60

サービス名	単位	実績（R5 は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
就労継続支援B型	（利用人数） 人／月	11 12 (+1)	11 12 (+1)	11 11 (±0)	12	12	12
	（利用人数） 人日分／月	230 188 (-42)	230 184 (-46)	230 200 (-30)	220	220	220
就労定着支援	（利用人数） 人／月	0	0	0	0	0	0
就労選択支援 【新規 R7】	（利用人数） 人／月					1	1
	（利用人数） 人日分／月					1	1

見込み量確保のための方策

- ・県、公共職業安定所、就労支援事業所、高齢・障害者雇用支援機構、障がい者就業・生活支援センター、高等技術専門校等の関係機関と連携し、情報の共有を図りながら、職場の拡大や雇用の継続を推進します。

(3) 居住系サービス

サービスの概要

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、食事・入浴・排せつなどの介護や家事などの日常生活上の支援、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所などの関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービスの実績と見込み量

- ・居住系サービスの利用は大きな変動はありません。
 - 共同生活援助：利用人数は見込みを下回りました。
令和6年度より、共同生活援助利用者のうち、精神障がい、高次脳機能障がいを有する方を見込むこととなりました。
 - 施設入所支援：利用人数は見込みを下回りました。今後は、高齢化に伴い利用が増えるとみこんでいます。
- ・共同生活援助については、施設の入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活移行の状況を勘案して、次のとおり見込みます。
- ・実績値の上段は見込み値、中段は実績値、下段は見込み値との差を表します。ただし、実績値0の場合は表記を省略します。

サービス名	単位	実績（R5は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
共同生活援助	(利用人数) 人／月	16 15 (-1)	17 15 (-2)	17 15 (-2)	16	16	16
うち精神障がい者	(利用人数) 人／月	— 7 —	— 7 —	— 7 —	8	8	8
うち高次脳機能障がいを有する方	(利用人数) 人／月	— 0 —	— 0 —	— 0 —	0	0	0
施設入所支援	(利用人数) 人／月	31 26 (-5)	31 24 (-7)	31 24 (-7)	26	26	26

見込み量確保のための方策

- ・アンケート調査結果では、共同生活援助を利用するニーズは多くなく、一方で施設入所支援は一定量の利用ニーズがありました。地域生活移行の観点から増加を見越したサービス提供量を勘案するとともに、事業所等と協議、連携を図りながらサービスの提供に努めます。
- ・現在介助を必要としていない方の高齢化や介助者の状況により、今後は利用の増加が見込まれます。必要なときに必要なサービス提供が可能となるよう体制づくりに努めます。

(4) 相談支援

サービスの概要

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するために、サービス等利用計画を作成するとともに、支給決定後、モニタリングやサービス事業者等との連絡調整、計画の見直し等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所、又は精神病院に入院している障がい者に対し、住居の確保、その他地域における生活に移行する相談、その他の支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身等の状況で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の場合、必要な支援を行います。
自立生活援助	入所施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人の家を定期的に訪問し、生活面や体調面の確認や助言等を行います。

サービスの実績と見込み量

- 相談支援事業は、現在支援を必要としない方、介助者の健康に不安がある方、相談をしない方が一定数いることから、今後は利用が増加するものと見込んでいます。
 - 計画相談支援：利用人数は、令和３年以降大きな変動はありませんが、見込みを下回りました
 - 地域移行支援：見込み・実績ともにありません。
 - 地域定着支援：見込み・実績ともありません。
 - 自立生活援助：見込み・実績ともにありません。
- 令和６年度より、自立生活援助の利用者のうち精神障がい者を有する方を見込むこととなりました。
- 令和５年度までの各サービス利用実績等をもとに、障がい者のニーズや地域生活への移行利用等を勘案し、次のとおり見込みます。
- 実績値の上段は見込み値、中段は実績値、下段は見込み値との差を表します。ただし、実績値０の場合は表記を省略します。

サービス名	単位	実績（R5は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	(利用人数) 人／月	72 73 (+1)	74 70 (-4)	76 70 (-6)	72	74	76
地域移行支援	(利用人数) 人／月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	(利用人数) 人／月	0	0	0	0	0	0
自立生活援助	(利用人数) 人／月	0	0	0	0	0	0
うち精神障がい者	(利用人数) 人／月	0	0	0	0	0	0

見込み量確保のための方策

- 相談支援専門員の育成に努め、事業者の参入を図ります。
- 地域移行支援・地域定着支援について、相談支援の普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携強化に努めます。
- 医療機関や福祉施設からの退院者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう支援します。
- アンケート調査結果で、親なき後もできるだけ住み慣れた地域で暮らしたいという意見がありました。このような不安を解消するため、相談支援の充実に努めます。
- やまびこ相談（巡回相談）の有効的な活用に努めます。

2. 地域生活支援事業の実施状況と目標

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

事業の概要

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去や合理的配慮の推進、障がい者等の理解を深め、差別や虐待をなくすための研修・啓発を行います。

事業実績と目標

物理的なバリア（段差など）にとどまらず、心理的なバリア（差別感情など）や視覚・聴覚障がい者などに対する情報のバリア、制度や慣習などをも含む概念（社会的障壁）の除去を図るために、障害者虐待防止法に基づく障がいのある人への虐待の防止対策に努めるほか、障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いをなくし、合理的な配慮の推進に努めます。

サービス名	単位	実績（R5 は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	町職員参加人数（人）	0	1	1	1	1	1

目標達成のための方策

- ・町職員や町関係施設の職員を対象とする研修の実施や意識のバリアフリーの働きかけを行い、障がいや障がい者に対する理解と意識を高めます。
- ・見えない障がいに対する配慮につとめ、見えない障がいへの理解に対する啓蒙・啓発を行います。
 - 障がい種別に対応した障がいを有する方への接し方等のパンフレット等を作成します。
 - 「ヘルプマーク」や「障がいに関するマーク」の紹介をしていきます。
 - 「パーキング・パーミッド制度※」の普及・啓発を実施します。
 - 障がい者向けのスマートフォンアプリの紹介等を行います。
- ・受付窓口へのタブレット等の設置を検討します。

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法という。）に基づき、車椅子使用者の利用のしやすさに配慮した駐車施設（車椅子使用者用駐車施設）の設置が義務付けられています。

② 自発的活動支援事業

事業の概要

サービス名	内 容
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

事業実績と目標

- ・障がい者等が集える場として開催している、よりそい事業をサポートし活動の支援を行います。
- ・「地域活動支援センターとみた」の委託事業として、あすなろ作業所等と地域交流支援事業を行っています。
- ・町単独事業として、各団体への助成を実施しています。

サービス名	単位	実績（R5 は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

目標達成のための方策

- ・よりそい事業が継続して実施できるように努めます。
- ・障がい福祉サービス事業所等との連携を行い事業の拡大に努めます。
- ・各種申請時に各団体（パンフレット）の紹介等を行います。

③ 相談支援事業

事業の概要

サービス名	内 容
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

事業実績と目標

- ・相談支援事業の実績は以下のとおりです。

■障害者相談支援事業：委託事業所数は、現在7事業所（うちピアカウンセリング事業3事業所）に委託しています。

障害者相談支援事業は、年3回定期的な相談会を実施し、相談事業所の相談支援専門員が対応しています。

【委託先】相談支援事業淡島学園、こなん、相談支援ひのみね、とみた県南コミュニティケアセンター等

■基幹相談支援センター：設置及び実績はありません。

■基幹相談支援センター等機能強化事業：設置及び実施実績はありません。

■住宅入所等支援事業（居住サポート事業）：障害者相談支援事業所（3か所）に事業委託し、必要に応じて対応しています。

- ・令和5年度までの各事業の利用実績、本町の実情と利用者のニーズ、制度見直しによる事業の充実等を勘案し、次のとおり見込みました。
- ・実績値の上段は見込み値、中段は実績値、下段は見込み値との差を表します。ただし、実績値0の場合は表記を省略します。

サービス名	単位	実績（R5は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害者相談支援事業	委託事業所数	4 7 (+3)	4 8 (+4)	4 7 (+3)	6	6	6
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
住宅入所等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	有	有	有	有	有	有

目標達成のための方策

- ・身体・知的・精神の3障がいのみならず、高次脳機能障がい者、難病患者の方々等への各種ニーズに対応できるよう、南部I障害者自立支援協議会の機能強化と相談支援の充実を図っていきます。

④ 成年後見制度利用支援事業

事業の概要

サービス名	内 容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする重度の知的障がいのある人、もしくは精神障がいのある人で、必要な費用の助成を受けなければ制度の利用が困難な人に対して、成年後見制度の申立に要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

事業実績と目標

- ・成年後見制度利用支援事業の利用見込みは今後増加が見込まれます。
- ・令和 4 年 4 月より、権利擁護センターを設置し、中核基幹業務を「とくしま絆ネット」へ委託しました。
- 成年後見制度利用支援事業：令和 5 年度実績は 1 件ありました。
- ・令和 5 年度までの各事業の利用実績、本町の実情と利用者のニーズ、制度見直しによる事業の充実等を勘案し、次のとおり見込みました。
- ・実績値の上段は見込み値、中段は実績値、下段は見込み値との差を表します。ただし、実績値 0 の場合は表記を省略します。

サービス名	単位	実績（R5 は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度利用支援事業	（利用人数） 人／年	1 0 （-1）	1 0 （-1）	1 1 （±0）	1	1	1

目標達成のための方策

- ・相談支援や町障がい者虐待防止センター等と連携しながら、成年後見制度の周知に努めるとともに、制度の適切な利用につなげていきます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

事業の概要

サービス名	内 容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

事業実績と目標

成年後見制度法人後見支援事業については、令和 5 年度実績はありません。

また、現在、事業実施を見込んでいません。

実績値の上段は見込み値、中段は実績値、下段は見込み値との差を表します。ただし、実績値 0 の場合は表記を省略します。

サービス名	単位	実績（R5 は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度法人後見支援事業	（利用人数） 人／年	0	0	0	0	0	0

目標達成のための方策

- ・社会福祉協議会やNPO法人などと連携して、必要とする方たちのニーズに対応できる体制の整備に努めます。

⑥ 意思疎通支援事業

事業の概要

サービス名	内 容
手話通訳者派遣事業	聴覚に障がいのある人がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚に障がいのある人に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を町役場に設置して、事務手続き等の利便を図ります。

事業実績と目標

- 意思疎通支援事業は、現状を維持するものと見込んでいます。
 - 手話通訳者派遣事業：見込み・実績ともにありません。
 - 要約筆記者派遣事業：令和３年度より利用実績があります。
 - 手話通訳者設置事業：見込み・実績ともにありません。
- 令和５年度までの各事業の利用実績、本町の実情と利用者のニーズ等を勘案し、次のとおり見込みました。
- 実績値の上段は見込み値、中段は実績値、下段は見込み値との差を表します。ただし、実績値０の場合は表記を省略します。

サービス名	単位	実績（R5 は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者派遣事業	（利用人数） 延人／年	0	0	0	0	0	0
	利用件数	0	0	0	0	0	0
要約筆記者派遣事業	（利用人数） 延人／年	0 1 (+1)	0 2 (+2)	0 1 (+1)	1	1	1
	利用件数	0 1 (+1)	0 1 (+1)	0 1 (+1)	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0	0	0	0

目標達成のための方策

- カウンター等へホワイトボードやタブレットを設置し、コミュニケーションがとりやすい環境を整備できるように検討します。
- 圏域での協力体制を維持し、事業の実施及び人材育成に協力し、質の向上を図ります。
- 庁内他部署との連携を図り、「手話」を題材とした生涯学習講座等の開催を検討します。
- 情報バリアフリーの環境づくりを推進し、サービス内容等の周知を図ります。
- 音声から文字に変換するスマートフォンアプリ等の紹介を行います。

⑦日常生活用具給付等事業

事業の概要

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

事業実績と目標

- ・日常生活用具給付等事業に関しては、排泄管理支援用具の給付件数は増加し、情報・意思疎通支援用具ではわずかな件数となっています。
- ・令和5年度までの各事業の利用実績、本町の実情と利用者のニーズ、制度見直しによる事業の充実等を勘案し、次のとおり見込みました。
- ・実績値の上段は見込み値、中段は実績値、下段は見込み値との差を表します。ただし、実績値0の場合は表記を省略します。

サービス名	単位	実績（R5 は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援用具	給付件数／年	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	給付件数／年	1 0 (-1)	1 0 (-1)	1 0 (-1)	1	1	1
在宅療養等支援用具	給付件数／年	1 0 (-1)	1 0 (-1)	1 0 (-1)	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	給付件数／年	12 12 (±0)	24 12 (-12)	24 15 (-9)	12	12	12
排泄管理支援用具	給付件数／年	216 257 (+41)	228 268 (+40)	228 278 (+50)	288	298	298
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	給付件数／年	1 0 (-1)	1 0 (-1)	1 0 (-1)	1	1	1

目標達成のための方策

- ・情報提供の充実に努めます。特に手帳交付時に制度の説明を行うとともに、相談支援専門員等と連携して利用希望者やニーズを把握し、対象者への周知を図ります。
- ・多様な事業者の参入促進を図ります。

⑧手話奉仕員養成研修事業

事業の概要

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

事業実績と目標

現在、事業実施を見込んでいません。

実績値の上段は見込み値、中段は実績値、下段は見込み値との差を表します。ただし、実績値 0 の場合は表記を省略します。

サービス名	単位	実績（R5 は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	0	0	0	0	0	0

目標達成のための方策

- ・手話奉仕員養成研修の実施を検討します。
- ・庁内他部署との連携を図り、「手話」を題材とした生涯学習講座等の開催を検討します。

⑨移動支援事業

事業の概要

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

事業実績と目標

- ・移動支援事業については、実施か所数に変動はありませんが、利用者数は減少しています。
- ・令和 5 年度までの各事業の利用実績、本町の実情と利用者のニーズ、制度見直しによる事業の充実等を勘案し、次のとおり見込みました。
- ・実績値の上段は見込み値、中段は実績値、下段は見込み値との差を表します。ただし、実績値 0 の場合は表記を省略します。

サービス名	単位	実績（R5 は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
移動支援事業	実施力所数	8 8 (±0)	8 8 (±0)	8 8 (±0)	7	7	7
	利用者数／年	50 34 (-16)	45 30 (-15)	45 30 (-15)	30	30	30
	時間／月	760 30 (-730)	750 28 (-722)	750 35 (-715)	35	35	35

目標達成のための方策

- ・移動支援事業の周知を図り、サービスの利用促進、提供体制の確保に努めます。
- ・サービス提供事業者における専門的な人材の確保及び資質の向上を働きかけていきます。

⑩地域活動支援センター

事業の概要

サービス名	内 容
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うもので、基礎的事業と基礎的事業を機能強化する事業とがあります。機能強化事業の例として、下記の類型が設けられています。 I 型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る啓発等を行います。相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。 II 型：地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 III 型：地域の障がい者等のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

事業実績と目標

- ・町内作業所等に相談員が出向き、相談や社会交流の場を確保する支援を実施しています。
- ・圏域内の地域活動支援センターは1か所の事業所（I 型）で実施しています。
【委託先】とみた県南コミュニティケアセンター
- ・令和5年度までの利用実績、本町の実情と利用者のニーズ等を勘案し、次のとおり見込みました。
実績値の上段は見込み値、中段は実績値、下段は見込み値との差を表します。ただし、実績値0の場合は表記を省略します。

サービス名	単位	実績（R5 は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域活動支援センター	実施力所数	1 1 (±0)	1 1 (±0)	1 1 (±0)	1	1	1
	実利用者数	24	18	18	18	18	18

目標達成のための方策

- ・就労移行支援、就労活動支援等を利用しない、できない人にも人や社会との交流機会をつくる地域活動支援センターの取組の周知等を推進します。

⑪精神障がいにも対応した地域ケア包括ケアシステム

事業の概要

サービス名	内 容
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」 (通称：にも包括)	精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された、地域共生社会の実現に向かっていく上で欠かせないシステムのこと

事業実績と目標

- 令和元年度より南部Ⅰ障害者自立支援協議会で協議の場を設置しています。
- 令和５年度までの利用実績、本町の実情等を勘案し、次のとおり見込みました。

サービス名	単位	実績（R5 は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
にも包括構築に関する保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数 回	2	2	6	2	2	2

目標達成のための方策

- 今後も協議の場を継続し、精神障がいにも対応した地域ケア包括ケアシステムの充実に努めます。

⑪その他（災害対策）

事業の概要

サービス名	内 容
個別避難計画の作成	災害対策基本法に定められる個別避難計画の作成

事業実績と目標

- 個別避難計画の啓発活動を推進します。
- 令和７年度末までに優先者より個別避難計画の作成を順次していきます。
- 障がい者の障がい特性に応じた消耗品や備蓄品（避難時に必要なもの等）のリストの作成し、災害時の備蓄の必要性の啓発活動を実施します。

目標達成のための方策

- 関係部署、関係機関と連携し、災害時に強い体制づくりの構築を早急に進めます。

3. 任意事業の実施状況と目標

事業の概要

サービス名	内 容
日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。
福祉ホームの運営	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除きます）について、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事業所等関係機関との連携、調整等を行います。

事業実績と目標

地域生活支援事業の必須事業以外の任意事業に関しては、日中一時支援事業は利用者数、実施か所数について大きな変動はありません。福祉ホームの運営については、実績がありません。

令和5年度までの各事業の利用実績、本町の実情と利用者のニーズ、制度見直しによる事業の充実等を勘案し、次のとおり見込みました。

実績値の上段は見込み値、中段は実績値、下段は見込み値との差を表します。ただし、実績値0の場合は表記を省略します。

サービス名	単位	実績（R5は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
日中一時支援事業	(利用人数) 人／年	2 2 (±0)	2 2 (±0)	2 2 (±0)	2	2	2
福祉ホームの運営	実施力所数	0	0	0	0	0	0
	(利用人数) 人／月	0	0	0	0	0	0

目標達成のための方策

- ・日中一時支援事業については、介護者の一時的な休息を確保し、介護負担の軽減に努めます。

4. 障がい児福祉サービスの利用動向と見込み量

本計画の対象となる「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児をいいます。

障がい児支援は、障がいを持った子どもたちの健やかな育ちを保障し、あたり前の地域生活とその継続を支援するために必要なサービスです。子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図り、障がい児とその保護者（家族）のニーズに応じた十分なサービス量を確保する取り組みを進めていきます。

（１）障害児通所支援

サービスの概要

サービス名	内 容
児童発達支援 医療型児童発達支援	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行うサービスです。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対してその他の児童との集団生活への適應のために専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのある児童の自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与を行います。

サービスの実績と見込み量

児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者数は増加しています。

令和6年度以降の見込み量については、令和5年度までの各サービス及び障害児相談支援の利用実績及び町内在住の18歳未満の障害者手帳所持者数等をもとに、次のとおり見込みます。

実績値の上段は見込み値、中段は実績値、下段は見込み値との差を表します。ただし、実績値0の場合は表記を省略します。

サービス名	単位	実績（R5は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	（利用人数） 人／月	1 1 (±0)	1 3 (+2)	1 1 (±0)	1	1	1
	（利用量） 人日分／月	5 3 (-2)	5 9 (+4)	5 4 (-1)	4	4	4

サービス名	単位	実績（R5 は見込み）			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
うち重度障がい児	（利用人数） 人／月	0	0	0	0	0	0
	（利用量） 人日分／月	0	0	0	0	0	0
うち医療的ケア児等	（利用人数） 人／月	0	0	0	0	0	0
	（利用量） 人日分／月	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	（利用人数） 人／月	0	0	0	0	0	0
	（利用量） 人日分／月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	（利用人数） 人／月	3 3 (±0)	3 3 (±0)	3 2 (-1)	3	3	3
	（利用量） 人日分／月	15 2 (-13)	15 16 (+1)	15 16 (+1)	20	20	20
うち重度障がい児	（利用人数） 人／月	— 1 —	— 1 —	— 1 —	1	1	1
	（利用量） 人日分／月	— 2 —	— 0 —	— 0 —	2	2	2
うち医療的ケア児等	（利用人数） 人／月	0	0	0	0	0	0
	（利用量） 人日分／月	0	0	0	0	0	0
保育所等訪問支援	（利用人数） 人／月	0	0	0	0	0	0
	（利用量） 人日分／月	0	0	0	0	0	0
うち重度障がい児	（利用人数） 人／月	0	0	0	0	0	0
	（利用量） 人日分／月	0	0	0	0	0	0
うち医療的ケア児等	（利用人数） 人／月	0	0	0	0	0	0
	（利用量） 人日分／月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	（利用人数） 人／月	0	0	0	0	0	0
	（利用量） 人日分／月	0	0	0	0	0	0
うち重度障がい児	（利用人数） 人／月	0	0	0	0	0	0
	（利用量） 人日分／月	0	0	0	0	0	0
うち医療的ケア児等	（利用人数） 人／月	0	0	0	0	0	0
	（利用量） 人日分／月	0	0	0	0	0	0

	見込み量確保のための方策
--	--------------

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・児童発達支援、放課後等デイサービスの提供体制を確保します。・発達障がい児等の早期発見・早期対応ができ、障がい児への切れ目のない十分なサービスの提供が図れる体制の整備に努めます。 |
|--|

(2) 障害児相談支援

サービスの概要

サービス名	内 容
障害児相談支援	障がい児の通所サービスの利用に関する援助を行い、「障がい児支援計画」に沿って、一定期間ごとに見直しを行います。

サービスの実績と見込み量

障害児相談支援についても、利用人数は増加傾向にあります。

令和 6 年度以降の見込み量については、令和 5 年度までの各サービス及び障害児相談支援の利用実績及び町内在住の 18 歳未満の障害者手帳所持者数等をもとに、次のとおり見込みます。

実績値の上段は見込み値、中段は実績値、下段は見込み値との差を表します。ただし、実績値 0 の場合は表記を省略します。

サービス名	単位	実績 (R5 は見込み)			見込み量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害児相談支援	(利用人数) 人	5 3 (-2)	5 6 (+1)	5 5 (±0)	5	5	5
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	協議の場の有無	有	有	有	有	有	有
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	(配置人数) 人	— 3 —	— 5 —	— 5 —	5	5	5

見込み量確保のための方策

- ・ 障害児相談支援により、個々の状況やニーズに応じた関係機関の紹介等を行っていきます。

第4章 サービス利用における利用者負担と軽減措置

1. 利用者負担の軽減

障害福祉サービスの利用者負担は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行により開始しました。それまで支援費制度での所得に着目した「応能負担」から、サービス量と所得に着目した「応益負担」の仕組みに見直され、10%の定率負担及び負担上限月額が定められました。

その後、低所得の障がい者等の利用者負担が重くなりすぎないように、定率負担及び実費負担それぞれに軽減策が講じられました。平成22年4月には低所得（区市町村税非課税）の障がい者等につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とし、さらに平成22年12月には、障害者自立支援法が改正され、負担能力に応じた利用者負担とすることが法律上にも明記されました。平成25年4月に施行された障害者総合支援法でも引き続き、負担能力に応じた利用者負担とすることが定められています。

2. 利用者負担の上限額について

（1）月ごとの利用者負担

児童福祉法に基づく障がい児を対象とするサービス利用者の負担上限月額について、所得に応じて次の4区分があり、1か月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用者も同様です。

障害児の利用者負担区分

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 （所得割28万円 ^{（注）} 未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

注：収入が概ね920万円以下の世帯が対象

障害者の利用者負担区分

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯 ^{（注1）}		0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円 ^{（注2）} 未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます ^{（注3）}		9,300円
一般2	上記以外		37,200円

注1：3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象

注2：収入が概ね6700万円以下の世帯が対象

注3：入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となる。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

(2) 療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免

療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります。療養介護を利用する方は、従前の福祉部分自己負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。20歳以上の入所者の場合で低所得の方は、少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。

(3) 高額障害福祉サービス等給付費

世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。障がい者の場合は、障がい者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます（償還払い）。

障がい児が障害者総合支援法に基づくサービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所支援のうちいずれか2以上のサービスを利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます（償還払い）。

世帯に障がい児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減されます。

(4) 食費等実費負担の減免措置

食費等実費負担についても、減免措置が講じられます。

20歳以上の入所者の場合、入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、54,000円を限度として施設ごとに額が設定されますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を54,000円として設定し、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。なお、就労等により得た収入については、24,000円までは収入として認定しません。また、24,000円を超える額については、超える額の30%は収入として認定しません。

通所施設では、「低所得」、「一般1（グループホーム利用者（所得割16万円未満）含む）」の場合、食材料費のみの負担となるため、実際にかかる額の約3分の1の負担となります。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。

注：減免措置の内容は令和6年3月時点での設定であり、法改正等により内容が変更になる場合があります。

（5）グループホームの利用者への家賃助成

グループホーム（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む）の利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者1人当たり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

（6）生活保護への移行防止策

負担軽減策を講じても、自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合、生活保護の対象とならない額まで自己負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

資料編

1 那賀町障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成 26 年 3 月 1 日

告示第 8 号

（設置）

第 1 条 この要綱は、那賀町の福祉、保健施策の指針とする那賀町障害福祉計画を策定するため、その総合的な事項を検討する那賀町障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次の事務を行う。

- （１）障害福祉計画の策定に関する事項。
- （２）その他障害福祉計画の策定に関して必要な事項。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 15 人をもって、組織する。

2 委員は、障害者団体、社会福祉団体、学識経験者、行政関係機関等から町長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（任期）

第 6 条 委員の任期は、福祉計画の策定が完了するまでの期間とする。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、保健医療福祉課において行う。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会において定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日から適用する。

附則（平成 28 年 3 月 31 日告示第 37 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 那賀町第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画 策定委員会委員名簿

所 属	役 職	氏 名
那賀町議会	産業厚生常任委員長	高木 健多
那賀町身体障害者会連合会	会 長	岸 秀樹
那賀町手をつなぐ育成会	会 長	新田 友久
丹生谷精神障害者家族会	会 長	西村 三希子
あすなろ作業所	所 長	鵜澤 守
那賀町社会福祉協議会	会 長	大西 英雄
那賀町民生児童委員連絡協議会	会 長	山原 鐵雄
相生包括ケアセンター	センター長	濱田 邦美
南部総合県民局保健福祉環境部	係長	出葉 真悟
阿南公共職業安定所	職業相談第 2 部門 統括雇用指導官	松岡 知子
那賀町商工会	会 長	谷崎 史明
那賀町保健センター	センター長	大内 仁
総務課	課 長	葛木 幸男
すこやか子育て課	課 長	藤長 歩
保健医療福祉課	課 長	池田 繁人

※敬称略、順不同

3 那賀町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定過程

	開催日	議 事	開催場所
第1回	令和5年 6月1日（木）	・委員長及び副委員長の選任 ・第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定の方向性について ・障がいのある人を取り巻く現状について ・アンケート案について	那賀町役場相生庁舎 会議室2
第2回	令和5年 10月6日（金）	・第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の計画案について	那賀町相生老人福祉センター 大会議室
パブリック コメント	令和6年 1月4日～1月18日 （14日間実施）	町民の方から意見を収集	
第3回	令和6年 2月2日（金）	・計画案について ・パブリックコメントの結果について	那賀町役場相生庁舎 会議室2

4 那賀町 第3次障がい者計画

第1章 計画の基本目標

1. 障がい者施策の体系

前述の「基本理念」のもとに、「基本目標」と「施策の方向性」を示しました。

それぞれの個別施策における計画の体制については、今後の社会状況に留意し柔軟に対応し、推進していきます。

基本理念	互いに手を取りあい、思いやりの心で創る那賀町
基本目標	1 相談体制や権利擁護の支援体制の充実 2 地域で自立して生活するためのサービスの推進 3 就労支援の強化 4 緊急時・災害時の安全と安心の確保 5 地域共生での暮らしやすさの確保
施策の方向性	1 相談体制の充実 2 保健・医療サービスの充実 3 障害者福祉サービスの充実 4 地域移行生活の推進 5 緊急時・災害時の安全・安心策の確保 6 暮らしやすいまちづくりの増進
基本施策	1 相談支援体制の充実・強化、意思決定支援 2 保健・医療サービスの充実 3 障がい者福祉サービスの充実 4 地域移行生活の推進 5 緊急時・災害時の安全と安心の確保 6 暮らしやすいまちづくりの増進

2. 基本目標における施策の方向性と基本施策

地域でともに暮らし、世代を超えてみんなが手を取り、支えながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちとなるよう、障がいへの理解と支え合いの町民意識を醸成し、支援体制や生活環境の充実を実現するために、施策の方向性と基本施策を以下に示します。

基本目標 1 相談体制や権利擁護の支援体制の充実		
施策の方向性	基本施策	施策
1. 相談体制の充実	相談支援体制の充実・強化、意思決定支援	基幹相談支援センターを中心とした相談支援
		総合的な情報提供体制の充実

障がいのある人に必要な支援は、障がいの種類や程度、生活状況などによって異なります。障がいの種別や程度によっては、障がい福祉サービスの利用意向や希望する生活などの意思表示ができる方もいますが、中には難しい方もいます。一人ひとりが必要なサービスを的確に利用できるよう、福祉、保健、医療、教育をはじめとしたさまざまな情報を集約し、さまざまな相談に対応できる体制が必要であると考えます。そのためにも障がいの種別に関わらず、身近な場所で相談できるよう、町や県の関係機関、障がい者施設や福祉事業者とのさらなる連携強化を図る必要があります。

また、社会のあらゆる場面における障がい者差別の解消や虐待の防止、障がい者の権利擁護に対する取組がますます重要になってきています。そこで、基幹相談支援センターの設立を目標に掲げ、今後、その基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業の展開により、相談しやすい専門性と広い守備範囲を備えたコーディネート力による相談支援体制をめざし、啓発活動を継続して行います。

基本目標 2 地域で自立して生活するためのサービスの推進		
施策の方向性	基本施策	施策
2. 保健・医療サービスの充実	保健・医療サービスの充実	発達支援相談
		障がい児通所支援等の充実
		保健指導・健康相談
		障害者医療費助成制度
3. 障害福祉サービスの充実	障害者福祉サービスの充実	自立支援給付
		地域生活支援事業
		地域自立支援協議会の活性化

障がい者（児）が住み慣れた地域で生活を維持・継続していくためには、個々のニーズに応じた障害福祉サービスが地域の社会資源として充実していることや、適切なサービスの利用に向けたきめ細かい継続的な支援が大切です。多くの方が適切な支援を受け、限りある社会資源を有効に使いこなすための体制の整備も必要です。サービス量を見込みながら、関係機関と調整し、公平・適正な給付に努めていく必要があります。

日本では約 420 万人が精神疾患の治療を受けており、患者数は増加しています。本町においても精神科等への通院利用となる自立支援医療（精神通院）受給者や精神障害者保健福祉手帳を持つ方が増えてきています。精神障がい者が安定した日常生活を継続するためには、本人への支援のみならず、周囲の方々の理解を促し、社会全体で支え合うことが求められます。悩みを抱えて困っている方が相談できる「いのちの希望（電話・メール）」「障害者サポートダイヤル」等、県内の専門相談機関も活用しながら、同時に保健・医療・福祉関係者等の連携の強化により支援を進めていきます。

基本目標 3 就労支援の強化		
施策の方向性	基本施策	施策
4. 地域移行生活の推進	地域移行生活の推進	個々の特性に応じたきめ細やかな支援
		就労移行支援サービスの利用

障がい者に対する経済的支援は、国の所得保障政策等により各種年金や手当等が支給されています。地域移行生活を推進するためには、障がい者が自立した社会生活を送ることが必要となり、就労は大きな柱の一つとなります。障がい者の生活基盤を支え、経済的な自立を支援していくためにも、障害者就業・生活支援センター等の利用により、一人ひとりの障がい者自身の就労意欲の向上や事業所等における障がい者雇用に対する理解を進めていく必要があります。そして、民間企業における障がい者の法定雇用率は令和3年3月には2.2%から2.3%まで引き上げられる「追い風」の中だからこそ、より丁寧な就労定着に向けた支援を行っていきます。

基本目標 4 緊急時・災害時の安全と安心の確保		
施策の方向性	基本施策	施策
5. 緊急時・災害時の安全と安心の確保	緊急時・災害時の安全・安心策の確保	障がい者個々の情報収集・管理
		要支援者支援対策マニュアルの整備
		地域交流の活発化

災害時要援護者名簿の活用により、災害発生時の避難等に支援を必要とする人を事前に把握するとともに、その後地域で安否確認を行うことができるように、地域の関係機関等との情報共有をすすめていく必要があります。そのためにも、日頃より自主防災訓練等の地域活動への障がい者自身の積極的な参加の働きかけにより、障がいのある人もない人も利用しやすい避難所の運営方法等について、より実践的な取組としてすすめていきます。

基本目標5 地域共生での暮らしやすさの確保		
施策の方向性	基本施策	施策
6. 暮らしやすいまちづくりの増進	暮らしやすいまちづくりの増進	在宅サービスの充実
		地域生活支援事業の展開

家族の介護や支援を受けながら在宅生活を送ってきた障がい者にとっては、本人や家族の高齢化等により、主に介護や支援をしてくれる方の存在や、安心して暮らせる家など地域で生活するための生活基盤を失うことがあり、これまでと同じ生活の継続ができなくなる恐れがあります。

個別的なニーズに応じ、障害福祉サービスにおける居宅介護や通所系施設を利用した日中活動、移動支援など適切な在宅サービスを組み合わせて自宅における一人暮らしの継続やグループホームの利用、24 時間支援の整った施設に入所するといった選択肢が確保されていることが必要となります。

限りある社会資源を活用し、本人が望む生活を実現するため、スポーツや文化芸術活動も含め、関係機関と協力して支援するとともに地域生活支援拠点の整備を推進していきます。

第2章 重点的な取組

本計画では、「基本目標」の実現に向けて、特に積極的な取組により事業を推進していく必要がある下記項目を、重点的な取組として掲げます。

重点的な取組 1	地域生活支援体制の推進
基幹相談支援センターと関係機関が連携し、障がい者がいつでも相談でき、地域で安心して生活できるように地域生活支援体制機能の充実を推進していきます。	
重点的な取組 2	障がい等のある子どもへの支援
障がいのある子どもや発達に心配のある子どもの相談支援環境の整備に努めます。昨今、特に求められている専門性の高い相談に対応すべく、保健センターにおける発達検査や専門職による個別指導、言語聴覚士による相談等の事業を継続していくとともに、就学前や就学後においても切れ目のない支援が行えるよう、医療機関や教育委員会等、関係各機関で連携を図っていきます。	
重点的な取組 3	地域生活移行の支援
精神障がい者の地域移行については、医療機関との連携を積極的に図り、退院支援を推進します。退院支援においては、入院中から退院に向けた意欲の喚起や本人の意向に沿った移行支援、地域生活を支えるサービスの提供、居住の場の確保を含む高齢の精神障がい者に対する支援など、関係部署が連携し、組織横断的に取り組む必要があります。	
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築により、地域で生活を継続できるように支援を行き渡らせていきます。	
重点的な取組 4	就労支援の充実
障がい者の就労意欲の高まりと、企業における障がい者雇用に対する理解や法定雇用率の引き上げ等が追い風となる一方、景気の低迷等による社会情勢が見通せない状況です。就職や職場定着の支援など一人ひとりのニーズにあった支援を行えるよう、ハローワークや就労支援事業所等との連携による重層的な就労支援を続けます。また、企業に対しても障がい者が安心して働き続けられる環境整備を働きかけていきます。	

5 用語解説

用 語	説 明
あ 行	
意思疎通支援事業	地域生活支援事業の一つ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。
移動支援	地域生活支援事業の一つ。円滑に外出できるよう、移動を支援する。
医療型児童発達支援	上肢や下肢、体幹機能に障害のある児童に対し、児童発達支援に併せて治療を行うサービス。
医療的ケア児	病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていく上で必要な医療的援助を必要とする子ども。
一般就労	障害者の就労の種類の一つ。労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企業への就労のこと。
か 行	
協働	住民・市民活動団体・事業者及び行政がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって、対等な立場で努力しともに取り組むこと。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う障害福祉サービス。地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において数人の知的障がい者や精神障がい者、身体障がい者などが、一定の経済的負担を負って共同で生活し、同居又は近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が行われる。
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等、生活全般にわたる援助を行う障害福祉サービス。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。
グループホーム	「共同生活援助」を参照。
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい知的障害者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
公共職業安定所	厚生労働省からの指示を受け、都道府県労働局が地域の産業・雇用失業情勢に応じた雇用対策を展開している。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う。
高次脳機能障害	外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等のこと。
行動援護	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う障害福祉サービス。

用 語	説 明
さ 行	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日において入浴、排せつ、食事の介護等を行う障害福祉サービス。
肢体不自由	身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、もっとも対象者が多い。
児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う障がい児通所支援。福祉型と医療型がある。
自発的活動支援事業	地域生活支援事業の一つ。障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う。ボランティア活動支援等。
社会資源	社会的ニーズを充足するさまざまな物質や人材の総称。社会福祉では、社会福祉施設、備品、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材等のことを指す。
社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。
重度障害者等包括支援	重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供する障害福祉サービス。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う障害福祉サービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。
就労継続支援 （Ａ・Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。雇用型（Ａ型）と非雇用型（Ｂ型）がある。
就労選択支援	障がいのある人が希望や能力・適性に合った仕事探しや支援機関選びができるよう支援する障害福祉サービスです。サービス開始は令和 7 年度より予定されている。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言を行う障害福祉サービス。
手話通訳者	音声言語を手話に、又は手話を音声言語に変換して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格し、聴覚障がい者の社会参加を支援するための専門家。

用 語	説 明
手話奉仕員	手話を用いて、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した者。
手話奉仕員養成研修事業	地域生活支援事業の一つ。手話奉仕員の養成研修を行う。
障害支援区分	障害福祉サービスの利用にあたり、障がい者の支援の必要度を表す、6段階の区分（区分1～6：区分6の人が必要度が高い）。区分に応じて適切なサービスやサービスの支給量が決められる。
障害者基本法	障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
障害者計画	障害者基本法の規定に基づき、都道府県・市区町村が策定する計画で、障がい者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるもの。
障害者雇用促進法	障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務付けるなど、障がい者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」。
障害者差別解消法	障害者基本法の基本的な理念に沿って、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置（＝合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障害のある人もない人もともに暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
障害者総合支援法	障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。
障害福祉計画	障害者総合支援法の規定に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務付けられている。
ショートステイ	「短期入所」を参照。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。機能訓練と生活訓練の2種類がある。
自立支援医療	障がいに係る公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。
自立生活援助	一人暮らしを希望する障がい者等について、必要な理解力や生活力を補うために、定期的な訪問や随時の対応により必要な支援を行う障害福祉サービス。

用 語	説 明
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、１級から６級までに区分される。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間において入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する障害福祉サービス。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって１級から３級までに区分される。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのことであり、地域共生社会の実現に向かっていく上で欠かせないもの。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。
成年後見制度 法人後見支援事業	地域生活支援事業の一つ。成年後見制度における法人後見活動を支援するために、法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築等を行う。
成年後見制度 利用支援事業	地域生活支援事業の一つ。障害福祉サービスを利用する知的障がい者や精神障がい者に対し、権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行う。
相談支援事業	地域生活支援事業の一つ。障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する。
相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。
た 行	
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、一時的に短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事その他の必要な介護等を行う障害福祉サービス。
地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する１８歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う障害福祉サービス。
地域活動支援センター	地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行い、障がい者の自立した地域生活を支援する場。当センターの運営は、地域生活支援事業として位置づけられる。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

用 語	説 明
地域生活支援拠点	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、地域の実情に応じた居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）をもつ場所のこと。
地域生活支援事業	障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。移動支援事業や、成年後見制度利用支援事業等。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う障害福祉サービス。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障害者等が外出する際に、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行う障害福祉サービス。
特別支援学級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。平成 19 年の学校教育法改正により、特殊学級から特別支援学級に名称変更された。
特別児童扶養手当	20 歳未満の在宅の重度障がい児の保護者に支給される手当。特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する障がい児 1 級、2 級を監護、養育している保護者が対象。
な 行	
南部 I 自立支援協議会	障がい者の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。主な役割としては、障がい福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障害者一人ひとりの具体的な支援策の検討等。
難病	難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。 このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること、その他厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。
日常生活用具給付等事業	地域生活支援事業の一つ。障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。
任意事業	地域生活支援事業のうち、必須事業でないものを指す。例えば、訪問入浴サービス、レクリエーション活動等支援、成年後見制度普及啓発等。
ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

用 語	説 明
は 行	
発達障がい	発達障がい者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がい対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどが含まれる。
福祉ホーム	住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う施設。当該施設の運営は、地域生活支援事業の任意事業として実施される。
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等の安定した利用を促進するための訪問支援。
放課後等デイサービス	学校に就学している障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する障がい児通所支援。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
や 行	
要約筆記	難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。
ら 行	
理解促進研修 ・啓発事業	地域生活支援事業の一つ。市町村が実施する、地域住民を対象とした障がい者等に対する理解を深めるための研修、啓発イベントの開催等。
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある人などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。
療育手帳	知的障害者福祉法により知的障害と判定された人に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う障害福祉サービス。

那賀町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行：那賀町
編集：那賀町 保健医療福祉課
住所：徳島県那賀郡那賀町延野字王子原 31 番地 1
電話：0884-62-1141